

杉並区子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定について

令和元年12月1日に公表した「杉並区子ども・子育て支援事業計画【第2期：令和2～6年度】(案)」について、区民等の意見提出手続の結果等を踏まえ、一部修正をしたうえで、以下のとおり策定しましたので報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和元年12月1日(日)～令和2年1月6日(月)

(2) 公表方法

- ・広報すぎなみ(令和元年12月1日号)
- ・杉並区公式ホームページ
- ・文書による閲覧

(子どもセンター、区立保育園、区立子供園、児童館、子ども・子育てプラザ、区立図書館、各区民事務所及び区政資料室)

(3) 意見提出実績

計3件(個人2件、団体1件) 延べ15項目

- ・文書 2件
- ・FAX 0件
- ・電子メール 1件
- ・ホームページ 0件

2 提出された意見と区の考え方等

(1) 区民等の意見の概要と区の考え方(別紙1)

(2) 杉並区子ども・子育て支援事業計画(案)の修正一覧(別紙2)

なお、区民等の意見に基づく修正は行わない。

3 修正後の杉並区子ども・子育て支援事業計画(別紙3)

4 今後のスケジュール

令和2年3月 計画の公表

区民等の意見の概要と区の考え方

1 計画案に対する意見(項目の記載は計画本体の章建てによる)

| 項目 | 意見の概要 | 区の考え方 |
|--|--|--|
| 第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等 | | |
| 1 就学前の教育・保育 | | |
| (2) 保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等) | | |
| 1 | <p>希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境を整えるに当たっては、いわゆる潜在需要も含めて対応してほしい。</p> <p>また、区内に保育が必要な子どもがいる外国人定住者が増える中、保育所申込要綱について、多言語化や、横浜市で取り組んでいる「やさしい日本語」を使用する対応が必要である。</p> | <p>今後の施設整備計画では、ご指摘の点も踏まえ、女性の就業率の伸び等に応じた整備量を見込んでいます。</p> <p>また、外国人の方々への対応として、申込要綱は、漢字に平仮名を振るなどの配慮をするほか、入所相談時に相談者の母国語を話せる職員または通訳者が対応しています。なお、横浜市の取組は今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 地域子ども・子育て支援事業 | | |
| (2) すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) | | |
| 2 | <p>産後の母親は、家事や育児に追われたり、産後うつ等で自ら支援を求められなかったりするため、区の定期的な訪問や電話によるサポートなど、寄り添った対応をしてほしい。</p> | <p>区では、出産後の全家庭への「すこやか赤ちゃん訪問」等を通して、母親の心身の不調や育児不安の早期発見に努めています。そうした中で、支援が必要な方には、保健センターの保健師が継続的に訪問等を行っており、今後とも関係機関とも連携してきめ細やかな寄り添い型の相談・支援を行ってまいります。</p> |

| (5) 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業) 【5-3 地域のおける一時預かり】 | |
|---|---|
| 3 | <p>急な用事等に対応できるよう、一時預かりは当日の申込みできるようにしてほしい。</p> <p>また、空きが無く予約できないことも多いため、定員を増やすとともに、日曜・祝日も実施してほしい。</p> |
| | <p>一時預かりでは、空き状況等に応じて、当日の受入れも可能ですので、各施設にお問い合わせください。</p> <p>また、一時預かり事業については、平成30年度に開設した子ども・子育てプラザ天沼及び同成田西の2か所で新たに実施し、本年9月開設予定の同高円寺でも実施して、地域のニーズに応じてまいります。</p> <p>なお、日曜・祝日の利用について、現在はひととき保育宮前の1か所のみで日曜に対応しています。このほか、日曜・祝日に利用できる、子育て応援券の民間託児サービス事業者が46事業者ございます。</p> |
| (7) 病児保育(病児保育事業) | |
| 4 | <p>ニーズに応じて利用できるよう、病児保育室を増やしてほしい。</p> |
| | <p>病児保育室は、これまでの2か所(西荻北、和田)に加え、本年3月に1か所(天沼)、さらに令和2年度中に1か所の増設を図っていきます。</p> |
| (8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業) | |
| 5 | <p>ファミリー・サポート・センター事業について、登録手続きができる場所が限られているため、改善してほしい。</p> <p>登録しても協力会員が見つからずに、利用できないことがあるため、地域大学を活用するなどにより、人材確保を図ってほしい。</p> <p>また、協力会員宅での預かりに加え、自宅を訪問して預かってもらいたい。</p> |
| | <p>ファミリー・サポート・センター事業の受託事業者は、利用会員と協力会員を適切にマッチングするため、登録時に保護者と面談を行い、お子さんの状況を把握しているため、ウェルファーム杉並(天沼3-19-16)内のみで登録手続きを行っていますので、ご理解ください。</p> <p>また、協力会員の確保については、事業受託者と協議し、本年度から協力会員の住所要件を拡大(区内から近接区市に拡大)しました。</p> <p>なお、現在自宅に訪問して預かるサービスは行っていないですが、本年度から、新1年生の学校から放課後の居場所やおけいごとへの送迎も対象とし、援助の拡充を図っています。</p> |

2 その他の意見

| 項目 | 意見の概要 | 区の考え方 |
|------------|--|---|
| その他 | | |
| 6 | <p>区立施設再編整備計画に基づき、杉九ゆうゆうハウスの機能が、(仮称) 東原地域コミュニティ施設に移転することであるが、終日勉強に利用できる部屋を設けてほしい。</p> <p>また、中・高校生向けに、複数の居場所を整備してほしい。</p> | <p>杉九ゆうゆうハウスの機能は、大規模改修後の中央図書館（令和2年9月リニューアルオープン予定）及び(仮称) 東原地域コミュニティ施設（令和3年1月開設予定）で継承することとしており、(仮称) 東原地域コミュニティ施設内には、勉強等にも利用可能なラウンジスペースを設けていきます。</p> <p>また、中・高校生の居場所は、現在のゆう杉並に加え、(仮称) 永福三丁目複合施設（令和3年4月開設予定）内に、新たな居場所を整備するとともに、この実施状況等を踏まえ、その後の展開を推進していきます。</p> |
| 7 | <p>子育て応援券について、引き続き事業を継続するとともに、以前利用できたサービスを使えるようにしてほしい。</p> | <p>子育て応援券の利用サービスについては、「地域で子育てを応援する」等の事業の趣旨を踏まえて、必要な見直しを図ってきたものですので、ご理解ください。</p> <p>また、区では平成30年度に、これまでの利用状況等を詳細に調査・分析し、令和2年度から利用サービスの改善等を実施することとしています。この一環として、応援券ガイドブック及び区ホームページにおいて、利用したいサービスを地域別・歳児別・サービス提供時期別に検索できるようにします。</p> |
| 8 | <p>子育て応援券について、産後1年以内でも有償券を購入できるようにしてほしい。</p> | <p>なお、誕生月にかかわらず、産後1年以内に有償券を購入できるようにしてほしいとの意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 9 | <p>子育て応援券が使える事業が探しやすくなるよう、区ホームページ等を改善してほしい。</p> | |
| 10 | <p>必要な時に必要なサービスを利用しやすくするよう、子育て支援事業・サービスの情報や、利用手続きをわかりやすく伝えてほしい。</p> | <p>区では、この間も、子育て便利帳やすぎなみ子育てサイトを改善するほか、子どもセンターや子ども・子育てプラザ等でのサービス利用相談及び情報提供の仕組みづくりを進めています。</p> <p>今後も、こうした取組の充実を図り、子育て支援に関するより適切な相談支援と情報提供に努めていきます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 11 | <p>区の子育て支援事業・サービスは、一般的に登録や利用手続きが容易ではないため、スマートフォン用のアプリケーションを活用したマッチングの仕組みを構築してほしい。</p> | <p>現在のところ、アプリケーションを活用した事業・サービスのマッチングの仕組みを直ちに構築する予定はありませんが、AI（人工知能）等のICT（情報通信技術）の活用による行政サービスの効率化は、区政の課題として捉えていますので、区として引き続き調査・研究を進めていきます。</p> |
| 12 | <p>産後のショートステイやデイケアを誰もが低額で利用できるようにしてほしい。</p> | <p>本区の産後ケア事業（ショートステイ、デイケア、訪問支援）は、利用が必要と判断された妊産婦を対象に行っています。それ以外の方には、子育て応援券が利用可能な区内のサービスとして、実施しており、令和2年度から、それらの応援券による産後ケアサービス（短期宿泊、日帰り）をより利用しやすくするため、1回当たりの利用限度額を引き上げる（短期宿泊：10,000円→30,000円、日帰り：5,000円→15,000円）とともに、ゆりかご券でのタクシー利用の拡大（妊産婦の外出支援の観点から、利用の事由にかかわらず可に）を図ることとしました。</p> |
| 13 | <p>中野区や渋谷区、世田谷区のように産後ケア事業を充実してほしい。</p> | |
| 14 | <p>双子や年子の場合の産前・産後ヘルパーの利用回数を増やしてほしい。 また、出生後に子どもが長期入院となる場合に対応するため、利用可能期間を長くしてほしい。</p> | <p>産前・産後支援ヘルパー事業の利用回数は、妊娠中は5日以内、出産後は母親の退院翌日から2か月間で15日以内ですが、多胎の場合は出産後1年間で30日以内の利用ができるよう配慮しています。 この利用期間の延長は、現在予定していませんが、必要に応じて子育て応援券が利用できる産前・産後サービスを案内しているところです。</p> |
| 15 | <p>父母が共に学ぶ産後学級があると良い。それにより、母親の悩みを減少させ、父親の育児参加意識を高めることができる。</p> | <p>子ども・子育てプラザでは、乳幼児親子や妊娠中の方を対象に、出産や育児に関する話しや先輩ママ、パパと交流できるプログラムを実施しています。また、保健センターでは、小児救急講座や離乳食講習会、育児相談など行っていますので、これらの機会を是非ご利用ください。</p> |

杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）の修正一覧

| 修正箇所 | | | 計画改正案 | 修正内容(修正は下線部) | 修正理由 |
|------|----|---------------------------------|--|--|---|
| No. | 頁 | 項目等 | | | |
| 1 | 1 | 2 計画の位置付け・期間等 | (1)計画の位置付け (※1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (令和元年9月 10 日内閣府告示_86号_____) | (1)計画の位置付け (※1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日号外内閣府告示第159号、令和元年9月10日内閣府告示第86号により改正) | より適切な記述に修正 |
| 2 | 9 | (2)保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等) | ②第1期計画期間内の取組状況 ○こうした量の確保とともに、保育の質の維持・向上を図る目的として、各保育施設に対する運営費等の一部補助、区立私立保育共同研修のほか、区独自に区立保育園園長経験者による巡回訪問及び医師・心理職による巡回指導等を実施し、各保育施設の円滑な運営等を支援しました。 | ②第1期計画期間内の取組状況 ○こうした量の確保とともに、保育の質の維持・向上を図る目的として、各保育施設に対する運営費等の一部補助、区立私立保育共同研修のほか、区独自に区立保育園園長経験者による巡回相談及び医師・心理職による巡回指導等を実施し、各保育施設の円滑な運営等を支援しました。 | 他の箇所と整合した表記に修正 |
| 3 | 10 | (2)保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等) | 【保育の質の確保に向けた主な取組】 ・各保育施設に対する巡回訪問・指導(区立保育園園長経験者による巡回訪問、医師・心理職による巡回指導) | 【保育の質の確保に向けた主な取組】 ・各保育施設に対する巡回相談・指導(区立保育園園長経験者による巡回相談、医師・心理職による巡回指導) | |
| 4 | 10 | (2)保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等) | 【保育の質の確保に向けた主な取組】 ・区立保育園における中核園(____令和2年度に7地域に1所ずつを指定_____)による地域の保育施設間の連携・情報共有等 | 【保育の質の確保に向けた主な取組】 ・区立保育園における中核園(当面、令和2年度に7地域で1園ずつ指定することとし、その取組状況を踏まえ、今後の指定拡大等を検討)による地域の保育施設間の連携・情報共有等 | より適切な記述に修正 |
| 5 | 17 | (5)-3 地域における一時預かり | ③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等 令和2年度 確保量合計 B 65,236 内訳ひととき保育 9 内訳子ども・子育てプラザ 5 差引 B-A 5,260 令和3年度 確保量合計 B 66,982 内訳ひととき保育 9 内訳子ども・子育てプラザ 5 差引 B-A 7,538 | ③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等 令和2年度 確保量合計 B 60,295 内訳ひととき保育 8 内訳子ども・子育てプラザ 4 差引 B-A 318 令和3年度 確保量合計 B 61,750 内訳ひととき保育 8 内訳子ども・子育てプラザ 4 差引 B-A 2,306 | 事業者の事情により、令和元年度末で閉鎖する「ひととき保育」が1所増えたこと等による修正 |

| | | | | | |
|---|----|-------------------------|---|---|---------------------------------------|
| | | | <p>令和4年度</p> <p>確保量合計B <u>66,982</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>9</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>5</u></p> <p>差引B-A <u>8,340</u></p> <p>令和5年度</p> <p>確保量合計B <u>66,982</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>9</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>5</u></p> <p>差引B-A <u>9,099</u></p> <p>令和6年度</p> <p>確保量合計B <u>66,982</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>9</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>5</u></p> <p>差引B-A <u>9,456</u></p> | <p>令和4年度</p> <p>確保量合計B <u>61,750</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>8</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>4</u></p> <p>差引B-A <u>3,107</u></p> <p>令和5年度</p> <p>確保量合計B <u>61,750</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>8</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>4</u></p> <p>差引B-A <u>3,867</u></p> <p>令和6年度</p> <p>確保量合計B <u>61,750</u></p> <p>内訳ひととき保育 <u>8</u></p> <p>内訳子ども・子育てプラザ <u>4</u></p> <p>差引B-A <u>4,223</u></p> | |
| 6 | 17 | (5)-3 地域における一時預かり | <p><確保策の推進等に当たっての基本的な考え方></p> <p>○「ひととき保育」は、令和元年度末で1所閉鎖する予定です。また、区立保育園の子育てサポートセンターも、当該園の民営化に伴い、令和元年度末で1所閉鎖します。</p> | <p><確保策の推進等に当たっての基本的な考え方></p> <p>○「ひととき保育」は、令和元年度末で2所閉鎖する予定です。また、区立保育園の子育てサポートセンターも、当該園の民営化に伴い、令和元年度末で1所閉鎖します。</p> | |
| 7 | 19 | (7) 病児保育 (病児保育事業) | <p>③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等</p> <p>令和2年度</p> <p>確保量B <u>5,362</u></p> <p>差引B-A <u>2,183</u></p> <p>令和6年度</p> <p>確保量B <u>6,838</u></p> <p>差引B-A <u>3,326</u></p> | <p>③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等</p> <p>令和2年度</p> <p>確保量B <u>5,340</u></p> <p>差引B-A <u>2,161</u></p> <p>令和6年度</p> <p>確保量B <u>6,810</u></p> <p>差引B-A <u>3,298</u></p> | 他の事業と同様に「うるう年」の影響は見込まないものとしたことによる修正 |
| 8 | 21 | (9) 学童クラブ (放課後児童健全育成事業) | <p>③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等</p> <p>令和3年度</p> <p>量の見込みA <u>5,180</u></p> <p>確保量 合計B <u>5,883</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>5,798</u></p> <p>差引B-A <u>703</u></p> <p>令和4年度</p> <p>量の見込みA <u>5,434</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,166</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>6,081</u></p> <p>差引B-A <u>732</u></p> <p>令和5年度</p> <p>量の見込みA <u>5,522</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,236</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>6,151</u></p> <p>差引B-A <u>714</u></p> <p>令和6年度</p> <p>量の見込みA <u>5,585</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,236</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>6,151</u></p> <p>差引B-A <u>651</u></p> | <p>③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等</p> <p>令和3年度</p> <p>量の見込みA <u>5,178</u></p> <p>確保量 合計B <u>5,674</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>5,589</u></p> <p>差引B-A <u>496</u></p> <p>令和4年度</p> <p>量の見込みA <u>5,432</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,080</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>5,995</u></p> <p>差引B-A <u>648</u></p> <p>令和5年度</p> <p>量の見込みA <u>5,520</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,150</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>6,065</u></p> <p>差引B-A <u>630</u></p> <p>令和6年度</p> <p>量の見込みA <u>5,584</u></p> <p>確保量 合計B <u>6,150</u></p> <p>内訳区立学童クラブ <u>6,065</u></p> <p>差引B-A <u>566</u></p> | 今後の学童クラブ利用者数及び区立学童クラブの整備量を精査したことによる修正 |

杉並区子ども・子育て支援事業計画

【第2期：令和2～6年度】

令和2年2月



第2期計画の策定に当たって

区はこの間、国が子ども・子育て支援法等に基づき、全国の区市町村を実施主体として、質の高い幼児教育・保育の提供や保育の量的拡充等のため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を本格実施することに合わせて、「杉並区子ども・子育て支援事業計画(第1期:平成27～31年度)」を策定し、各事業の推進に取り組んできました。その中で、保育を例に挙げれば、保護者のニーズが高い認可保育所を核とした施設整備を精力的に進め、平成30年4月及び平成31年4月には、2年連続して「待機児童ゼロ」を実現するとともに、保育の質を確保するための取組にも力を注いできたところです。

この度、こうした第1期計画期間における各事業の進捗状況や、「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果等を踏まえ、本区における子ども・子育て支援事業について、地域のニーズに応じつつ、より一層総合的・計画的な推進を図るため、第2期計画(令和2～6年度)を策定しました。

今後とも区は、本計画に基づく事業等の着実な推進を図り、将来を担う子どもの健やかな成長を支援してまいりますので、引き続き、区民及び関係団体・事業者の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和2年2月
杉 並 区

目 次

| | |
|--|------------|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | P1 |
| 1 計画の目的 | |
| 2 計画の位置付け・期間等 | |
| 第2章 区における子ども・子育てを取り巻く状況 | P4 |
| 1 人口・世帯 | |
| 2 保育・学童クラブ需要 | |
| 第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等 | P7 |
| 1 就学前の教育・保育 | |
| (1) 教育施設(私立幼稚園、区立子供園(短時間保育)) | |
| (2) 保育施設(認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等) | |
| 2 地域子ども・子育て支援事業 | |
| (1) 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業) | |
| (2) すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) | |
| (3) 利用者支援(利用者支援事業) | |
| (4) 乳幼児親子のつどいの場(地域子育て支援拠点事業) | |
| (5) 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業) | |
| (6) 延長保育(延長保育事業) | |
| (7) 病児保育(病児保育事業) | |
| (8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業) | |
| (9) 学童クラブ(放課後児童健全育成事業) | |
| (10) 子どもショートステイ(子育て短期支援事業) | |
| (11) 要保護児童等の支援のための事業(養育支援訪問事業等) | |
| (12) 保護者の実費徴収に係る補助(実費徴収に係る補足給付事業) | |
| (13) 新規参入施設への巡回支援等(多様な事業者の参入促進・能力活用事業) | |
| 第4章 計画の推進に向けて | P26 |
| 参考資料 | P27 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

- 少子高齢化の急速な進行に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き夫婦の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。これらの状況を踏まえ、今後とも区は、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援施策・事業を実施していく必要があります。
- 「杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期：令和2～6年度）」は、こうした状況等を踏まえ、第1期計画（平成27～令和元年度）に引き続き、本区における幼児教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援の取組を総合的・計画的に推進し、将来を担う子どもの健やかな成長を図るため策定するものです。

2 計画の位置付け・期間等

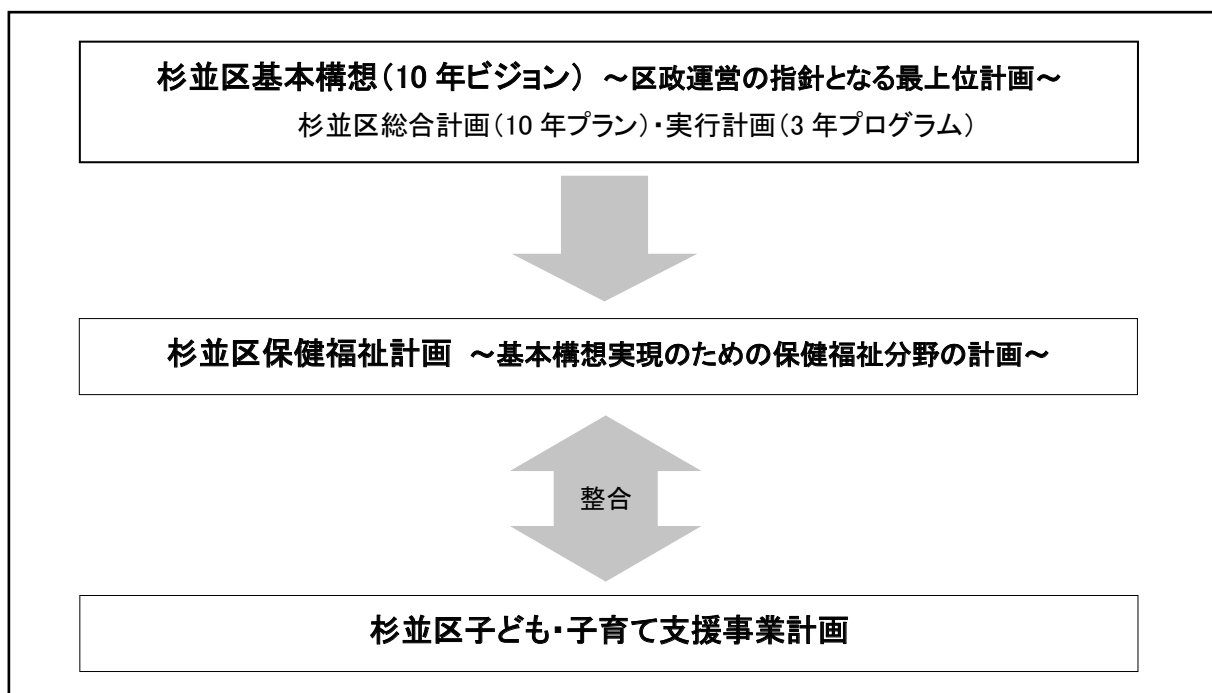
(1) 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、同法第60条の規定に基づき国が定めた「基本指針」^(※1)を踏まえて策定するものです。
 - (※1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日号外内閣府告示第159号、令和元年9月10日内閣府告示第86号により改正）
- 本計画では、国の基本指針に示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項^(※2)について、上位計画との整合を図りつつ計画化します。なお、同基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策・事業全般は、「杉並区保健福祉計画（平成30～令和3年度）」で明らかにしています。

(※2)子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

| 就学前の教育・保育 | 地域子ども・子育て支援事業 |
|--|--|
| <p>(1) 教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立幼稚園 ・ 区立子供園(短時間保育) <p>(2) 保育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所 ・ 地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育) ・ 認可外保育施設等 (認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園長時間預かり保育) | <p>(1) 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)</p> <p>(2) すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)</p> <p>(3) 利用者支援(利用者支援事業)</p> <p>(4) 乳幼児親子のつどいの場 (地域子育て支援拠点事業)</p> <p>(5) 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業)</p> <p>(6) 延長保育(延長保育事業)</p> <p>(7) 病児保育(病児保育事業)</p> <p>(8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業)</p> <p>(9) 学童クラブ(放課後児童健全育成事業)</p> <p>(10) 子どもショートステイ(子育て短期支援事業)</p> <p>(11) 要保護児童等の支援のための事業 (養育支援訪問事業等)</p> <p>(12) 保護者の実費徴収に係る補助 (実費徴収に係る補足給付事業)</p> <p>(13) 新規参入施設への巡回支援等 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)</p> |

<計画の体系概要>



(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和2～6年度までの5年間とします。
- なお、今後の社会情勢の変化等に柔軟・的確な対応を図るため、計画期間の中間年である令和4年度を目途に、必要な見直しを行うこととします。

(3) 区域の設定

- 本計画による、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するための区域^(※3)は、各施設・事業の実情等を踏まえ、第1期計画と同様に、「区全域を1つの区域」として設定します。

(※3) 区域の設定について

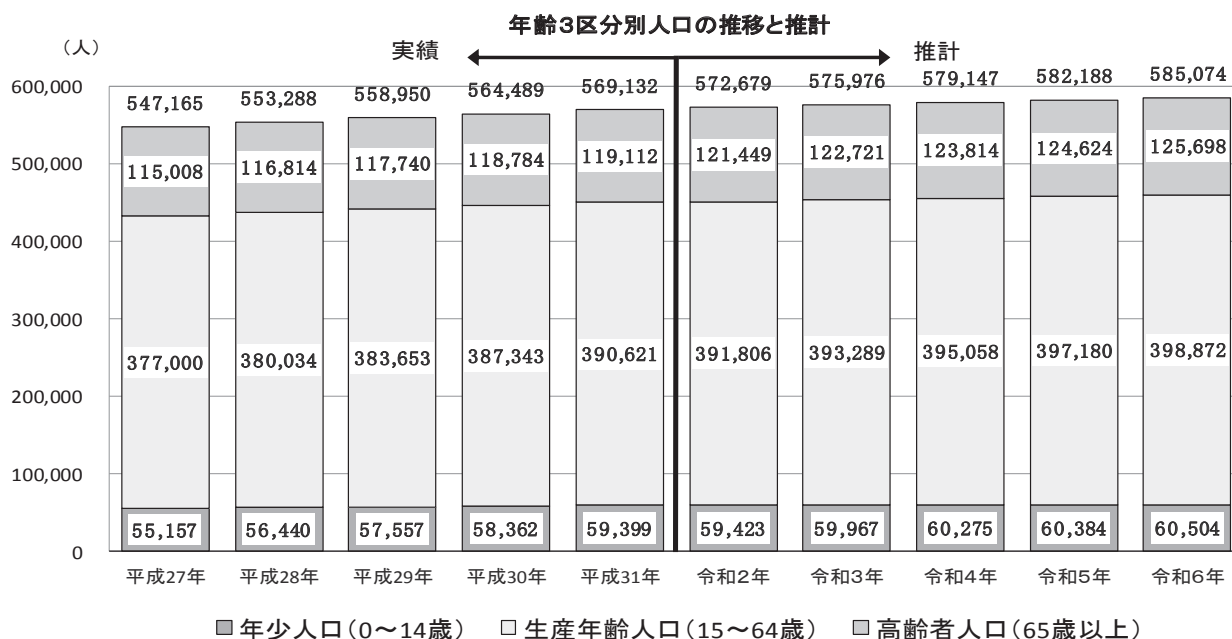
・「区市町村子ども・子育て支援事業計画」における区域の設定は、国の基本指針において、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域とすることを基本に区市町村の実情に即して設定し、その区域単位で施設・事業の整備・拡充等を図ることとしています。

第2章 区における子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯

(1) 年齢3区分別人口

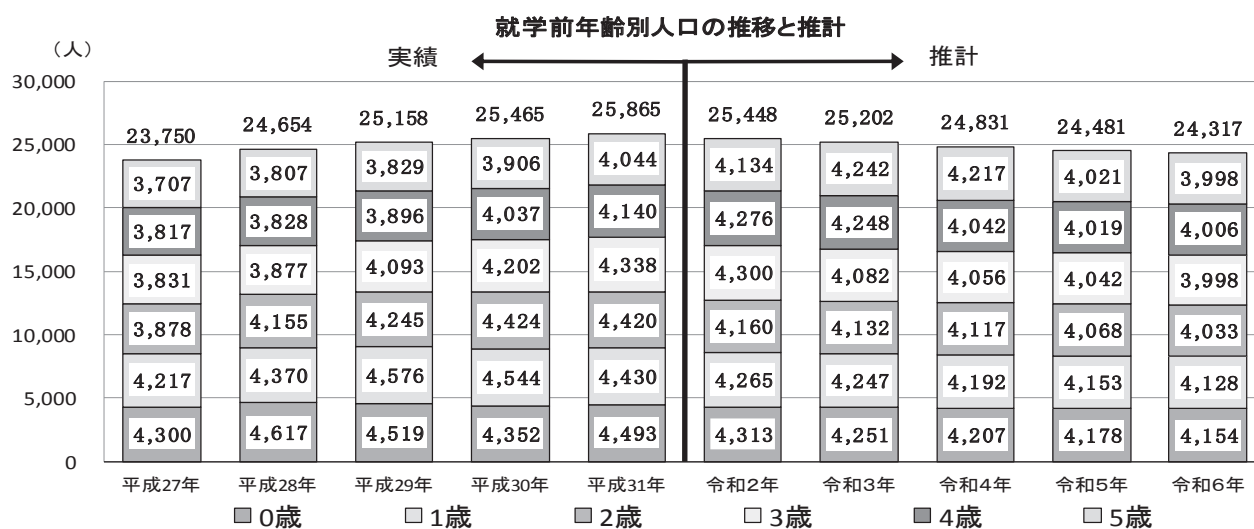
○ 区の人口は、引き続き増加が続くと見込まれます。



出典 実績：区住民基本台帳(各年1月1日現在。外国人登録者含む。) 推計：区推計

(2) 就学前人口

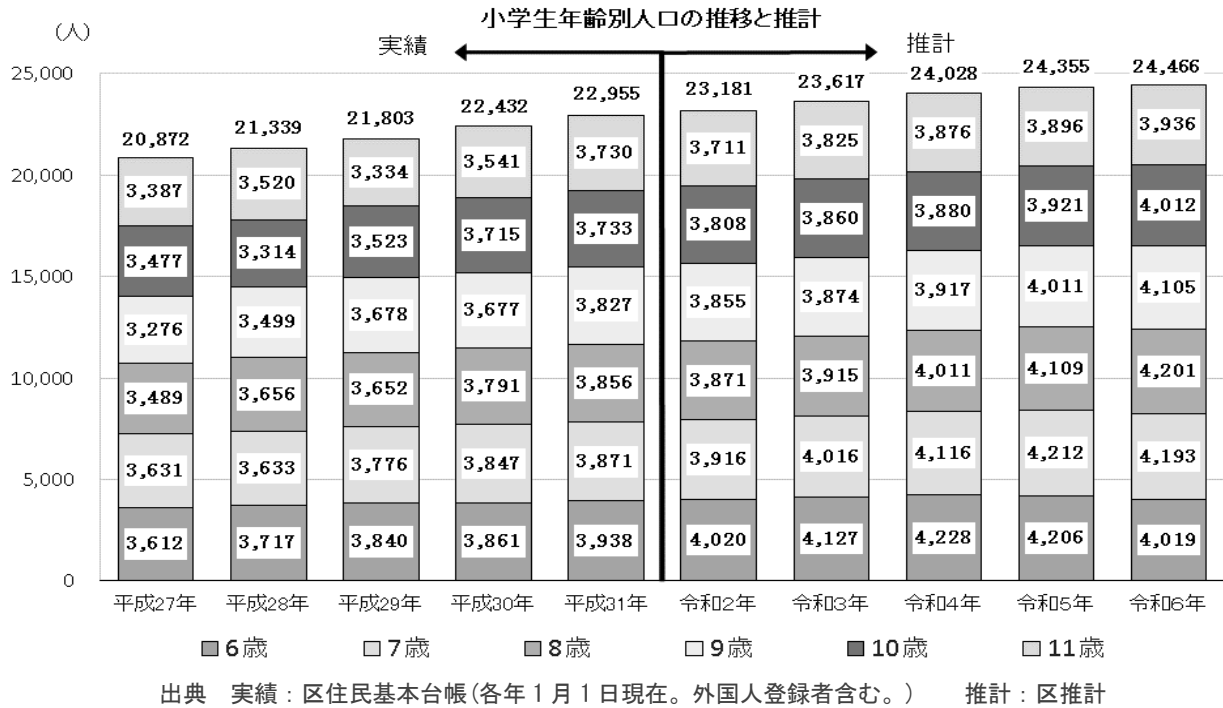
○ 小学校就学前の子どもの人口は、近年増加傾向にありましたが、令和2年度以降減少すると見込まれます。



出典 実績：区住民基本台帳(各年1月1日現在。外国人登録者含む。) 推計：区推計

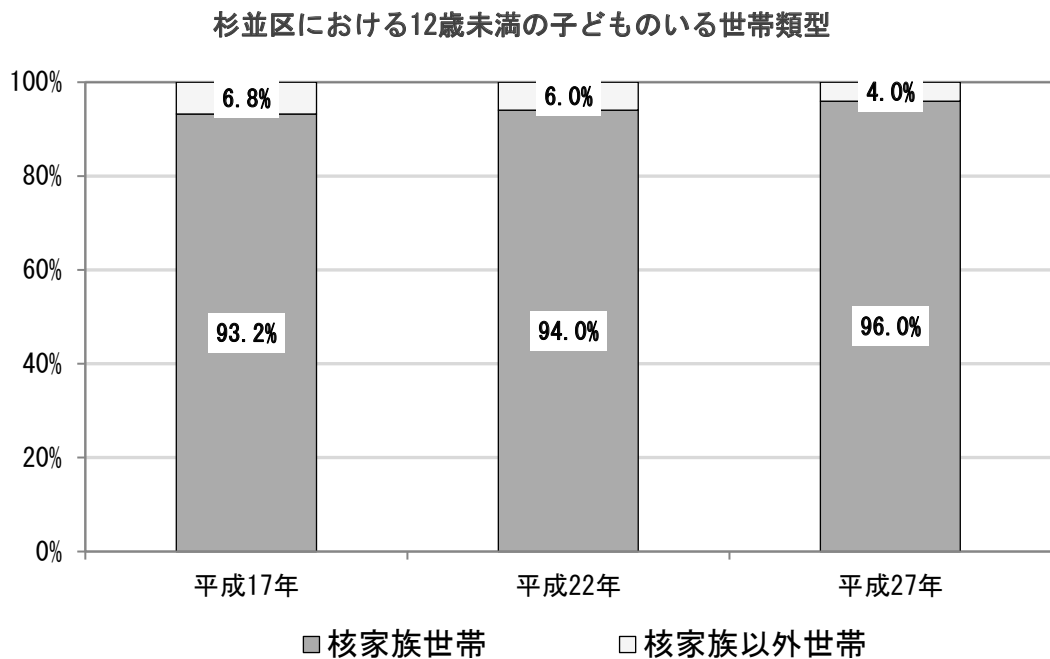
(3) 小学生人口

○ 小学生の子どもの人口は、今後も増加すると見込まれます。



(4) 12歳未満の子どものいる世帯

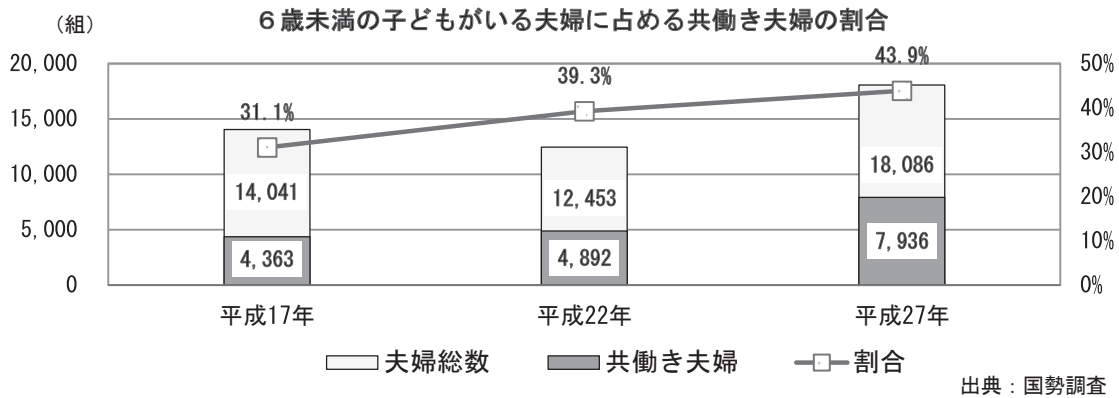
○ 12歳未満（小学生まで）の子どものいる世帯は、核家族化が進んでいます。



2 保育・学童クラブ需要

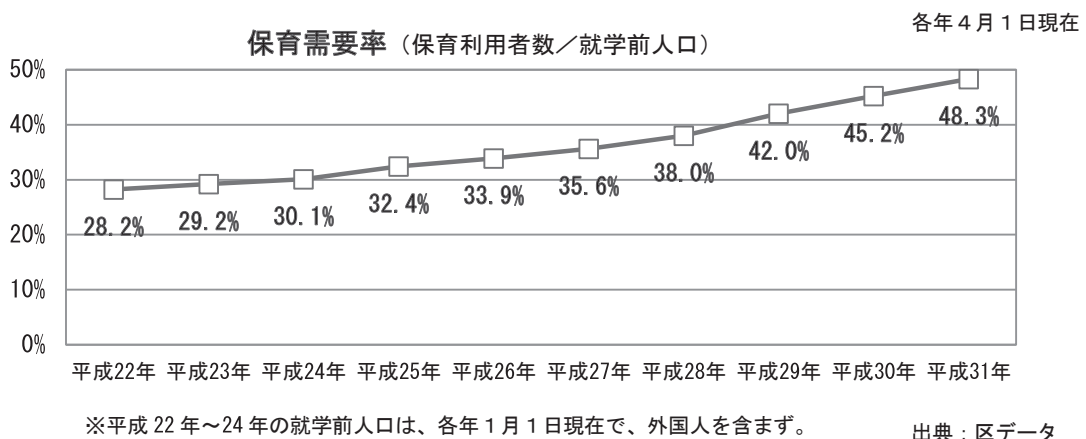
(1) 「6歳未満の子どものいる夫婦」に占める「共働き夫婦」の割合

- 女性の就業率が高まっている中、区内における「6歳未満の子どものいる夫婦」に占める「共働き夫婦」の割合が増加しています。



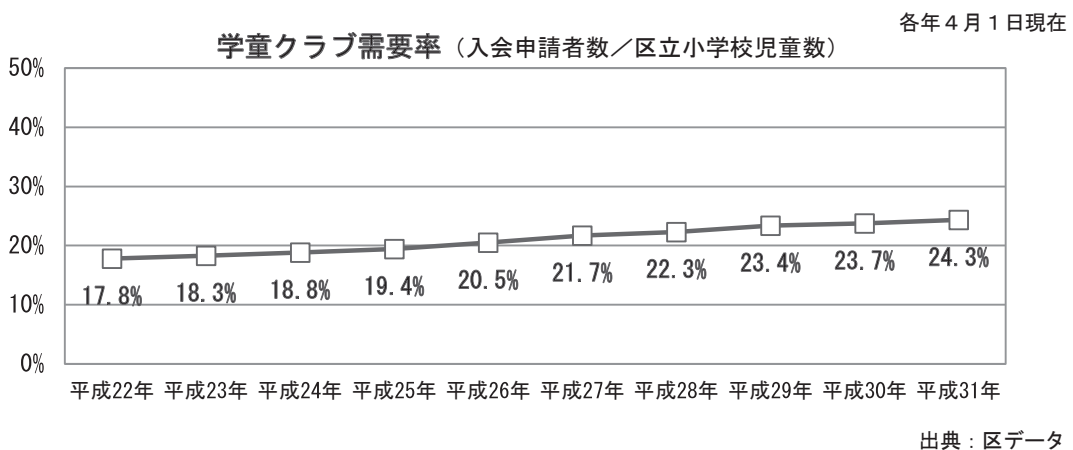
(2) 保育需要率

- 上記(1)に伴い、区における保育需要率は、一貫して増加しています。



(3) 学童クラブ需要率

- 区における学童クラブ需要率も、増加傾向が続いています。



第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等

<量の見込みの算出方法>

- ・ 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、計画期間における就学前人口等の推計値（p. 4～5に掲載）のほか、「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査」の結果（p. 28～67に概要を記載）やこの間の実績等を踏まえて、各年度の見込み量を算出しています。

1 就学前の教育・保育

(1) 教育施設(私立幼稚園、区立子供園(短時間保育))

① 事業の概要

- 私立幼稚園及び区立子供園（短時間保育）において、教育施設の利用を希望する3～5歳の子どもに対する教育・保育を提供します。

② 第1期計画期間内の取組状況

各年5月1日現在 単位:人

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 量の見込み (利用者数) 実績 A | 6,342 | 6,068 | 5,874 | 5,688 | 5,397 |
| 確保量 (定員合計数) 実績 B | 7,480 | 7,447 | 7,272 | 7,062 | 7,022 |
| 差引 B-A | 1,138 | 1,379 | 1,398 | 1,374 | 1,625 |

- 平成 27 年度は、私立幼稚園 40 園及び区立子供園（短時間保育）6 園の定員合計が 7,480 人でしたが、平成 28 年度以降、毎年 1 園ずつ私立幼稚園が廃園したため、確保量が減少しました。
- こうした状況はあるものの、第 1 期計画期間内においては、各年度とも量の見込みを上回る確保量となりました。
- また、私立幼稚園に対しては、各年度において、運営費等の一部を補助するほか、幼児教育研修や区立私立保育共同研修の実施等により、円滑な運営と教育・保育の質の向上を支援しました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

各年4月1日現在 単位:人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|---------------|------|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(利用者数) A | | 5,289 | 5,284 | 5,234 | 5,137 | 5,104 | |
| 確保量 (定員数) | 合計 B | 7,022 | 7,022 | 7,022 | 7,031 | 7,031 | |
| | 内訳 | 私立幼稚園 | 6,725 | 6,725 | 6,725 | 6,725 | 6,725 |
| | | 区立子供園 (短時間保育) | 297 | 297 | 297 | 306 | 306 |
| 差引 B-A | | 1,733 | 1,738 | 1,788 | 1,894 | 1,927 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 区立子供園は、令和5年度から、高円寺北子供園における3歳児保育の開始に伴い、定員が9名増となる予定であり、計画期間内の各年度とも、私立幼稚園の定員と合わせた確保量は、量の見込みを上回ることとなります。
- 私立幼稚園については、過去5年間で3園が廃園となっていることから、今後とも、認定こども園への移行を含め、各園の希望や状況に応じた相談・支援等に努めていきます。
- また、私立幼稚園に対しては、引き続き、運営費等の一部補助のほか、杉並区立就学前教育支援センター（令和元年9月開設）と連携を図りながら、研修等を通じて、保育者の資質向上のための支援に取り組んでいきます。

(2) 保育施設(認可保育所、地域型保育事業^(※1)、認可外保育施設等^(※2))

(※1) 地域型保育事業 : 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育

(※2) 認可外保育施設等 : 認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園長時間預かり保育

① 事業の概要

- 認可保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設等において、保育が必要な事由に該当し、保育施設の利用を希望する0～2歳及び3～5歳の子どもに対する教育・保育を提供します。

② 第1期計画期間内の取組状況

各年4月1日現在 単位：人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (認定者数) | 0～2歳 | 4,514 | 5,475 | 6,356 | 6,689 | 7,211 |
| | 3～5歳 | 4,137 | 4,680 | 5,367 | 6,086 | 7,001 |
| | 合計 実績 A | 8,651 | 10,155 | 11,723 | 12,775 | 14,212 |
| 確保量 (定員数) | 0～2歳 | 4,244 | 4,577 | 5,797 | 6,476 | 6,787 |
| | 3～5歳 | 4,753 | 5,132 | 6,260 | 7,002 | 7,528 |
| | 合計 実績 B | 8,997 | 9,709 | 12,057 | 13,478 | 14,315 |
| 差引 | B-A | 346 | △446 | 334 | 703 | 103 |

- 平成27年4月に42名であった待機児童数は、翌28年4月には136名に増加し、このままでは、平成29年4月に560名超の待機児童が発生しかねない状況でした。このため、区は、平成28年度に「すぎなみ保育緊急事態宣言」を行い、同年度内に区有施設を転用して民間事業者による認可保育所の整備を行う緊急対策を実施しました。この結果、平成29年4月の待機児童数は29名に抑えることができました。
- その後、平成29年度以降も引き続き認可保育所を核とした施設整備に力を注ぎ、翌30年4月と31年4月に2年連続で「待機児童ゼロ」を実現しました。
- こうした量の確保とともに、保育の質の維持・向上を図る取組として、各保育施設に対する運営費等の一部補助、区立私立保育共同研修のほか、区独自に区立保育園園長経験者による巡回相談及び医師・心理職による巡回指導等を実施し、各保育施設の円滑な運営等を支援しました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

ア. 0～2歳

各年4月1日現在 単位:人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|-----------------|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み (利用者数) | 合計 A | 6,631 | 6,902 | 7,103 | 7,238 | 7,390 | |
| | 内訳 | 0歳 | 1,174 | 1,249 | 1,326 | 1,384 | 1,443 |
| | | 1・2歳 | 5,457 | 5,653 | 5,777 | 5,854 | 5,947 |
| 確保量 (定員数) | 合計 B | 6,957 | 7,260 | 7,288 | 7,452 | 7,610 | |
| | 内訳 | 認可保育所 | 5,639 | 6,074 | 6,482 | 6,705 | 6,911 |
| | | 地域型保育事業 | 582 | 582 | 624 | 624 | 624 |
| | | 認可外保育施設等 | 736 | 604 | 182 | 123 | 75 |
| 差引 | B-A | 326 | 358 | 185 | 214 | 220 | |

イ. 3～5歳

各年4月1日現在 単位:人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|-----------------|------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み (利用者数) | 合計 A | 6,693 | 6,926 | 7,121 | 7,198 | 7,349 | |
| 確保量 (定員数) | 合計 B | 8,086 | 8,401 | 8,622 | 8,814 | 9,007 | |
| | 内訳 | 認可保育所 | 7,312 | 7,649 | 8,028 | 8,238 | 8,449 |
| | | 認可外保育施設等 | 234 | 212 | 54 | 36 | 18 |
| | | 区立子供園 (長時間保育)等 | 540 | 540 | 540 | 540 | 540 |
| 差引 | B-A | 1,393 | 1,475 | 1,501 | 1,616 | 1,658 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 杉並区総合計画・実行計画（平成31～令和3年度）に基づき^(※)、「待機児童ゼロ」の継続はもちろんのこと、令和4年度までに「希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境」を整えるよう、今後とも、認可外保育施設の認可化移行を含む、計画的な施設整備を推進していきます。

※ 令和4年度までの認可保育所の確保量（定員数）は、量の見込み（利用者数）を踏まえて、杉並区実行計画上の数値と異なっています。

- 私立認可保育所等に対しては、引き続き、運営費等の一部補助のほか、次のとおり保育の質を確保する取組を、量の確保とともに車の両輪として進めていきます。

【保育の質の確保に向けた主な取組】

- ・ 各保育施設に対する巡回相談・指導（区立保育園園長経験者による巡回相談、医師・心理職による巡回指導）
- ・ 区立保育園における中核園（当面、令和2年度に7地域で1園ずつ指定することとし、その取組状況を踏まえ、今後の指定拡大等を検討）による地域の保育施設間の連携・情報共有等
- ・ 区立私立保育共同研修、杉並区立就学前教育支援センターとの連携による支援等

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)

① 事業の概要

- 妊婦の健康保持・増進を図るため、健康状況の把握、腹囲・血圧・尿化学検査・体重等の検査計測及び保健指導等を行います。
- 健康診査(14回)、超音波検査(1回)、子宮頸がん検診(1回)を、東京都内の医療機関に委託して実施し、妊婦が定期的に健康診査を受けられるよう、費用の一部を助成します。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (妊婦健診受診回数) | 実績 A | 53,612 | 52,810 | 51,040 | 49,808 |
| | 参考: 受診者数 | 5,144 | 5,085 | 4,855 | 4,754 |
| 確保量 (受診票交付枚数) | 実績 B | 75,390 | 74,606 | 71,946 | 69,286 |
| | 参考: 妊娠届出者数 | 5,385 | 5,329 | 5,139 | 4,949 |
| 差引 | B-A | 21,778 | 21,796 | 20,906 | 19,478 |
| | 参考: 妊娠届出者数 - 受診者数 | 241 | 244 | 284 | 195 |

- 平成27年度以降、各年度における妊婦健康診査の受診率は、妊娠届出時に全妊婦に行う「ゆりかご面接」において妊婦健診の時期や重要性等を周知する等により、約95%という高い水準を維持することにつながりました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み (妊婦健診受診回数) | A | 48,778 | 48,479 | 48,189 | 47,900 | 47,611 |
| | 参考: 受診者数 | 4,646 | 4,617 | 4,589 | 4,562 | 4,534 |
| 確保量 (受診票交付枚数) | B | 68,460 | 68,040 | 67,634 | 67,228 | 66,822 |
| | 参考: 妊娠届出者数 | 4,890 | 4,860 | 4,831 | 4,802 | 4,773 |
| 差引 | B-A | 19,682 | 19,561 | 19,445 | 19,328 | 19,211 |
| | 参考: 妊娠届出者数 - 受診者数 | 244 | 243 | 242 | 240 | 239 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 引き続き、妊婦健康診査の受診率向上とともに、出産後においても必要な子育て支援サービスにつなげることができるよう、「ゆりかご面接」時のほか、産科医療機関や保健センターと連携して周知等に取り組み、妊産婦の健康の保持・増進を図っていきます。

(2)すこやか赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)

① 事業の概要

- 産後うつや早期対応や育児不安を軽減するため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師や助産師等の専門職が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに子育てに関する情報提供等を行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(訪問者数) 実績A | 4,595 | 4,474 | 4,475 | 4,534 |
| 確保量(出生数) 実績B | 4,763 | 4,669 | 4,521 | 4,597 |
| 差引 B-A | 168 | 195 | 46 | 63 |

- 平成27年度以降、各年度における訪問率は、妊娠届出時に全妊婦に行う「ゆりかご面接」において本事業を周知することにより、約98%という高い水準を維持することにつながりました。
- なお、訪問できなかった主な理由は、長期入院や里帰り等であり、これらの方には保健センターの保健師等がその後の状況を把握して、必要な支援を行いました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(訪問見込み数) A | 4,555 | 4,491 | 4,444 | 4,414 | 4,388 |
| 確保量(出生数) B | 4,555 | 4,491 | 4,444 | 4,414 | 4,388 |
| 差引 B-A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、保健センターの保健師等による「すこやか赤ちゃん訪問」を実施するとともに、訪問できなかった方には、地域の主任児童委員や医療機関等の協力を得ながら状況把握を行い、産後うつや早期発見・対応や育児不安の解消・軽減を図っていきます。

(3)利用者支援(利用者支援事業)

① 事業の概要

- 子ども及びその保護者等、または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施します。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:所

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(実施施設数) 実績A | 5 | 6 | 6 | 8 | 9 |
| 確保量(実施施設数) 実績B | 5 | 6 | 6 | 8 | 9 |
| 差引 B-A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 利用者支援は、平成27年4月に開始した、5所の保健センター内の「子どもセンター」において、母子保健事業と連携しつつ、保育の利用手続きを含む、子育て支援サービスの利用相談・情報提供等を開始しました。
- その後、杉並区立施設再編整備計画に基づき整備した「子ども・子育てプラザ」(平成28年12月にプラザ和泉、平成30年度にプラザ天沼及びプラザ成田西、令和元年度にプラザ下井草を順次開設。現在、4所)においても同事業を実施しており、子どもセンターと合わせ、多くの相談等に対応しています。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:所

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|------------------|------|------------|-------|-------|-------|-------|---|
| 量の見込み (実施施設数) | 合計 A | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | 内訳 | 子どもセンター | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 子ども・子育てプラザ | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 確保量 (実施施設数) | 合計 B | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| | 内訳 | 子どもセンター | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | | 子ども・子育てプラザ | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 差引 B-A | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 利用者支援の実施施設は、令和2年度に1所拡大(子ども・子育てプラザ高円寺)します。なお、同プラザについては、当面7地域に1所を整備していく考えであり、引き続き、残る2地域(西荻、高井戸)への整備を検討していきます。
- また、5所の子どもセンターでは、施設での対応に加え、今後とも、地域の区立施設等での出張相談支援を充実し、利用者支援を行っていきます。

(4) 乳幼児親子のつどいの場(地域子育て支援拠点事業)

① 事業の概要

- つどいの広場^(※1)、ゆうキッズ事業^(※2)及び子ども・子育てプラザ^(※3)において、乳幼児親子が身近な地域で、気軽に集い、交流したり育児相談等をしたりできる場を提供します。

※1：ひととき保育と併せて民間事業者が運営（4所）

※2：全児童館で実施（39所）

※3：子ども・子育てプラザ（3所。令和元年度から4所）

② 第1期計画期間内の取組状況

単位：人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | |
|------------------|---------|----------------|---------|---------|---------|----|
| 量の見込み(利用者数) 実績 A | | 453,462 | 462,048 | 454,045 | 513,961 | |
| 確保量 (受入可能者数) | 合計 実績 B | 440,510 | 452,556 | 532,741 | 591,664 | |
| | 内訳 | つどいの広場 (所) | 5 | 5 | 4 | 4 |
| | | ゆうキッズ (所) | 41 | 41 | 40 | 39 |
| | | 子ども・子育てプラザ (所) | — | 1 | 1 | 3 |
| 差引 B-A | | △12,952 | △9,492 | 78,696 | 77,703 | |

- 「つどいの広場」は、平成28年6月に1所閉鎖となった以降、4所となりました。また、児童館で実施している「ゆうキッズ事業」の実施施設数は、杉並区立施設再編整備計画に基づく児童館再編の取組により、「子ども・子育てプラザ」に移行（平成28年12月にプラザ和泉、平成30年度にプラザ天沼及びプラザ成田西、令和元年度にプラザ下井草を開設）し、旧児童館施設を全体的に活用して、より多くの乳幼児親子が集い交流する場となっています。
- こうした中、本事業における各年度の量の見込みを上回る確保量となりました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位：人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|-----------------|------|----------------|---------|---------|---------|---------|----|
| 量の見込み(利用者数) A | | 531,894 | 525,718 | 519,591 | 514,509 | 511,142 | |
| 確保量 (受入可能者数) | 合計 B | 589,369 | 560,905 | 560,905 | 560,905 | 560,905 | |
| | 内訳 | つどいの広場 (所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | ゆうキッズ (所) | 32 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| | | 子ども・子育てプラザ (所) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 差引 B-A | | 57,475 | 35,187 | 41,314 | 46,396 | 49,763 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 「つどいの広場」は、令和元年度末で1所閉鎖する予定です。その一方、令和2年度には、「子ども・子育てプラザ高円寺」が開設となります。
- これらの状況にあっても、計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となっており、今後とも本事業を通して、乳幼児とその保護者の交流機会を提供するとともに、保護者の子育てに対する不安や孤立感の軽減等に寄与していきます。

(5) 乳幼児の一時預かり(一時預かり事業)

(5)-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

① 事業の概要

- 私立幼稚園において、保護者のリフレッシュ等のため、在園児を対象に、不定期の一時預かりを行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み (利用者数) 実績 A | 153,824 | 138,497 | 146,303 | 169,917 |
| 確保量 (利用可能者数) 実績 B | 153,824 | 138,497 | 146,303 | 169,917 |
| 差引 B-A | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 本事業の実施園数は微減(平成 27・28 年度 34 園、29 年度 33 園、30 年度 32 園)となっていますが、利用者数は増加傾向にあります。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (利用者数) A | 166,655 | 169,077 | 170,056 | 169,406 | 170,787 |
| 確保量 (利用可能者数) B | 186,909 | 186,909 | 186,909 | 186,909 | 186,909 |
| 差引 B-A | 20,254 | 17,832 | 16,853 | 17,503 | 16,122 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-2 幼稚園における在園児を対象とした定期預かり

① 事業の概要

- 私立幼稚園において、保育ニーズに資するため、在園児を対象に、定期の長時間預かり（18時30分まで）を行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位：人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み (利用者数) | 実績 A | 36,369 | 41,934 | 47,436 | 42,673 |
| 確保量 (利用可能者数) | 実績 B | 47,520 | 57,450 | 64,610 | 67,200 |
| 差引 | B-A | 11,151 | 15,516 | 17,174 | 24,527 |

- 平成 27 年度以降は 6 園の私立幼稚園が本事業を実施しており、この間、各園の実状に応じて確保量の拡大が図られました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位：人

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (利用者数) | A | 47,993 | 48,953 | 49,932 | 50,931 | 51,950 |
| 確保量 (利用可能者数) | B | 72,480 | 72,480 | 72,480 | 72,480 | 72,480 |
| 差引 | B-A | 24,487 | 23,527 | 22,548 | 21,549 | 20,530 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、本事業に対する一定のニーズが見込まれることから、国や東京都の補助制度を活用しつつ、各私立幼稚園での事業実施を支援していきます。

(5)-3 地域における一時預かり

①事業の概要

- 保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消等のため、就学前の乳幼児を対象に、短時間の一時預かりを行います。

②第1期計画期間内の取組状況

単位：人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み(利用者数) 実績 A | | 40,094 | 39,042 | 38,116 | 40,606 |
| 確保量 (利用可 能者数) | 合計 実績 B | 65,310 | 71,140 | 72,562 | 78,996 |
| | 内訳 | | | | |
| | ひととき保育 (所) | 11 | 11 | 10 | 10 |
| | 子ども・子育てプラザ (所) | — | 1 | 1 | 3 |
| | 一時保育 (所) | 9 | 10 | 9 | 9 |
| | ファミリー・サポート・センター | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 差引 B-A | | 25,216 | 31,058 | 34,446 | 38,390 |

- 「ひととき保育」は、平成 27 年度に 11 所でしたが、平成 28 年 6 月に 1 所が閉鎖となり、以降は 10 所で運営しました。
- 「一時保育」は、平成 29 年度から区立保育園の子育てサポートセンターが 3 所となった一方、私立保育園は平成 27 年度 5 所が平成 28 年度以降 6 所に拡大しました。
- 「子ども・子育てプラザ」での一時預かりは、平成 28 年度の 1 所から平成 30 年度は 3 所での実施となっています。
- これらにより、計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となりました。

③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位：人

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(利用者数) A | | 59,976 | 59,444 | 58,642 | 57,883 | 57,526 |
| 確保量 (利用可 能者数) | 合計 B | 60,295 | 61,750 | 61,750 | 61,750 | 61,750 |
| | 内訳 | | | | | |
| | ひととき保育 (所) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 子ども・子育てプラザ (所) | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 一時保育 (所) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | ファミリー・サポート・センター | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 差引 B-A | | 318 | 2,306 | 3,107 | 3,867 | 4,223 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 「ひととき保育」は、令和元年度末で 2 所閉鎖する予定です。また、区立保育園の子育てサポートセンターも、当該園の民営化に伴い、令和元年度末で 1 所閉鎖します。
- その一方、令和 2 年度には、「子ども・子育てプラザ高円寺」内で一時預かり事業を実施していく考えであり、計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となっています。

(6) 延長保育(延長保育事業)

① 事業の概要

- 区立・私立の保育施設において、保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、在園児を対象に、通常の利用時間の前後に延長保育を行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み(利用者数) | 実績 A | 800 | 811 | 889 | 893 |
| 確保量(定員数) | 実績 B | 1,615 | 1,780 | 2,003 | 2,287 |
| 差引 | B-A | 815 | 969 | 1,114 | 1,394 |

- この間の認可保育所整備に伴い、延長保育を実施する施設数が増加（平成 27 年度 75 施設→令和元年度 142 施設）し、確保量も増えました。これにより、計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となっています。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(利用者数) | A | 1,036 | 1,098 | 1,161 | 1,195 | 1,229 |
| 確保量(定員数) | B | 3,031 | 3,211 | 3,395 | 3,497 | 3,594 |
| 差引 | B-A | 1,995 | 2,113 | 2,234 | 2,302 | 2,365 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、保護者の就労状況に応じた本事業のニーズに対応するため、新規に開設する認可保育所における延長保育の実施を図っていきます。

(7) 病児保育(病児保育事業)

① 事業の概要

- 保育施設等に通り、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育できない児童を対象に、病院等に併設した専用スペースで一時的に預かり、保育・看護を行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み(利用者数) | 実績 A | 1,955 | 2,723 | 2,837 | 2,638 |
| 確保量(定員数) | 実績 B | 2,444 | 3,838 | 3,836 | 3,847 |
| 差引 | B-A | 489 | 1,115 | 999 | 1,209 |

- 病児保育室は、平成 28 年 3 月に 1 所増設し、以降 2 所で事業を行っていました。
- こうした中、計画期間内の各年度における量の見込みを上回る確保量となりましたが、既存の病児保育室との地域バランスを考慮して増設するなど、より一層、保護者の利便性等を考慮した整備が必要です。
- そのため、今後、杉並区実行計画に基づき、令和 2 年 3 月に 1 所(定員 6 人)、翌 2 年度内に 1 所の計 2 所を増設することとしています。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(利用者数) | A | 3,179 | 3,301 | 3,391 | 3,422 | 3,512 |
| 確保量(定員数) | B | 5,340 | 6,810 | 6,810 | 6,810 | 6,810 |
| 差引 | B-A | 2,161 | 3,509 | 3,419 | 3,388 | 3,298 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 病児保育室については、既存の病児保育室との地域バランスを考慮して、令和 2 年 3 月に 1 所、令和 2 年度中に 1 所の計 2 所を増設し、量の見込みを上回る確保量としていきます。

(8)小学生対象のファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

① 事業の概要

- 杉並区社会福祉協議会に委託して、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動を実施します。

② 第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み(利用者数) | 実績 A | 2,052 | 1,649 | 1,091 | 898 |
| 確保量(利用可能者数) | 実績 B | 3,700 | 3,500 | 3,500 | 2,000 |
| 差引 | B-A | 1,648 | 1,851 | 2,409 | 1,102 |

- 平成 27 年度以降の計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となった一方、高齢化等に伴い協力会員数は減少（平成 27 年度 356 人→平成 30 年度 287 人）しており、増加傾向にある利用会員（平成 27 年度 518 人→平成 30 年度 580 人）の希望に十分添えないケースが増えている実態があります。
- このため、令和元年度から、協力会員の要件拡大（近隣区市在住まで可）等を実施しました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(利用者数) | 実績 A | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 確保量(利用可能者数) | 実績 B | 1,380 | 1,380 | 1,380 | 1,380 | 1,380 |
| 差引 | B-A | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 協力会員の確保に向け、令和元年度からの取組状況（隣接区市在住まで地域要件を拡大）等を踏まえ、引き続き、必要な見直し、改善に努めながら利用会員のニーズへの対応を図っていきます。

(9)学童クラブ(放課後児童健全育成事業)

①事業の概要

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供^(※)し、児童の健全育成を図ります。

(※) 令和元年度は、区立学童クラブ47所、民間学童クラブ2所で実施

②第1期計画期間内の取組状況

各年4月1日現在 単位:人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
|------------------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 量の見込み(利用者数) 実績 A | | 3,911 | 4,115 | 4,261 | 4,415 | 4,690 | |
| 確保量 (利用可能者数) | 合計 実績 B | 4,408 | 4,473 | 4,608 | 4,760 | 5,016 | |
| | 内訳 | 区立学童クラブ | 4,310 | 4,376 | 4,519 | 4,669 | 4,930 |
| | | 民間学童クラブ | 98 | 97 | 89 | 91 | 86 |
| 差引 B-A | | 497 | 358 | 347 | 345 | 326 | |

- 区立学童クラブは、平成27年度以降、ニーズの増加に対応するため、確保量の拡大に取り組みました。その結果、全体数としては計画期間内における各年度の量の見込みを上回る確保量となったものの、各区立学童クラブ単位では、待機児童が発生(令和元年度で24クラブ・合計228人)している状況です。
- 民間学童クラブにおいても、各施設規模に応じた弾力枠により、可能な限り受入れ拡大を図りました。

③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

各年4月1日現在 単位:人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|-----------------|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(利用者数) A | | 5,163 | 5,178 | 5,432 | 5,520 | 5,584 | |
| 確保量 (利用可能者数) | 合計 B | 5,365 | 5,674 | 6,080 | 6,150 | 6,150 | |
| | 内訳 | 区立学童クラブ | 5,280 | 5,589 | 5,995 | 6,065 | 6,065 |
| | | 民間学童クラブ | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 差引 B-A | | 202 | 496 | 648 | 630 | 566 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 計画期間内における各年度の量の見込みは、今後とも増加傾向が続くものと見込まれます。このため、杉並区区立施設再編整備計画に基づき、学童クラブの小学校内での実施や機能移転後の児童館施設を活用した学童クラブの整備等を進めます。
- 加えて、他の待機児童が発生した学童クラブについて、各クラブの実状に応じた受入れ拡大策を検討・具体化し、待機児童の解消を図っていきます。

(10)子どもショートステイ(子育て短期支援事業)

①事業の概要

- 子どもショートステイは、区内の児童養護施設等において、保護者の育児疲れや病気等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童（0～12歳）を宿泊により預かります。
- また、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ（令和元年度から実施）は、区内の児童養護施設等において、保護者の強い育児困難、不適切な養育状態にあるなど、特に支援が必要な場合に児童（18歳未満）を宿泊により預かり、当該児童への生活指導や保護者に対する支援を行います。

②第1期計画期間内の取組状況

単位：人

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(利用者数) | 実績 A | 820 | 886 | 588 | 827 |
| 確保量(定員数) | 実績 B | 2,920 | 2,920 | 2,920 | 2,920 |
| 差引 | B-A | 2,100 | 2,034 | 2,332 | 2,093 |

- 計画期間内における各年度において、主に育児疲れや保護者の疾病等の理由により、本事業（児童養護施設1所、乳児院1所に委託）の利用がありました。
- 令和元年度からは、従来の子どもショートステイに加え、保護者の強い育児疲れや虐待リスクへの対応を充実するため、児童養護施設3所において、新たに「要支援家庭を対象とした子どもショートステイ」を実施することとしました。

③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位：人

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|--------------|-----|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(利用者数) | A | 920 | 920 | 920 | 920 | 920 | |
| 確保量 (定員数) | 合計 | B | 3,060 | 3,060 | 3,060 | 3,060 | |
| | 内訳 | 子どもショートステイ | 2,920 | 2,920 | 2,920 | 2,920 | 2,920 |
| | | 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ | 140 | 140 | 140 | 140 | 140 |
| 差引 | B-A | 2,140 | 2,140 | 2,140 | 2,140 | 2,140 | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、「子どもショートステイ」と「要支援家庭を対象とした子どもショートステイ」を適時適切に活用し、養育困難等を抱える保護者の支援を図っていきます。

(11)要保護児童等の支援のための事業(養育支援訪問事業等)

①事業の概要

- 子ども家庭支援センターや保健センターの職員等が、養育支援が特に必要な家庭の適切な養育の実施を確保するため、当該家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行います。
- 区では、子ども家庭支援センター等の職員がこれらの家庭を訪問することに加えて、必要に応じて家事援助や専門相談を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業による訪問支援を行っています。

②第1期計画期間内の取組状況

単位:人

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(利用者数) 実績 A | 6,721 | 8,177 | 6,804 | 9,364 |
| 確保量(利用可能者数) 実績 B | 6,721 | 8,177 | 6,804 | 9,364 |
| 差引 B-A | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 「要支援家庭育児支援ヘルパー事業」は、平成29年度以降、従来の助産師・保健師・保育士、心理職のほか、精神保健福祉士及び児童指導員を加えた体制とし、個々の支援ケースの状況に応じて、よりきめ細やかな支援を行いました。
- また、子ども家庭支援センターについては、平成30年度以降、支援ケース数の増加等を踏まえて人員増を図るとともに、従来の杉並子ども家庭支援センターに加え、平成31年4月に高円寺子ども家庭支援センターを開設し、身近な地域で機動力のある支援体制を充実しました。

③第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

単位:人

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(利用者数) A | 10,500 | 11,000 | 11,500 | 12,000 | 12,500 |
| 確保量(利用可能者数) B | 10,500 | 11,000 | 11,500 | 12,000 | 12,500 |
| 差引 B-A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 令和2年度には保健センターの保健師を増員するとともに、引き続き令和3年度までに子ども家庭支援センターの支援担当職員の計画的な増員を図ります。また、今後、1所目の高円寺に続く地域型子ども家庭支援センター2所の整備（荻窪：令和4年度、高井戸：令和5年度に開設予定）を進めていきます。
- 加えて、引き続き、要支援家庭育児支援ヘルパー事業を適切に実施し、養育支援を図っていきます。

(12) 保護者の実費徴収に係る補助(実費徴収に係る補足給付事業)

① 事業の概要

- 私立幼稚園（新制度未移行園）が、利用する児童の保護者から実費徴収することができることとなっている食材料費（副食費）について、低所得世帯等を対象に費用の一部を助成します。

② 第1期計画期間内の取組状況

- 区では、これまで本事業に該当する助成を実施していない^(※)ため、実績はありません。
(※) 認可保育所の食材料費については、主食費を公費負担、副食費を保育料の一部として徴収しているため、助成はしていません。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(請求者数) | | | | | |
| 確保量(助成者数) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 子ども・子育て支援法改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から、私立幼稚園（新制度未移行園）を利用する低所得世帯または第三子以降の児童のいる世帯に対する食材料費（副食費）が、新たに本事業の対象となりました。
- これを踏まえ、区においても、私立幼稚園（新制度未移行園）を利用する低所得世帯等の児童に対する食材料費（副食費）を助成していきます。

(13) 新規参入施設への巡回支援等(多様な事業者の参入促進・能力活用事業)

① 事業の概要

- 新たに子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける保育施設への巡回支援等を行います。

② 第1期計画期間内の取組状況

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(巡回施設数) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 確保量(巡回施設数) | | | | | |

- 本事業の対象となる新規保育施設等を含む、区内の各保育施設等に対し、区立保育園園長経験者による巡回相談や、医師及び心理専門職による巡回指導を定期的・継続的に実施し、保育内容や保育環境の向上等のための指導・助言を行いました。

③ 第2期計画における量の見込みとそれに対する確保量等

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(巡回施設数) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 確保量(巡回施設数) | | | | | |

<確保策の推進等に当たっての基本的な考え方>

- 今後とも、新規保育施設を含む各保育施設等に対し、杉並区立就学前教育支援センターとの連携を図りつつ、定期的・継続的な巡回相談・指導を実施し、教育・保育の質の確保を図っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく区長の附属機関として設置した「杉並区子ども・子育て会議」（学識経験者、子育て中の保護者、教育・保育施設の事業者及び子育て支援団体の関係者など 20 名以内で構成）の意見を聴取して策定しました。
- このため、計画の推進に当たっては、第 1 期計画と同様に、同会議において、毎年度の計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じることとします。
- また、引き続き、就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業の担い手である事業者との密接な連携を確保するとともに、国や東京都による制度面・財政面の必要な支援を求めつつ、本計画に基づく事業の着実な実施を図っていきます。

参 考 資 料

○杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査結果概要

- ・ I 調査概要(p.27)
- ・ II [就学前児] 結果概要(p.28～53)
- ・ III [小学生]結果概要(p.54～67)

I 調査概要

(1) 調査対象及び調査件数

| 調査対象 | 調査件数 |
|-------------------|--------|
| 杉並区在住の就学前の子どもの保護者 | 4,800人 |
| 杉並区在住の小学生の保護者 | 4,800人 |

(2) 抽出方法：杉並区住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法：郵送配布・郵送回収

(4) 実施時期

- ・ 調査票の発送 平成31年 1月 7日
- ・ 調査票の回答期限 平成31年 1月 28日

(5) 主な調査項目

- ・ 家庭の状況、子育ての環境、保護者の就労状況
- ・ 幼稚園や保育園・学童クラブ等の利用状況
- ・ 一時預かり等の利用状況
- ・ 子どもの放課後の過ごし方
- ・ 子どもの病気の際の対応

(6) 回答者数及び回答率

| 調査対象 | 回答者数 | 回答率 |
|-------------|--------|--------|
| 就学前の子どもの保護者 | 2,978人 | 62.04% |
| 小学生の保護者 | 2,893人 | 60.27% |

※本調査報告書(全体版)については、杉並区公式ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

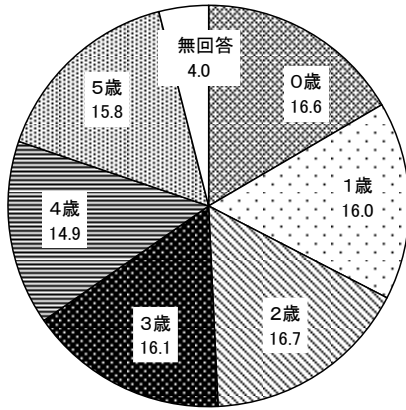
トップページ ⇒ 区政情報 ⇒ 子育て ⇒ 子育て支援・子供家庭支援 ⇒ 子育て支援に関する調査報告書 ⇒ 杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査報告書(平成31年3月)



II [就学前児] 結果概要

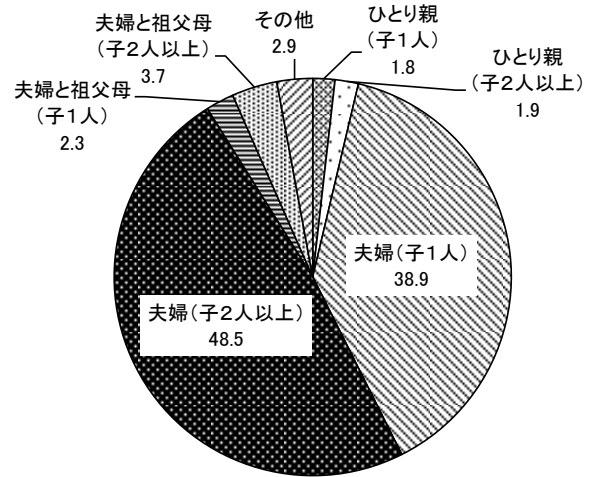
1. 対象の子どもと家族の状況【問1～問5】

(1) 宛名の子どもの年齢



n = 2978

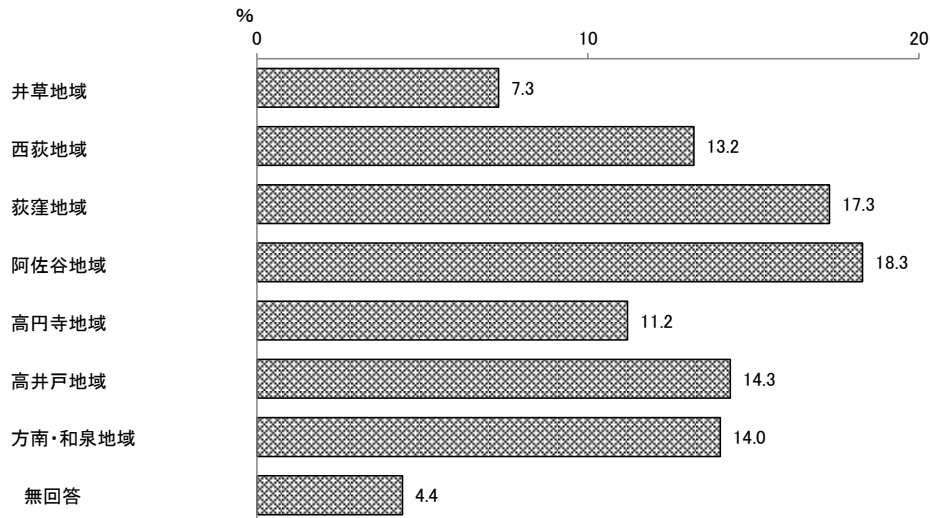
(2) 宛名の子どもの家族(家族構成)



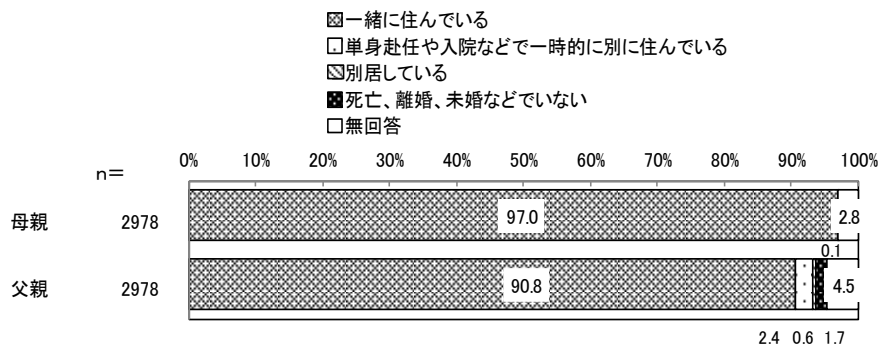
n = 2978

(3) 居住地(7地域別)

n = 2978

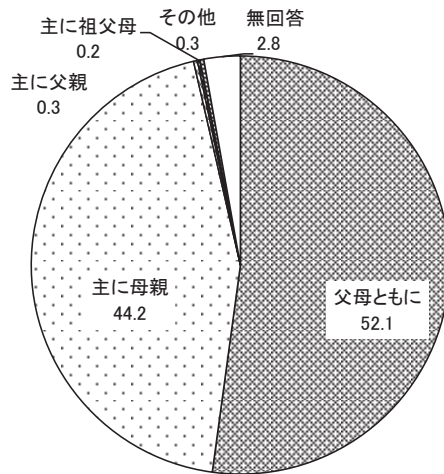


(4) 保護者の状況



2. 子育ての環境【問6～問7】

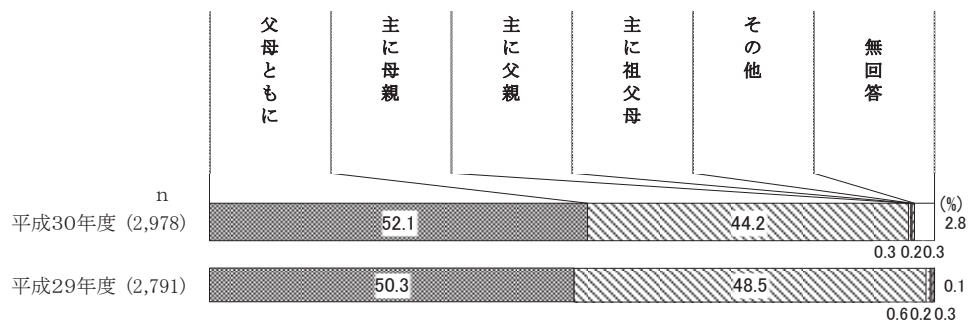
(1) 子育てを主に行っている人



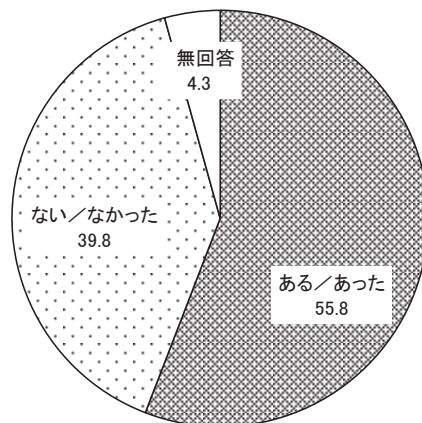
n = 2978

%

○子育てを主に行っている人(経年比較)



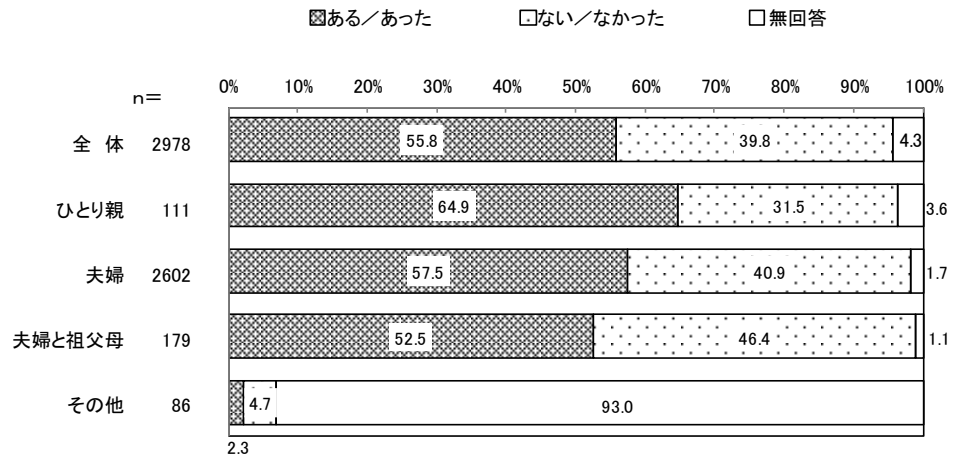
(2) 子育てをする上での心配や悩み



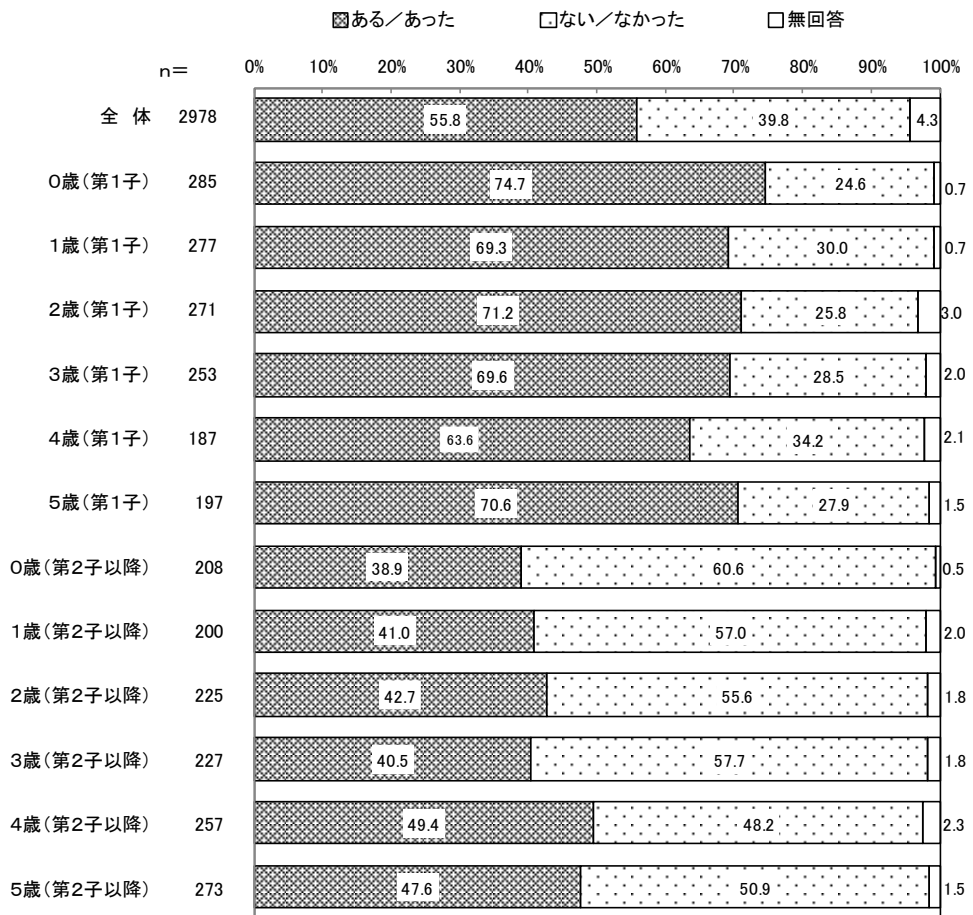
n = 2978

%

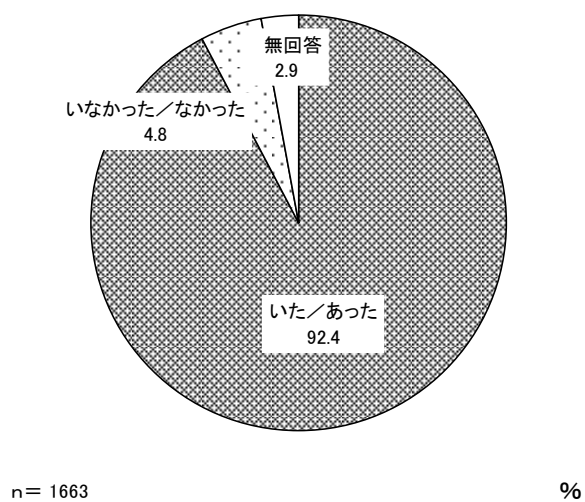
○子育てをする上での心配や悩み(家族構成別)



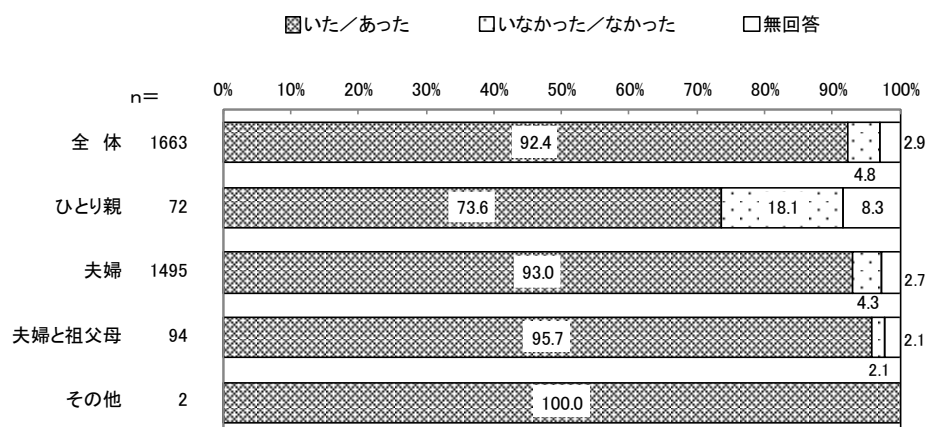
○子育てをする上での心配や悩み(子どもの年齢・出生順位別)



(3)子育てに関して気軽に相談できる相手の有無

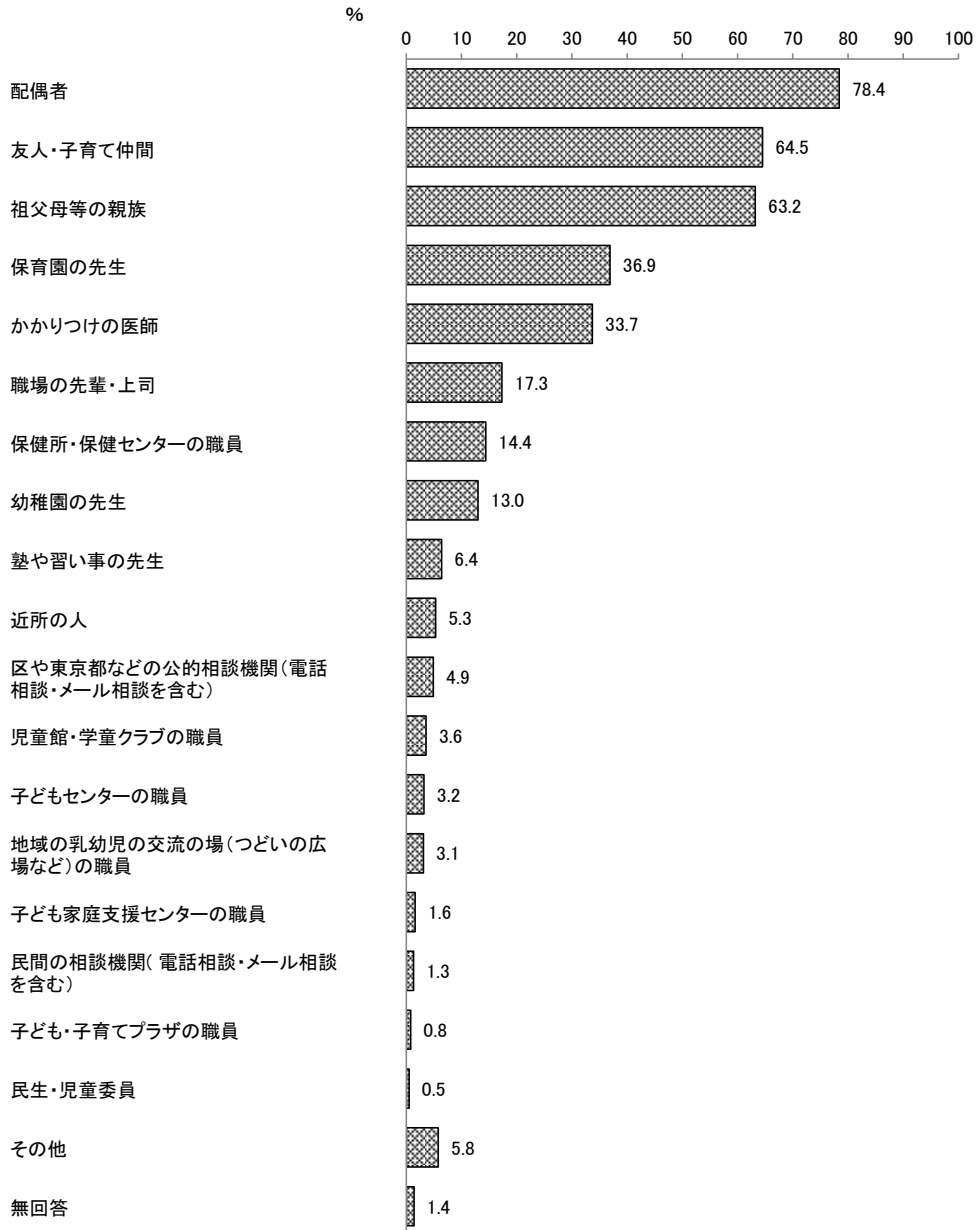


○子育てに関して気軽に相談できる相手の有無（家族構成別）



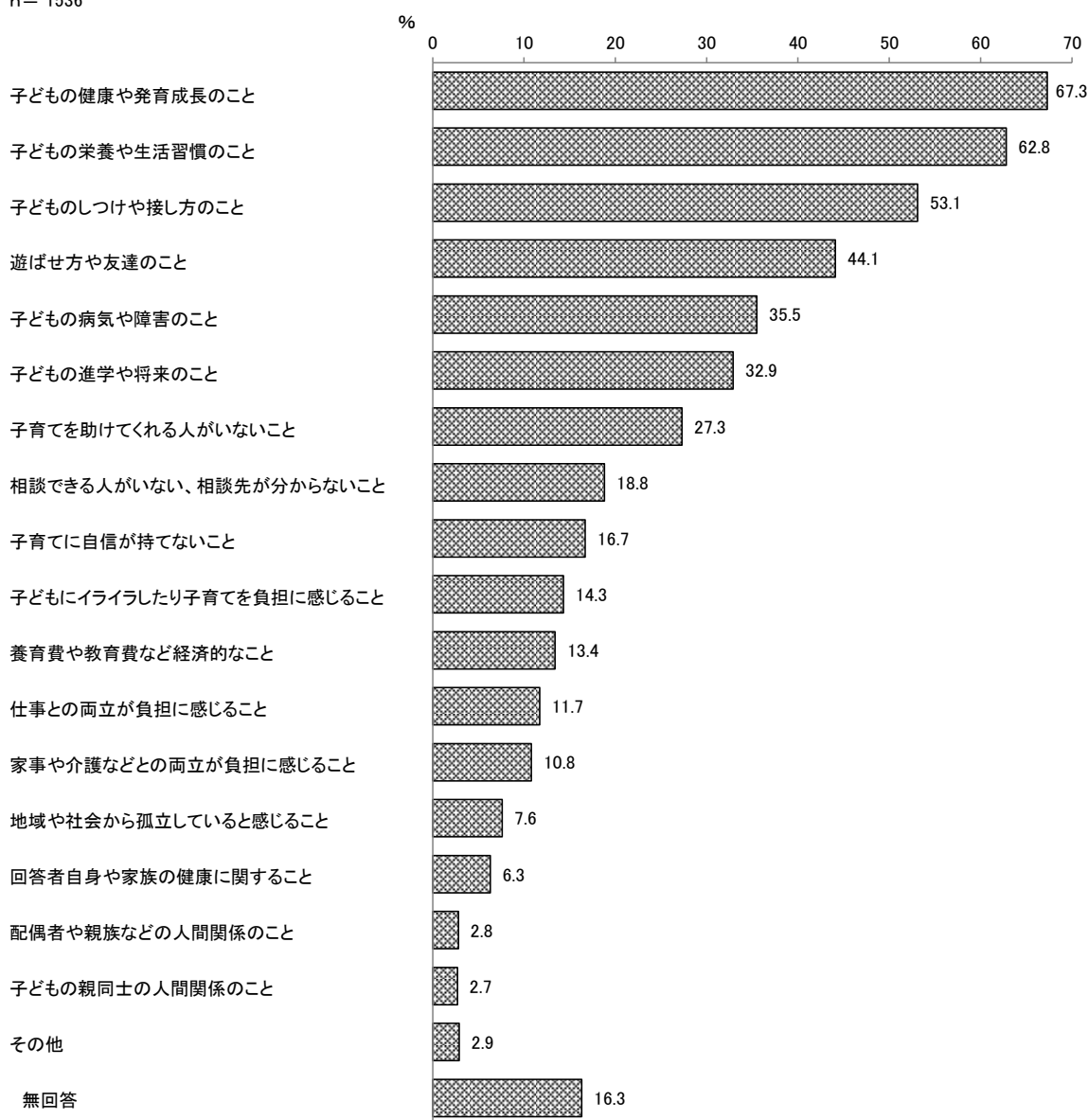
(4)子育てに関する相談先

n = 1536



(5) 相談した内容

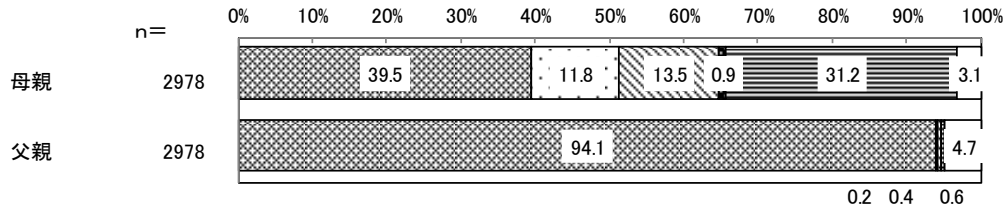
n = 1536



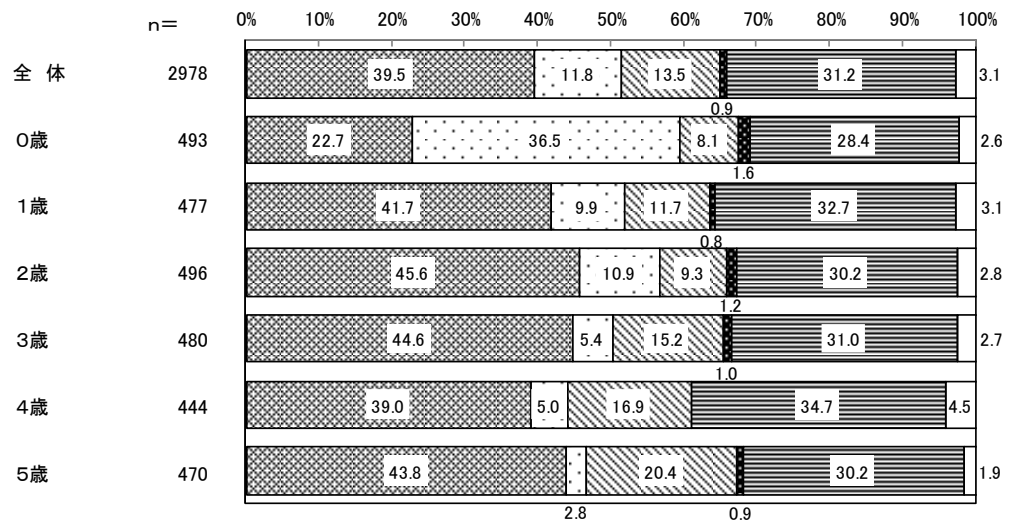
3. 保護者の就労状況【問8】

(1) 保護者の就労状況

- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▩ パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 就労していないまたは求職中である
- 無回答

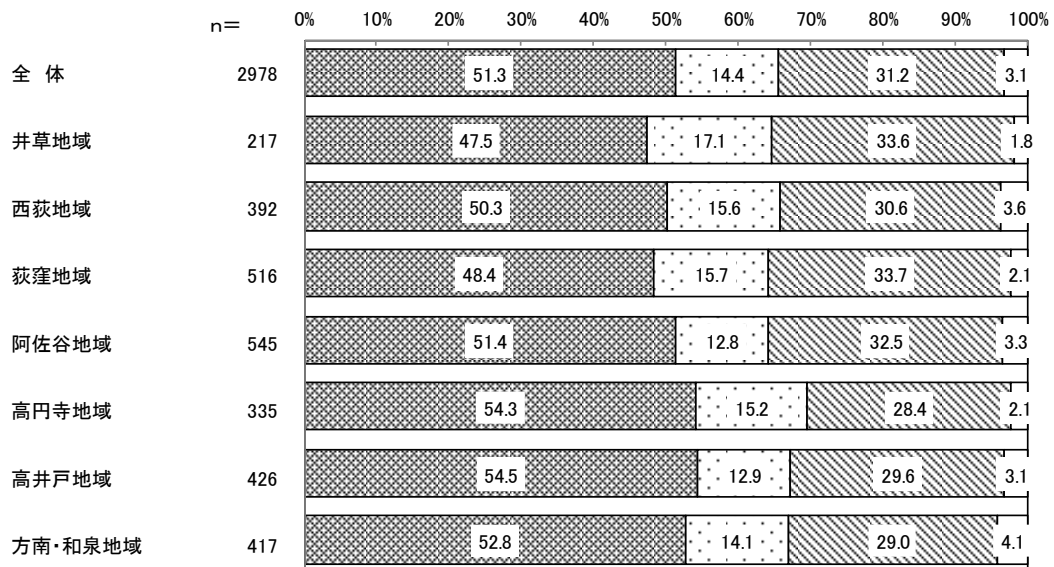


○子どもの年齢ごとの母親の就労状況

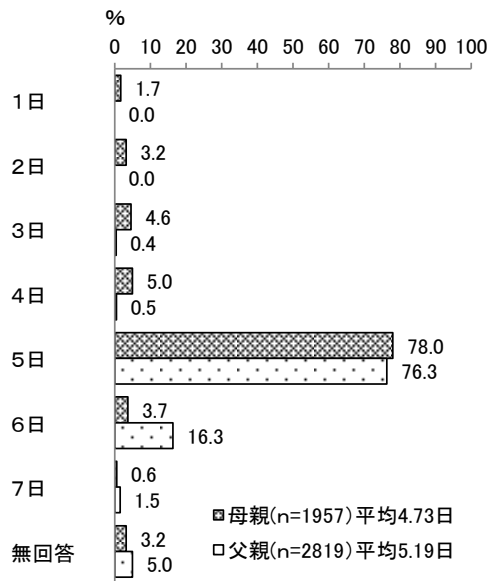


○母親の就労状況(7地域別)

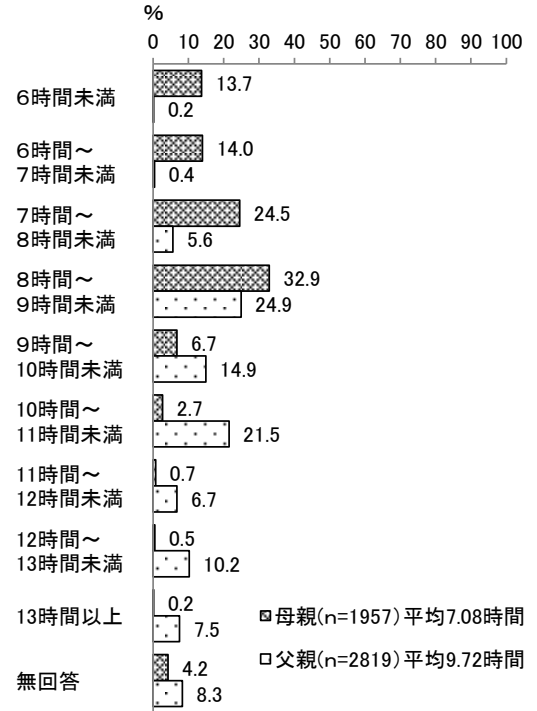
- フルタイムで就労している(休業中を含む)
- パート・アルバイト等で就労している(休業中を含む)
- ▨ 就労していないまたは求職中である
- 無回答



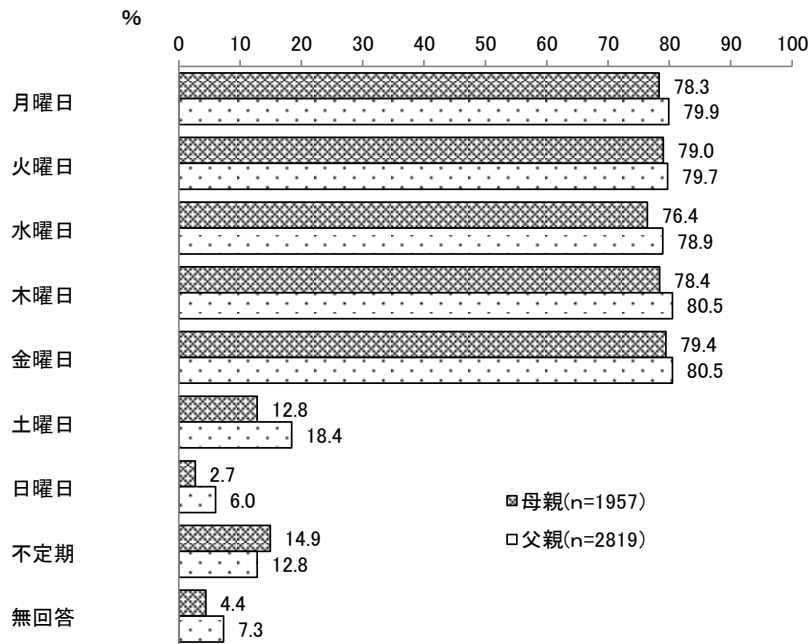
(2) 1週あたりの就労日数



(3) 1日あたりの就労時間

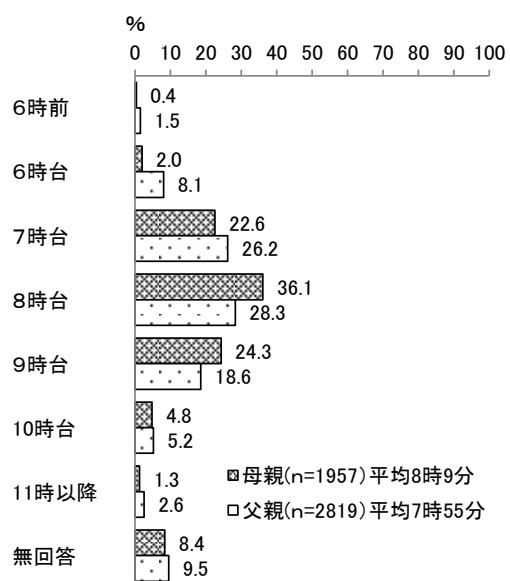


(4) 就労している曜日

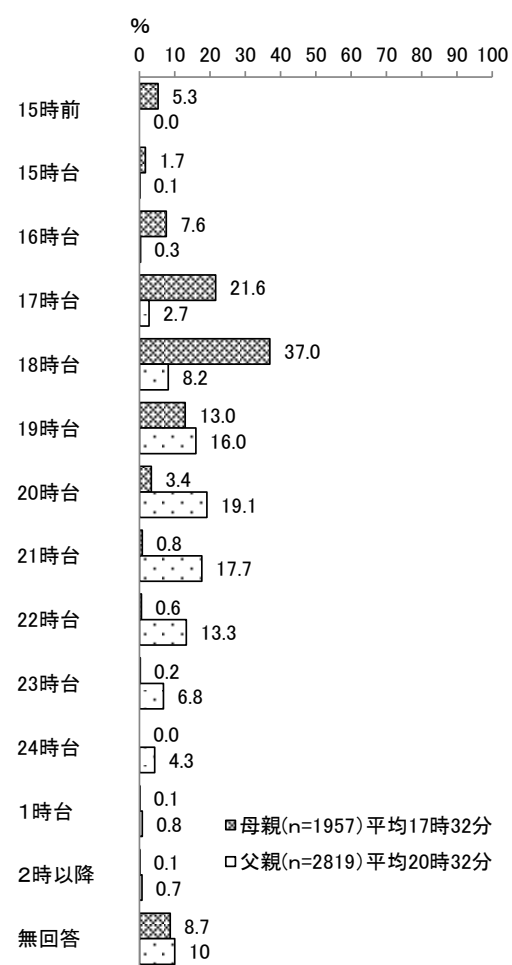


(5) 出勤時刻と帰宅時刻

○ 出勤時刻

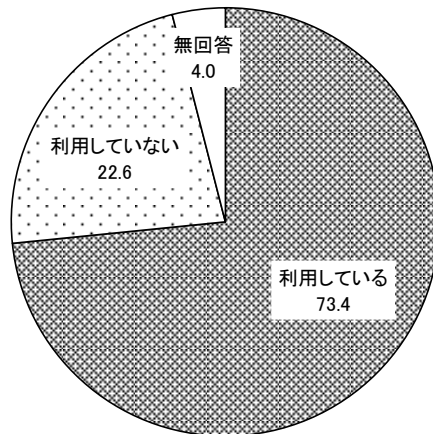


○ 帰宅時刻



4. 保育園・幼稚園等の利用状況【問9】

(1) 保育園・幼稚園等の利用状況

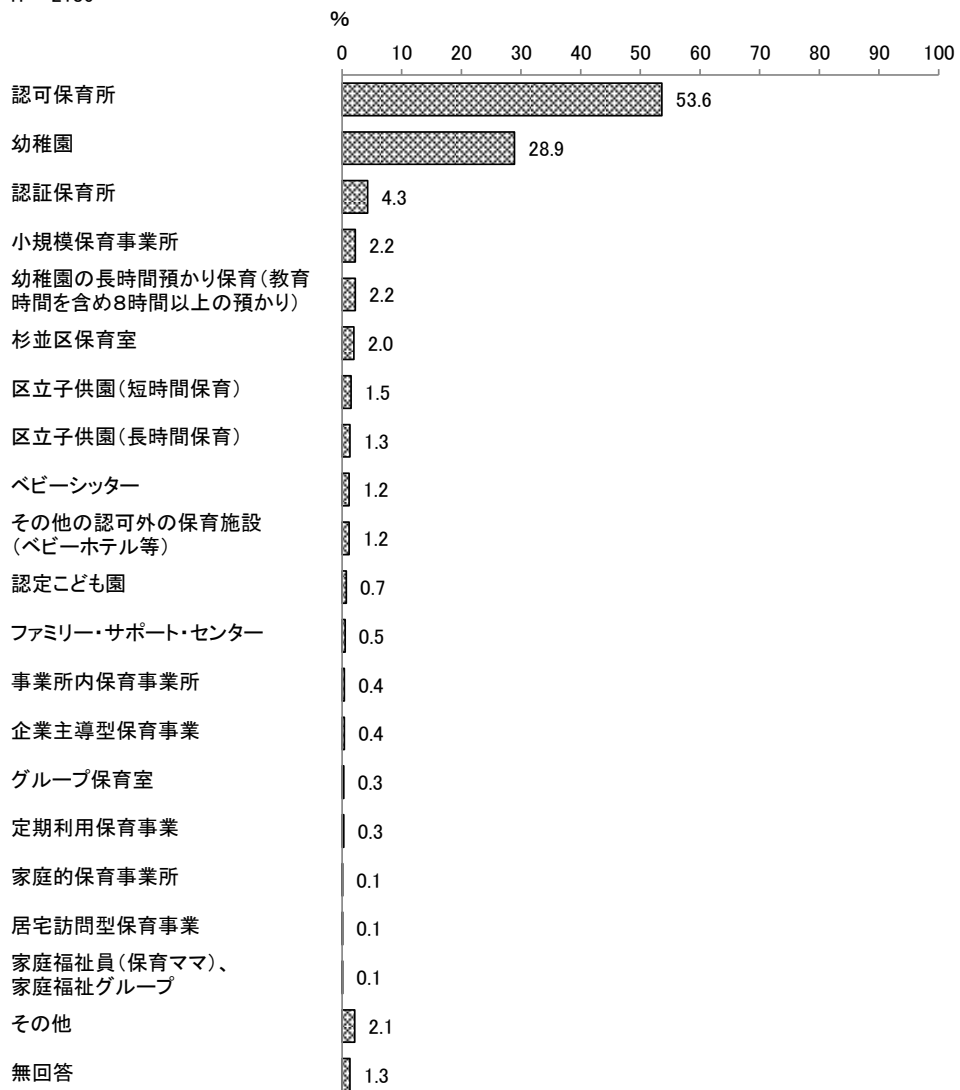


n = 2978

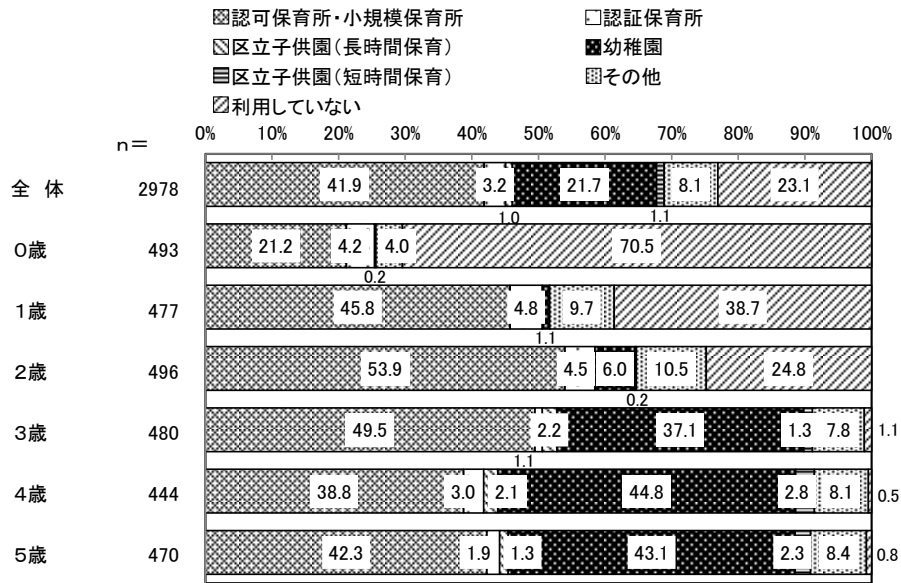
%

(2) 定期的にご利用している施設・事業

n = 2186

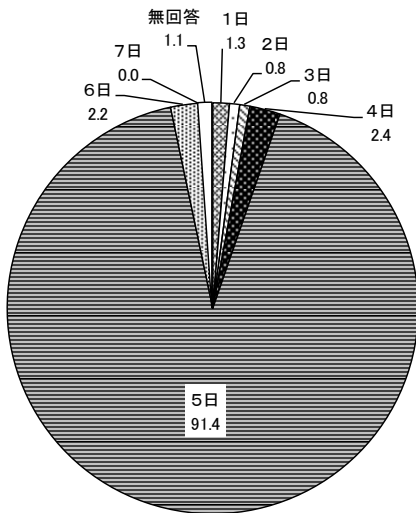


○定期的に利用している施設・事業(子どもの年齢別)



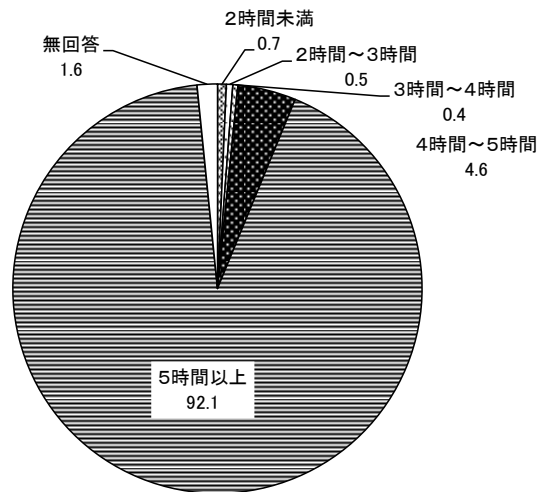
(3)施設・事業の現在の利用頻度

○1週あたりの利用日数



n = 2186

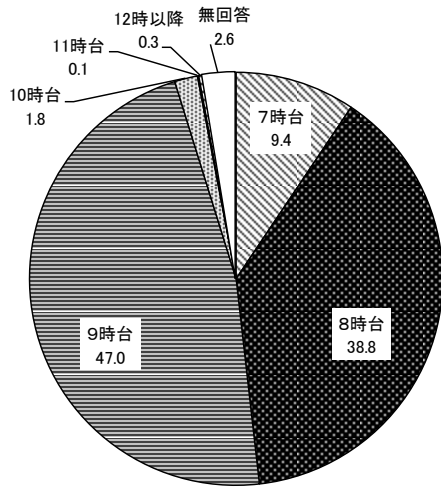
○1日あたりの利用時間



n = 2186

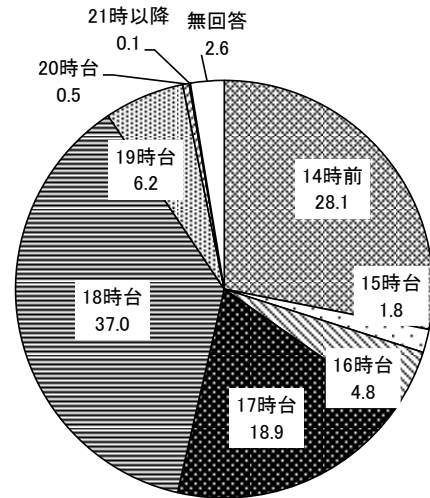
%

○利用開始時刻



n = 2186

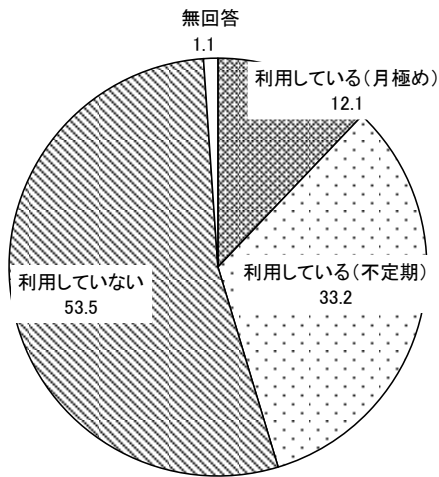
○利用終了時刻



% n = 2186

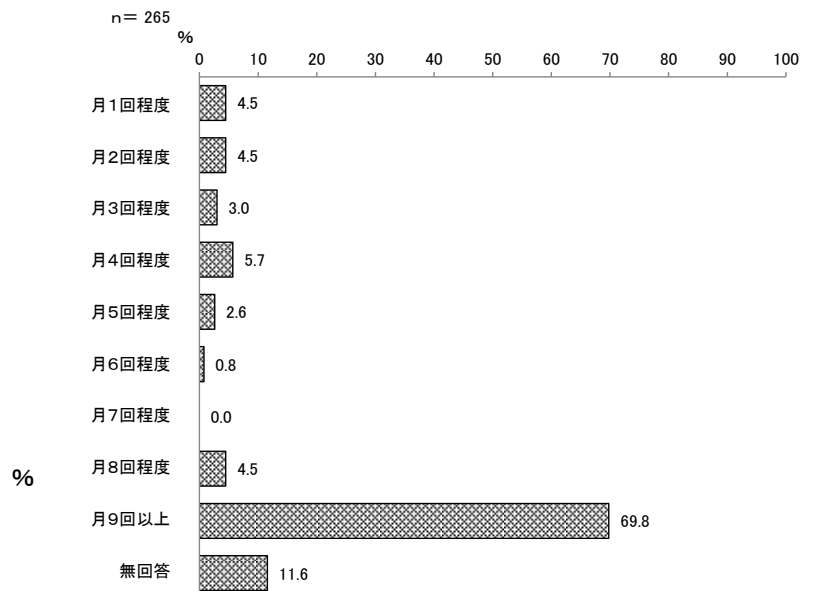
%

(4) 延長保育の利用



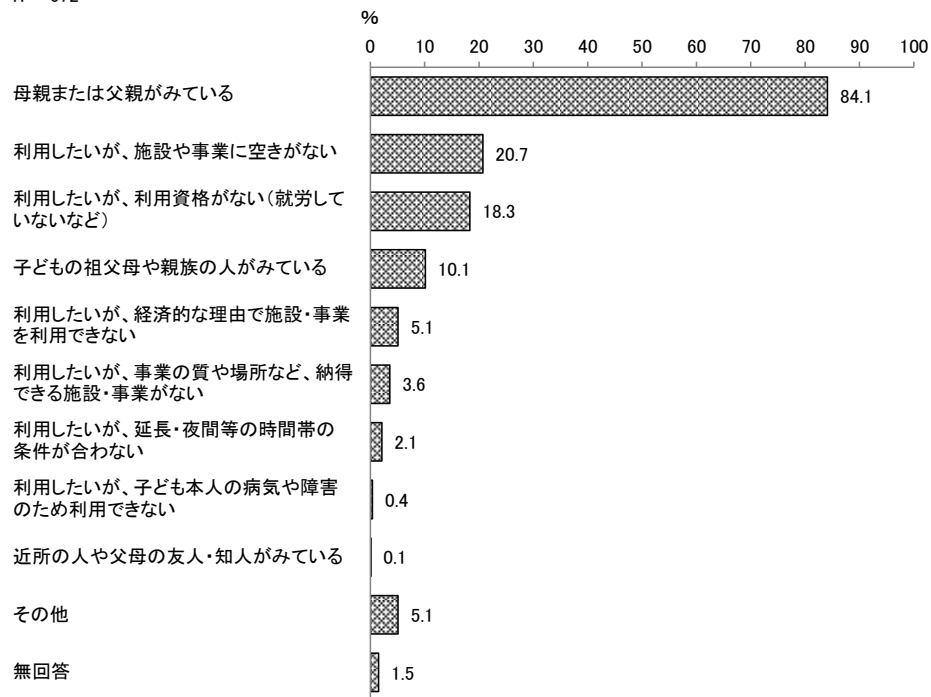
n = 2186

○月極めで利用している場合の利用頻度



(5)施設・事業を利用していない理由

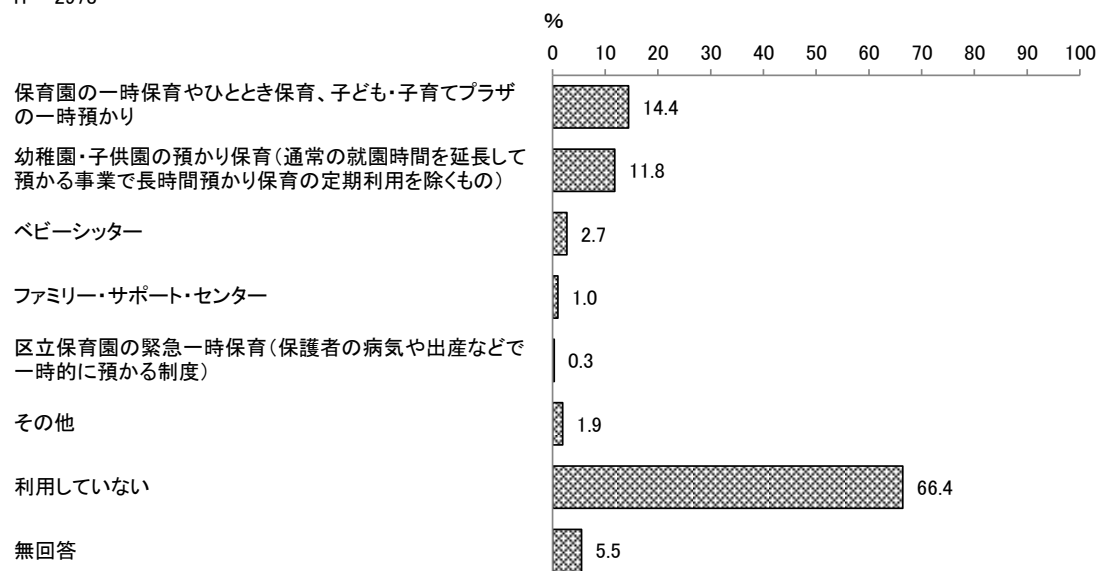
n = 672



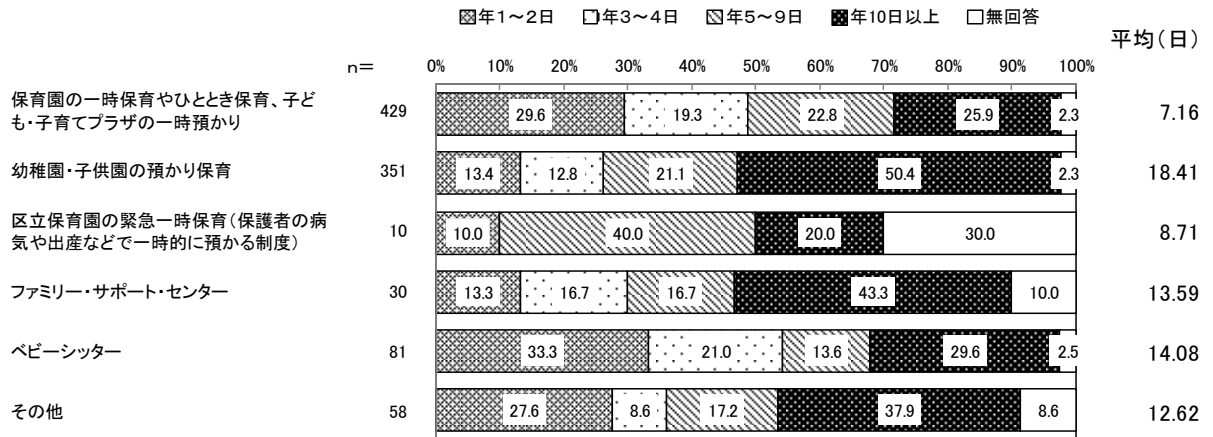
5. 一時預かり等の利用状況【問10～問11】

(1)不定期的に利用している預かり事業

n = 2978

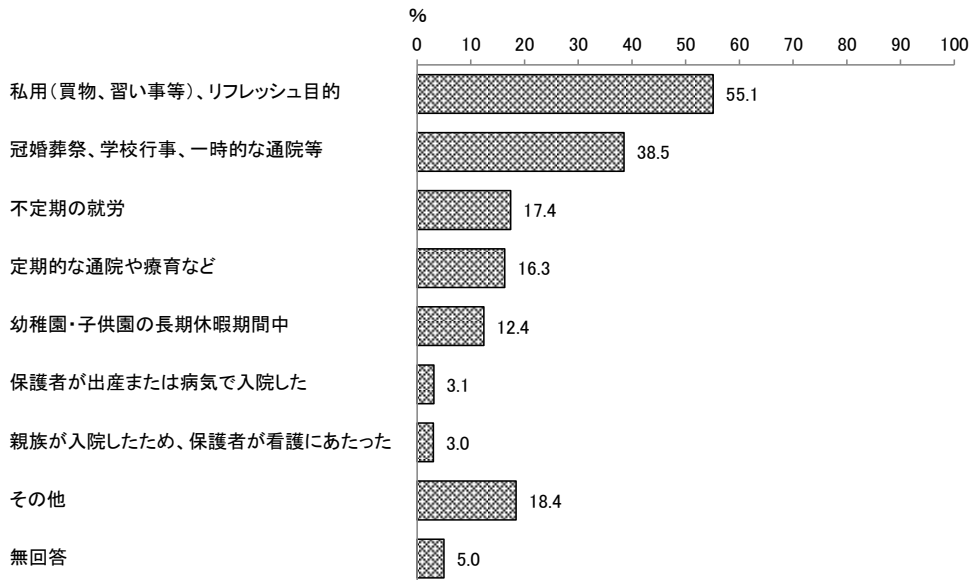


○ 不定期に利用している預かり事業の利用頻度

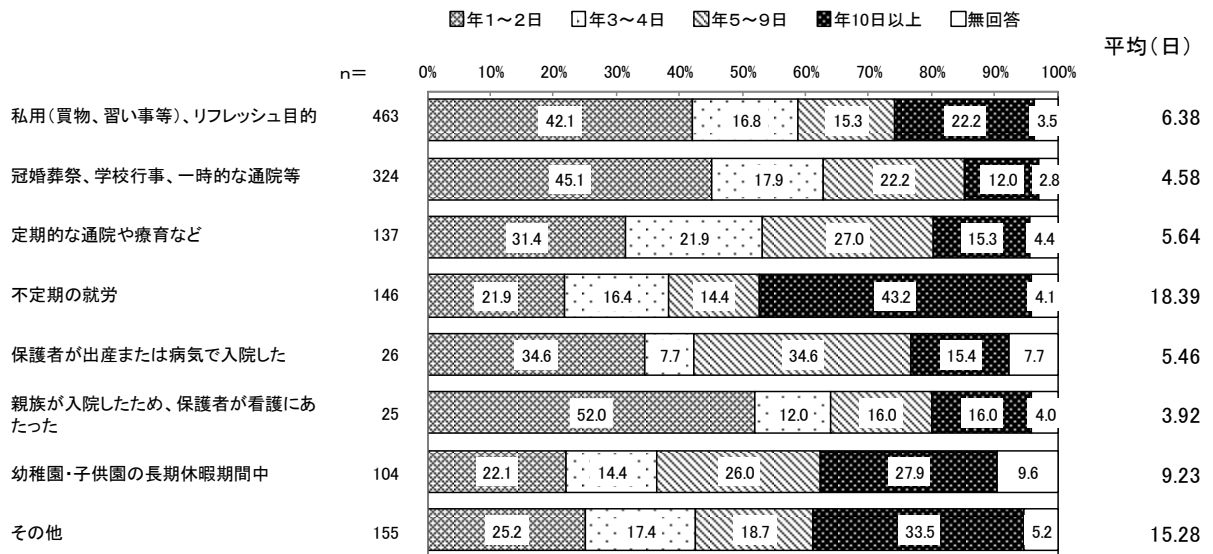


(2) 不定期に預かり事業を利用している理由

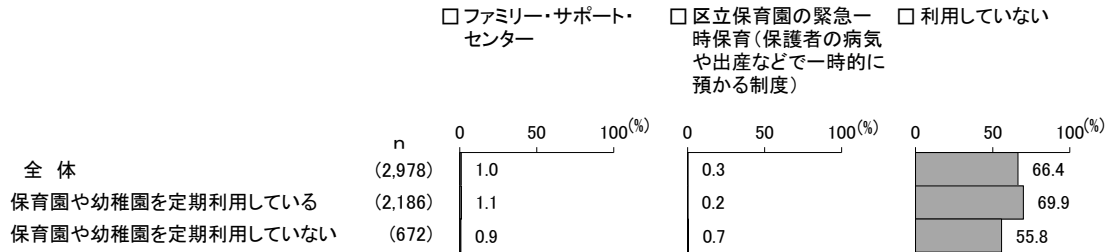
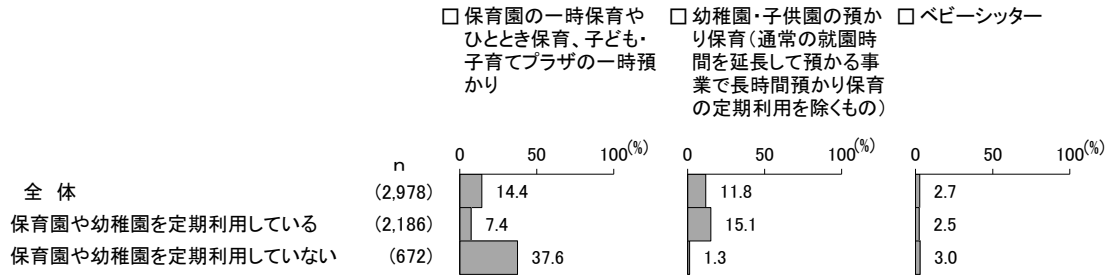
n = 841



○ 不定期に預かり事業を利用している理由別の利用頻度

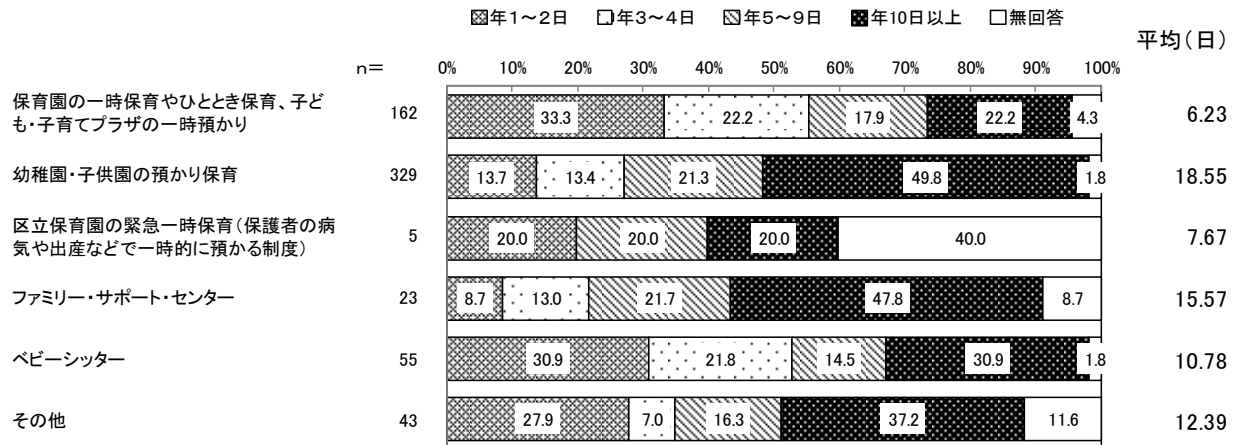


○不定期に利用している預かり事業(保育園や幼稚園などの定期的な利用別)

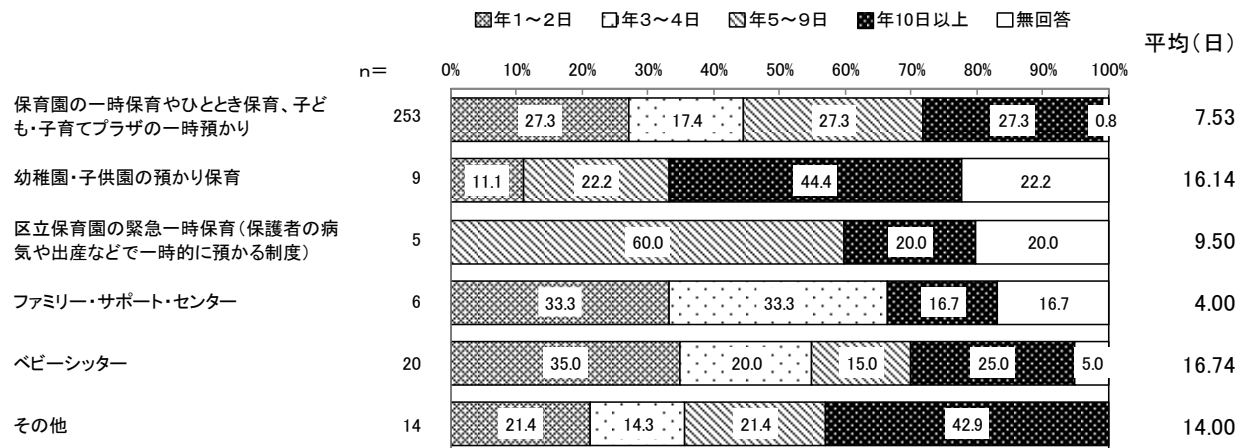


○不定期に利用している預かり事業の利用頻度(保育園や幼稚園などの定期的な利用別)

【保育園や幼稚園などを定期利用している】

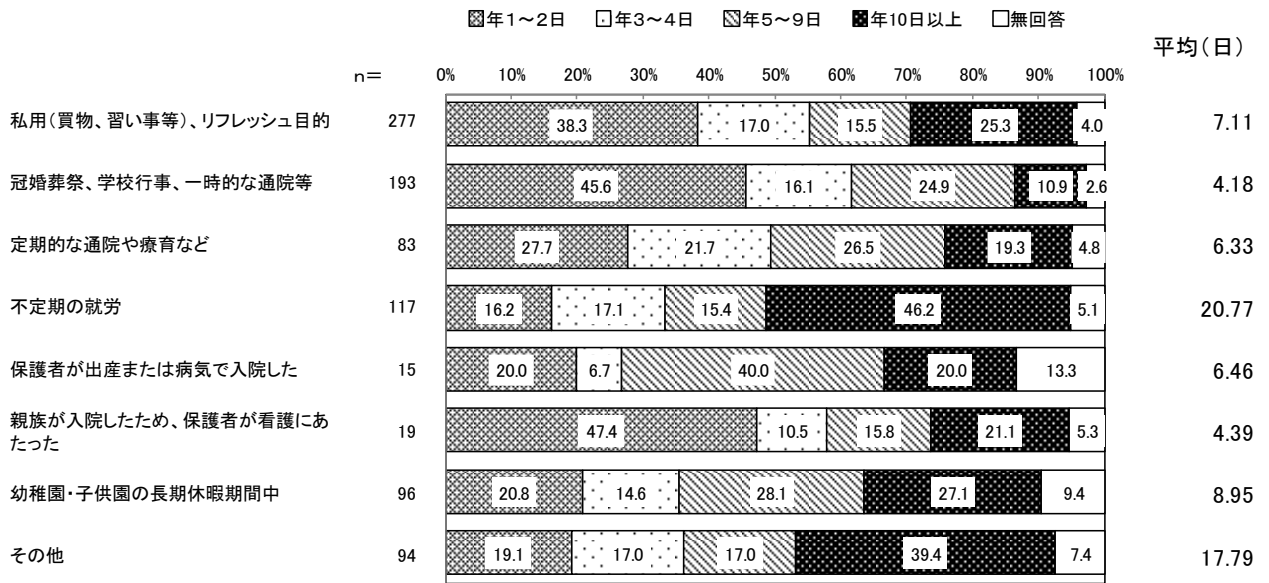


【保育園や幼稚園などを定期利用していない】

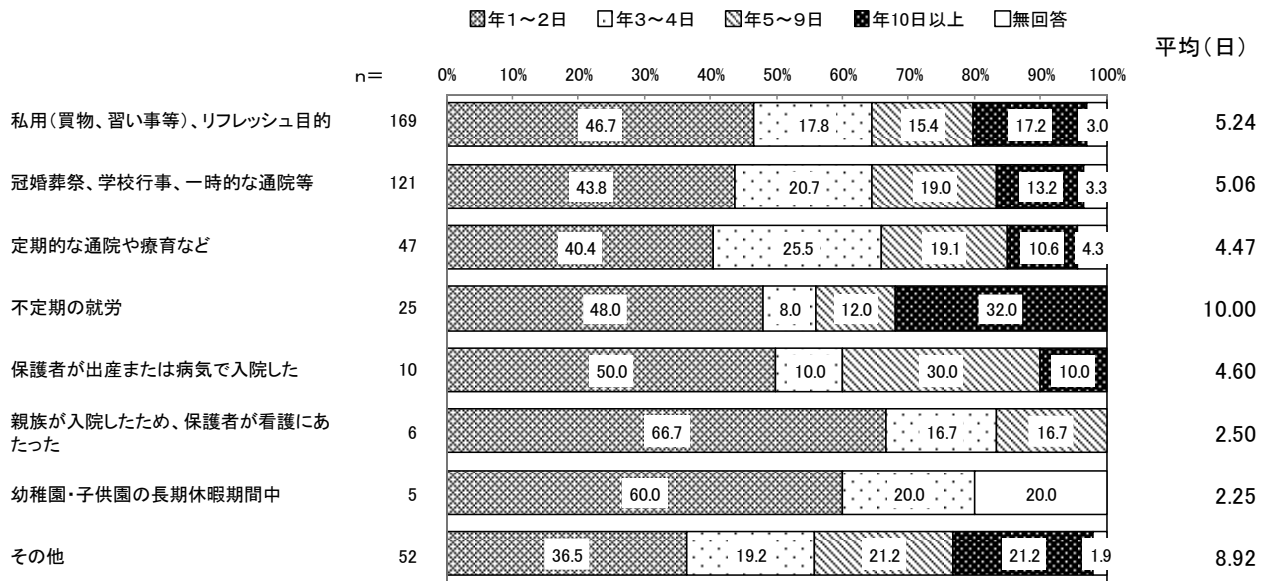


○ 不定期に預かり事業を利用している理由別の利用頻度(保育園や幼稚園などの定期的な利用別)

【保育園や幼稚園などを定期利用している】

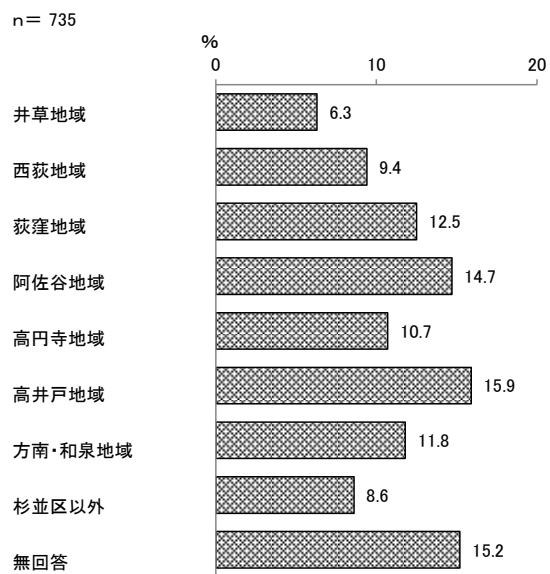


【保育園や幼稚園などを定期利用していない】

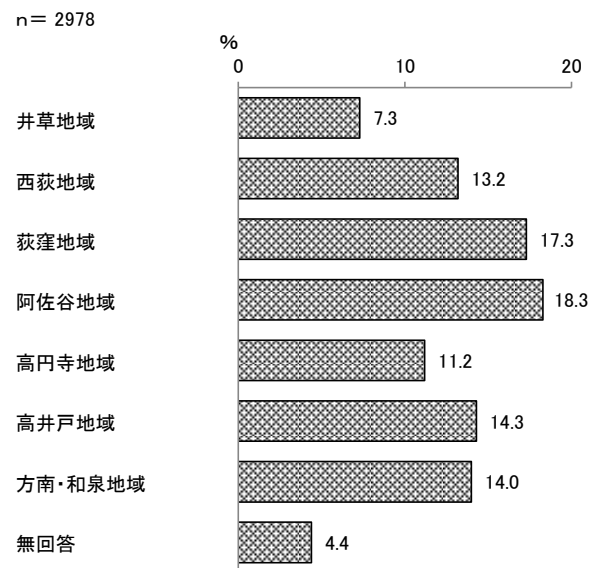


(3) 利用した施設・事業の実施場所

○利用した施設・事業の実施場所

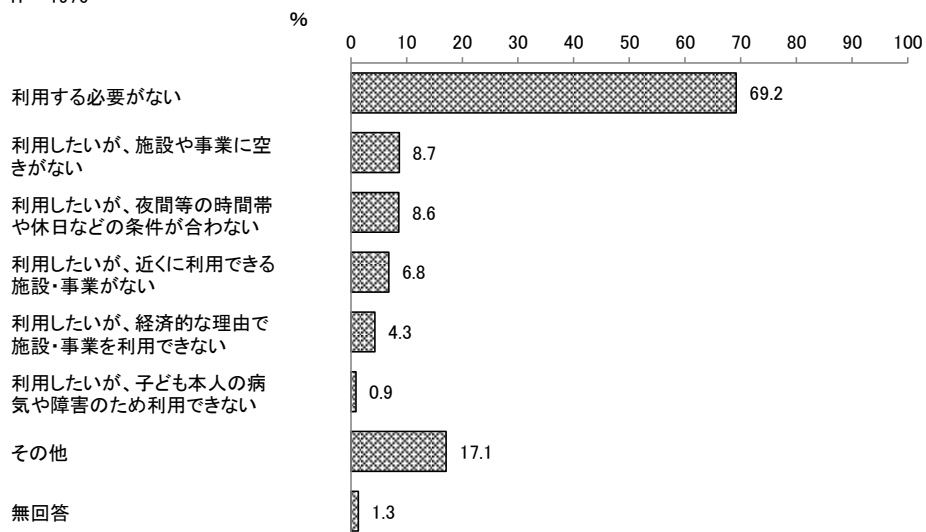


○居住地域

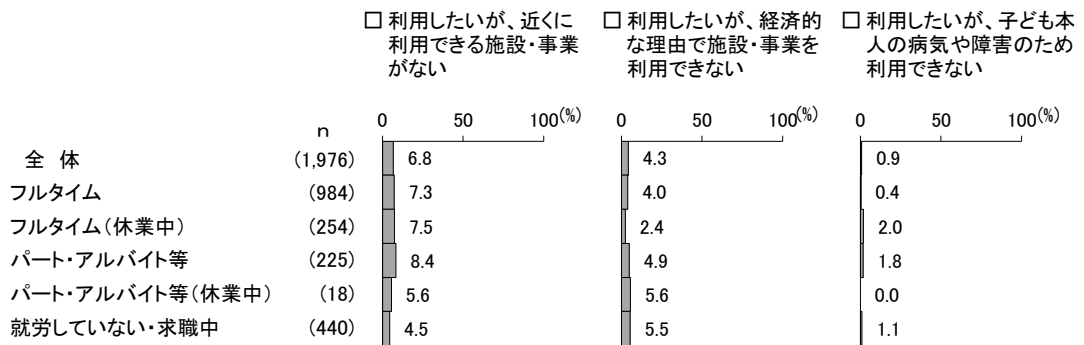
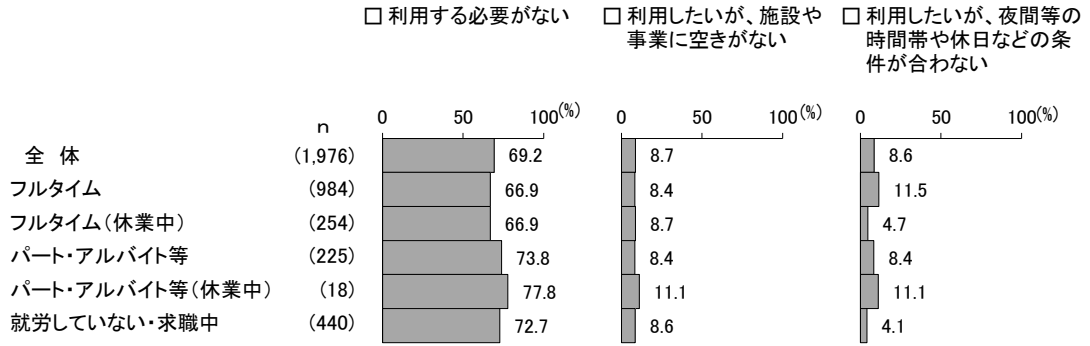


(4) 不定期の預かり事業を利用していない理由

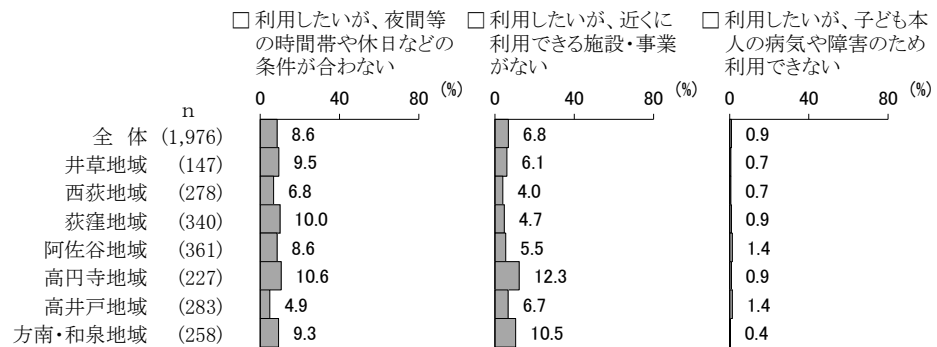
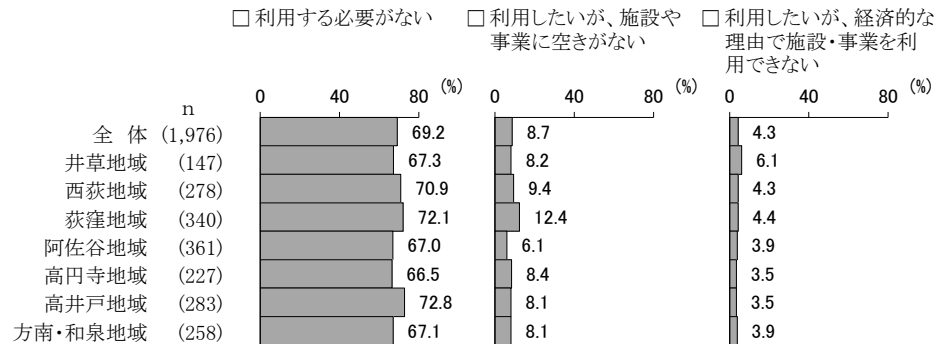
n = 1976



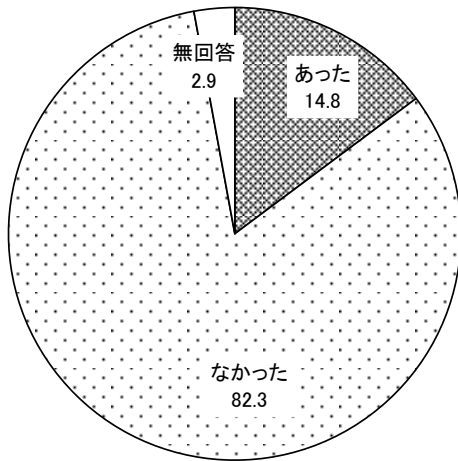
○不定期の預かり事業を利用していない理由(母親の就労状況別)



○不定期の預かり事業を利用していない理由(7地域別)



(5)この1年間に宿泊を伴って子どもを預けた経験の有無

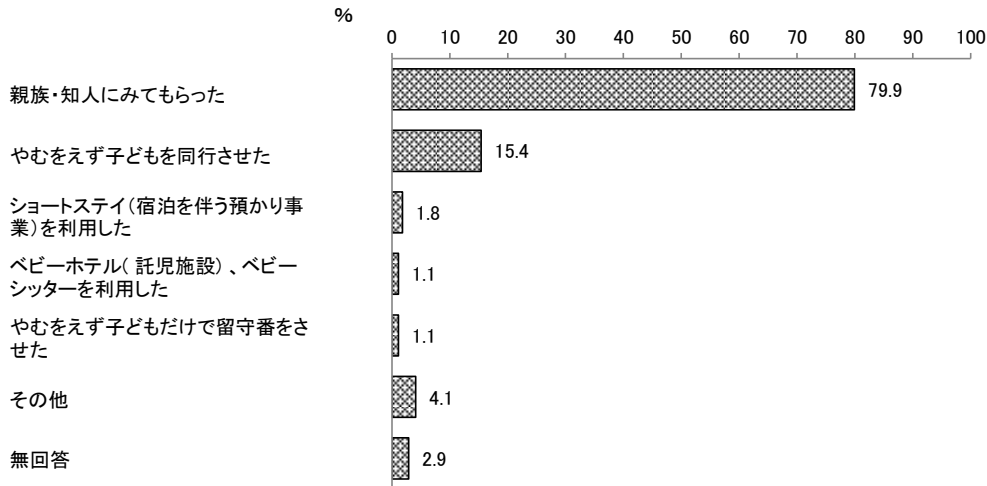


n = 2978

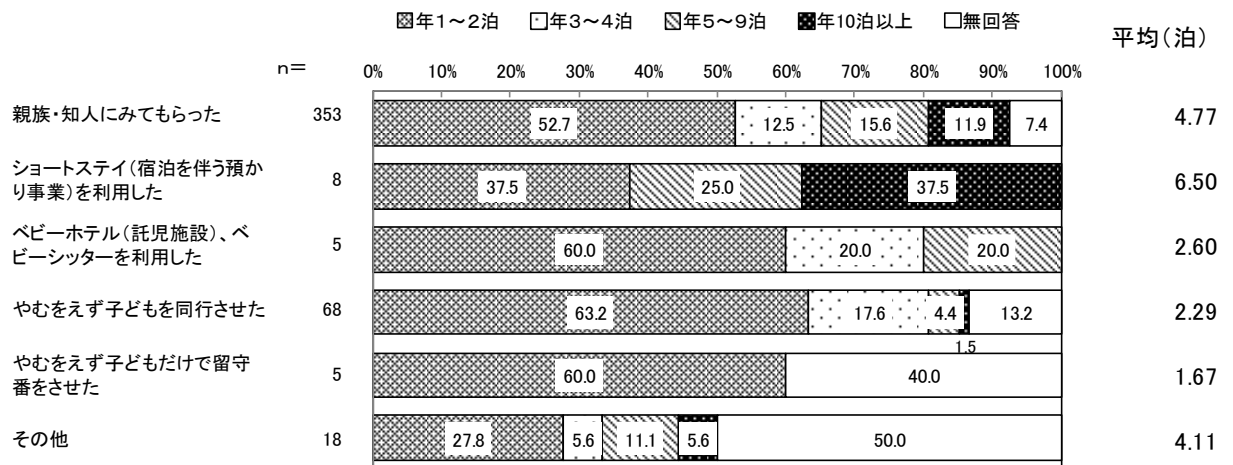
%

(6) 宿泊を伴って子どもを預けた際の行動

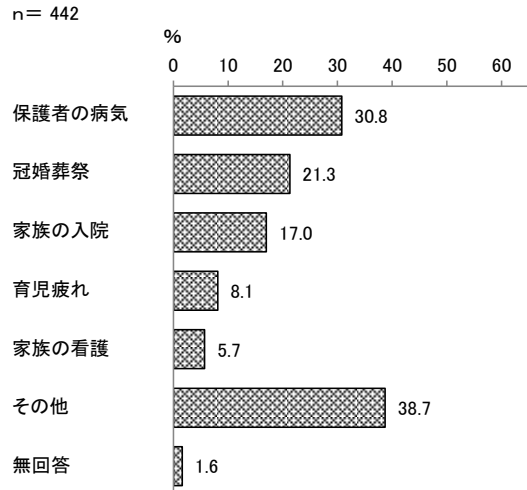
n = 442



○子どもを預けた日数(泊)

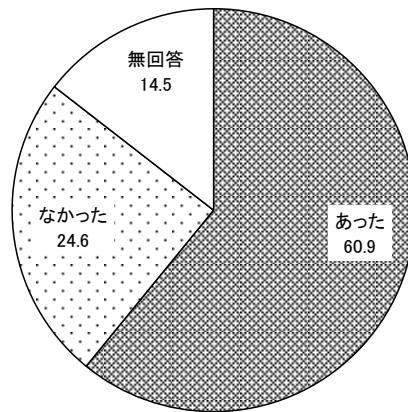


(7) 泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかった理由



6. 子どもの病気の際の対応【問12】

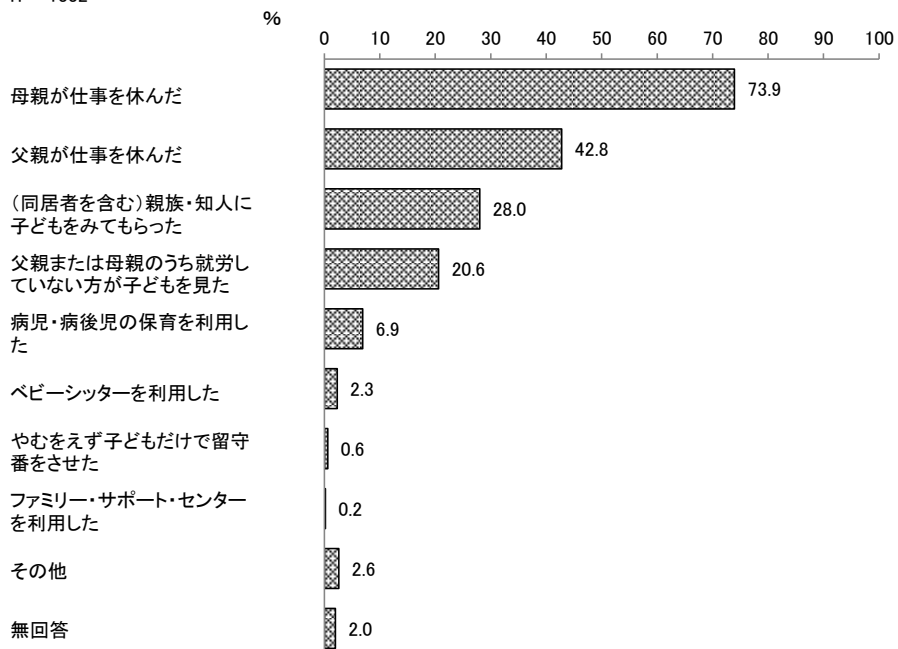
(1) 子どもが病気やケガで通常の施設・事業が利用できなかった経験の有無



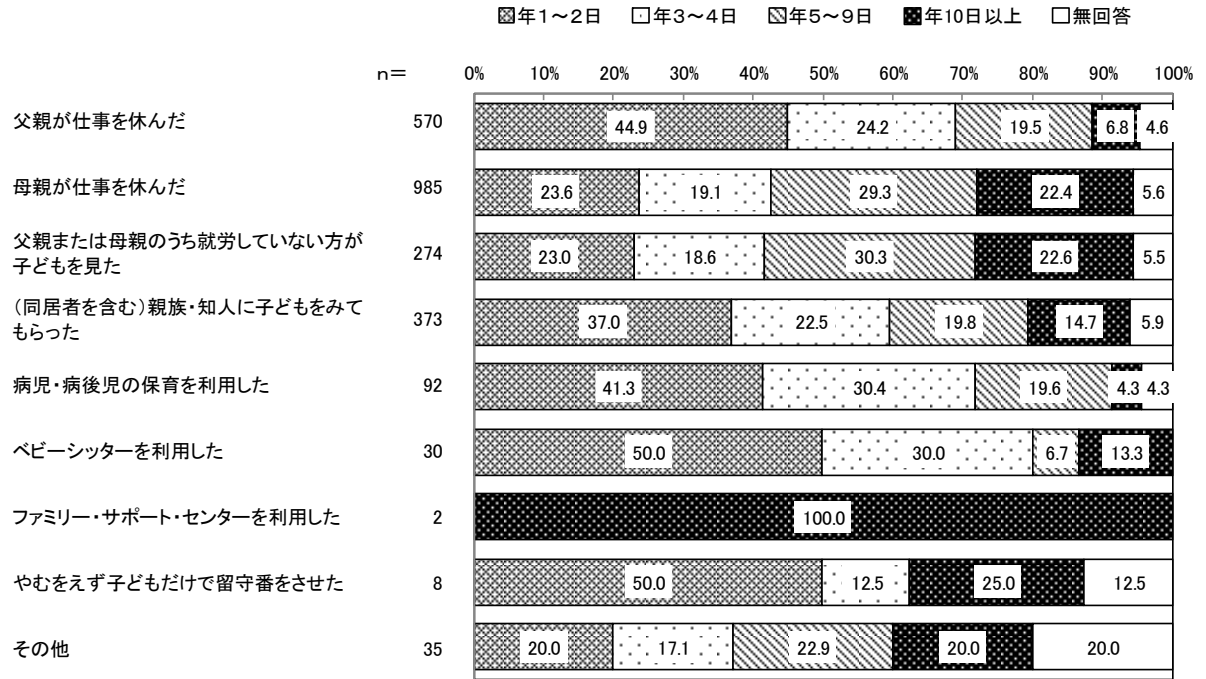
(2) 施設・事業が利用できなかったときの対応

n = 2186

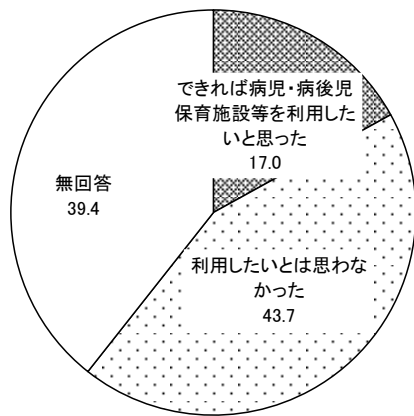
n = 1332



○施設・事業が利用できなかった時の対応日数



(3) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

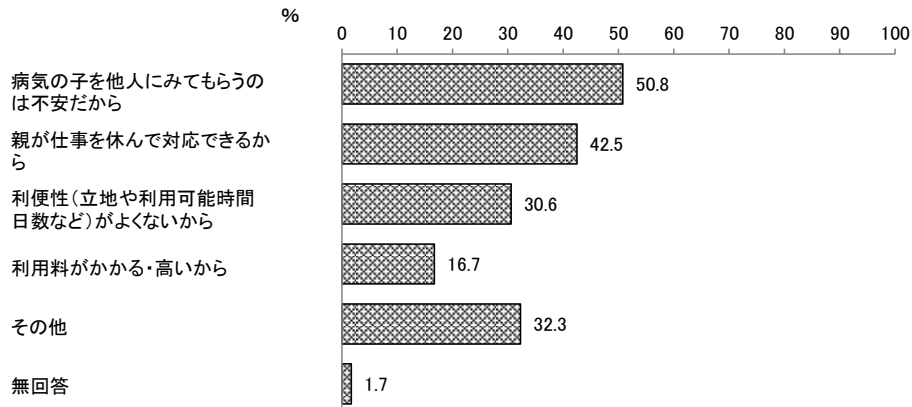


n = 2094

%

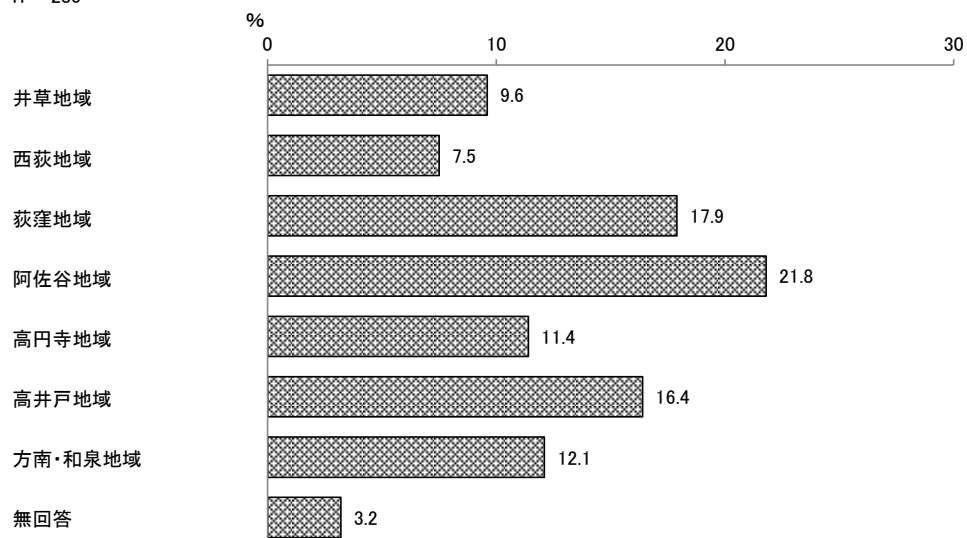
(4) 病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない理由

n = 915



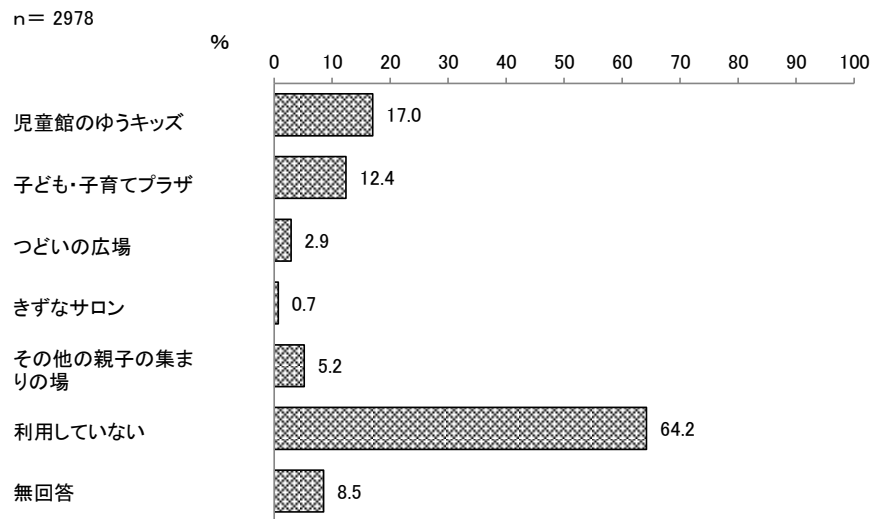
○利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくないため、病児・病後児のための保育施設等
を利用したいとは思わない(7地域別)

n = 280

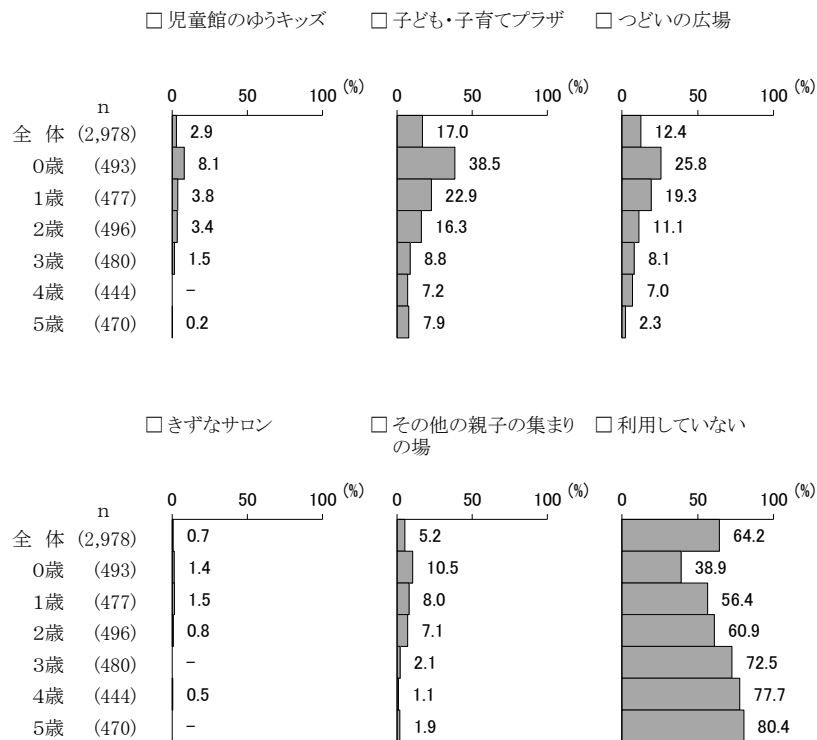


7. 地域での親子の集まりの利用状況【問13】

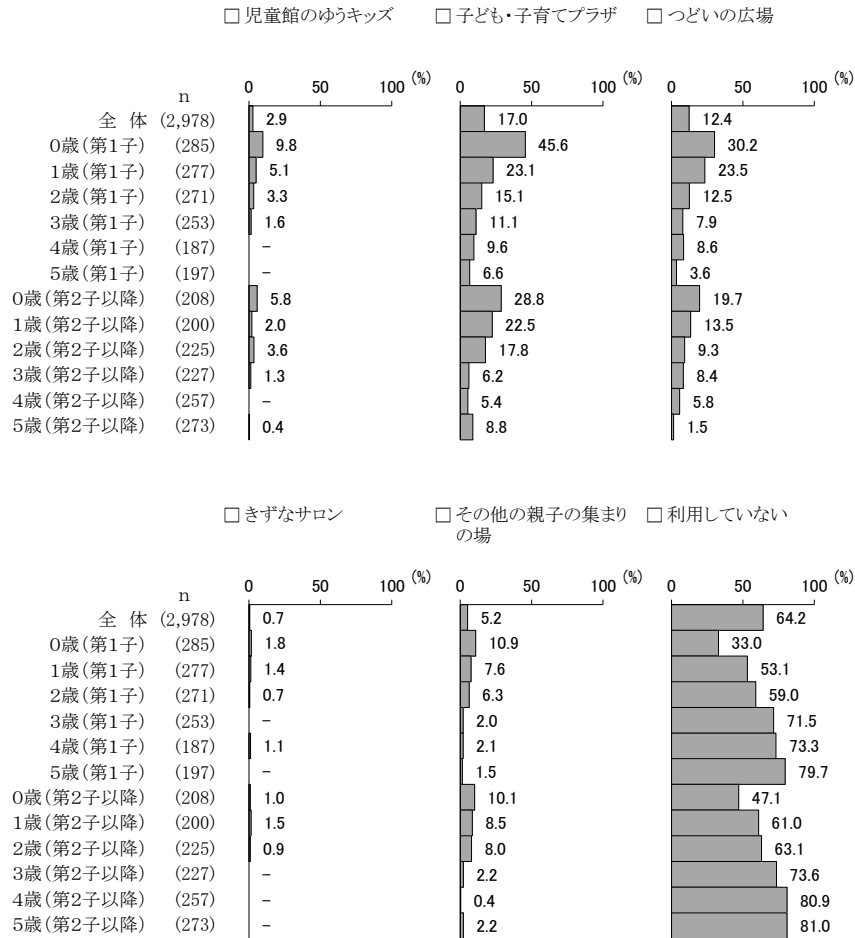
(1) 親子が集まって過ごす事業の利用状況



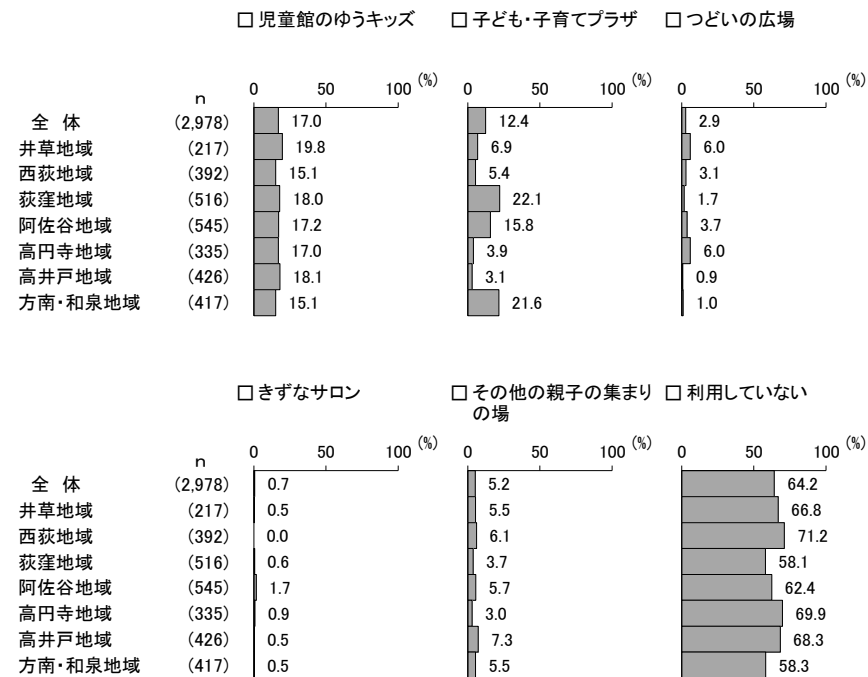
○親子が集まって過ごす事業の利用状況(子どもの年齢別)



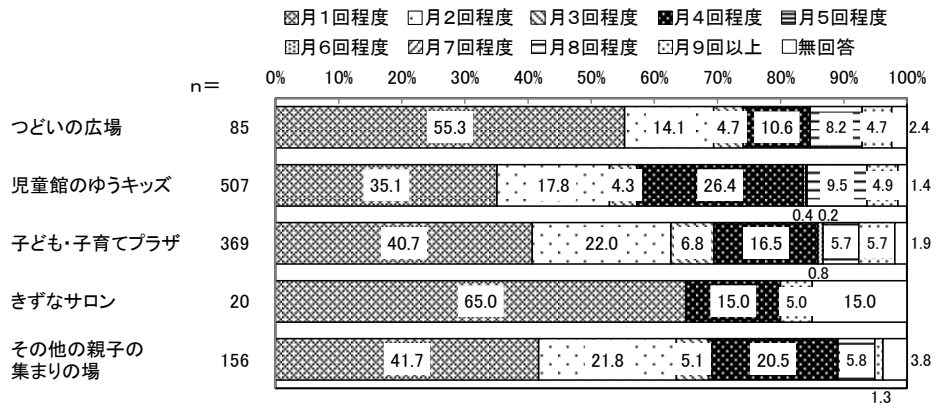
○親子が集まって過ごす事業の利用状況(子どもの年齢・出生順位別)



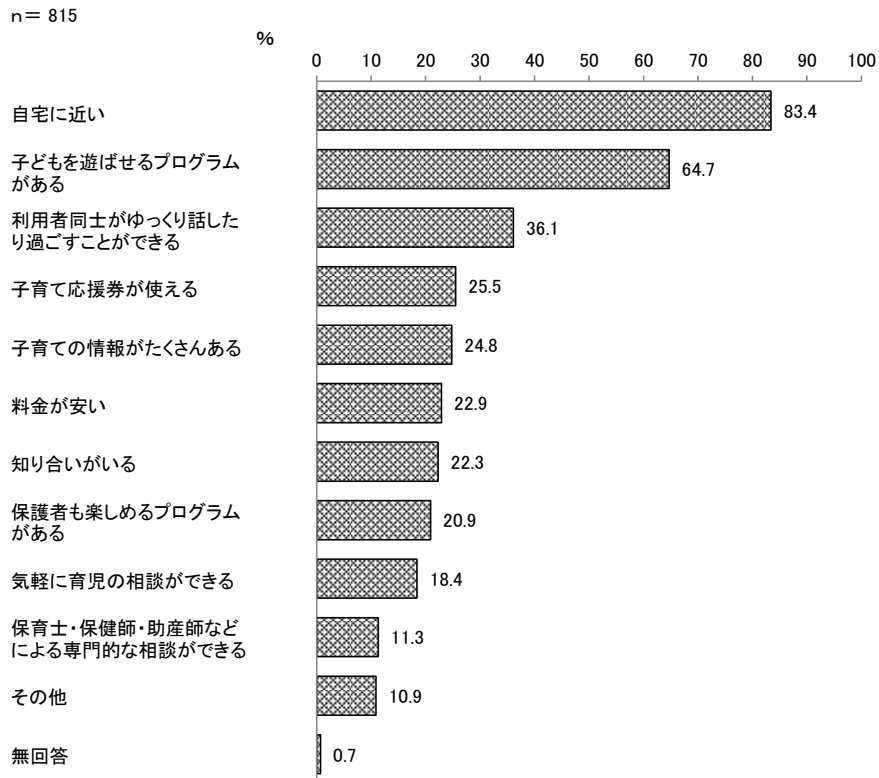
○親子が集まって過ごす事業の利用状況(7地域別)



○親子が集まって過ごす事業の1月あたりの利用頻度

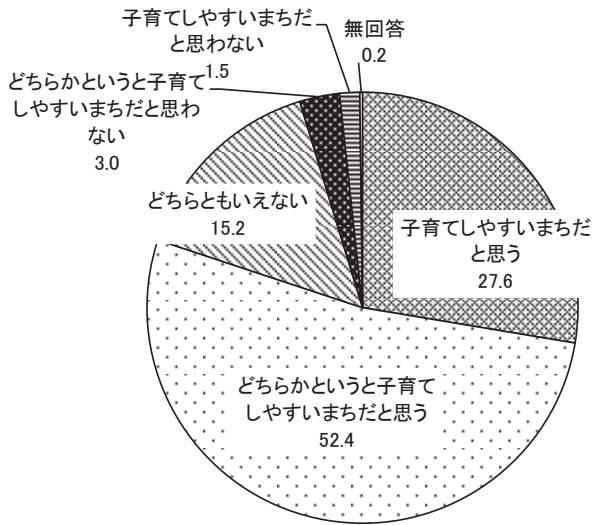


(2)施設・事業を利用した際に大事だと思った点



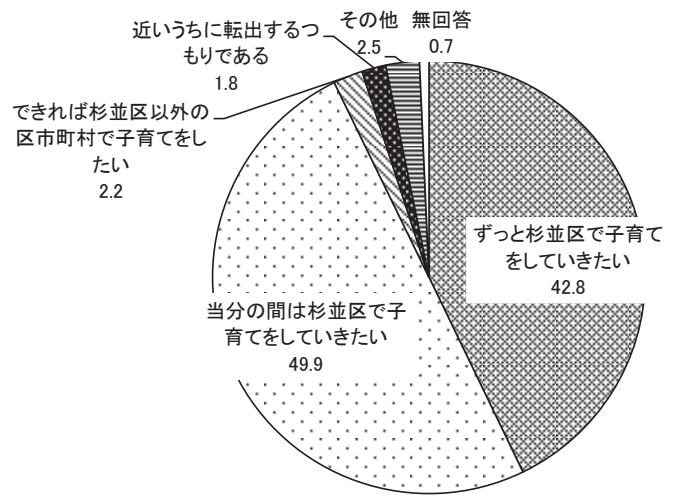
8. 杉並区の子育てについて【問14～15】

(1) 杉並区の子育てのしやすさ



n = 2978

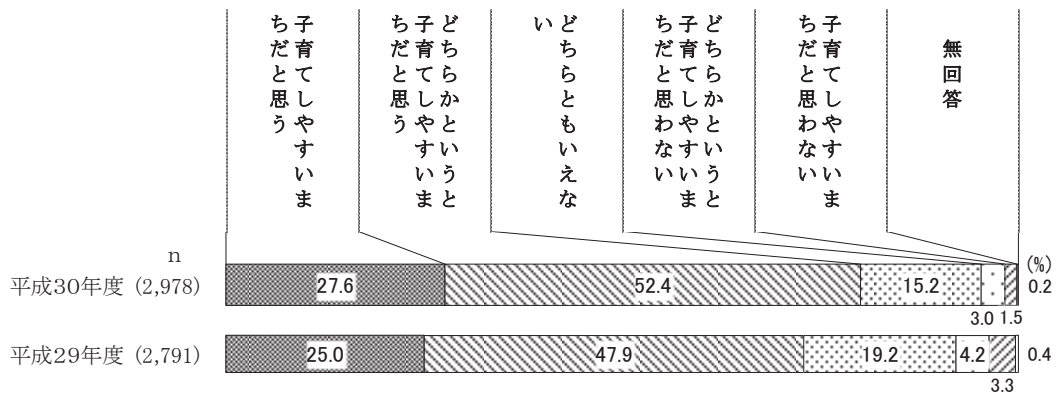
(2) 杉並区での子育ての継続意向



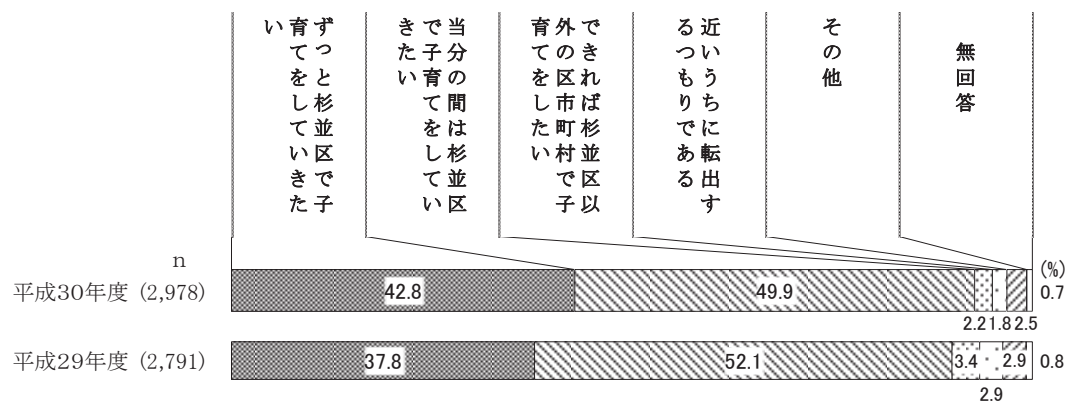
n = 2978

%

○ 杉並区の子育てのしやすさ(経年比較)



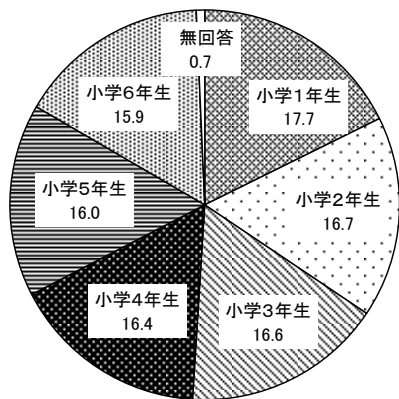
○ 杉並区での子育ての継続意向(経年比較)



Ⅲ [小学生] 結果概要

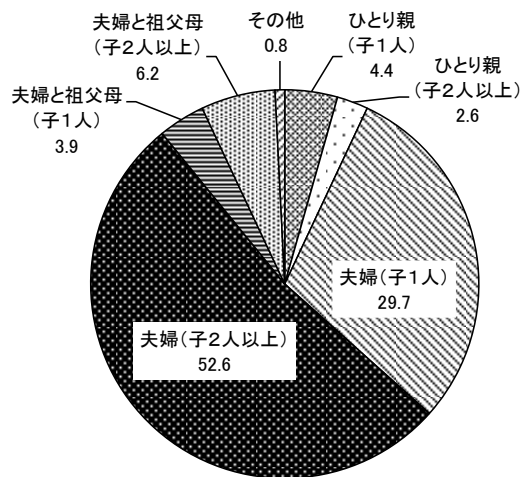
1. 対象の子どもと家族の状況【問1～問5】

(1) 宛名の子どもの年齢



n = 2893

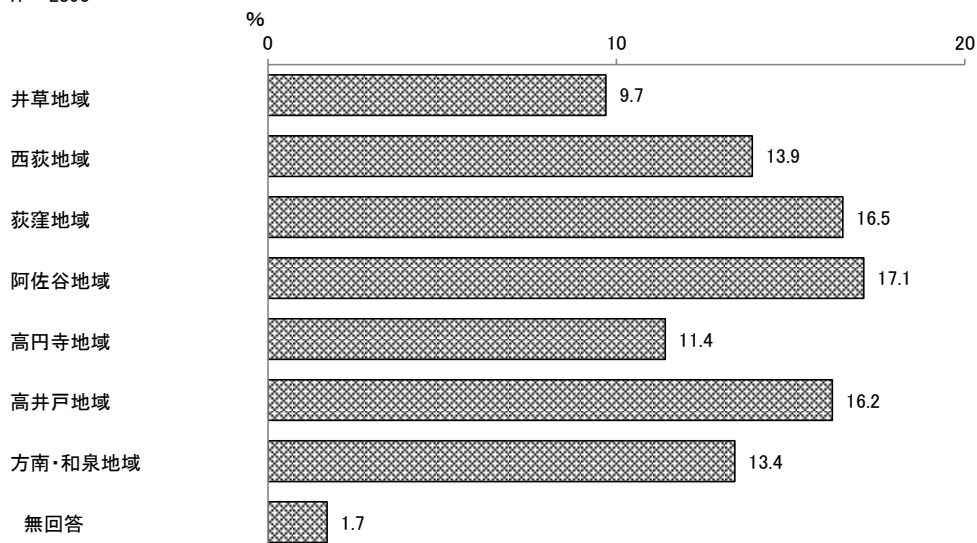
(2) 宛名の子どもの家族(家族構成)



n = 2893

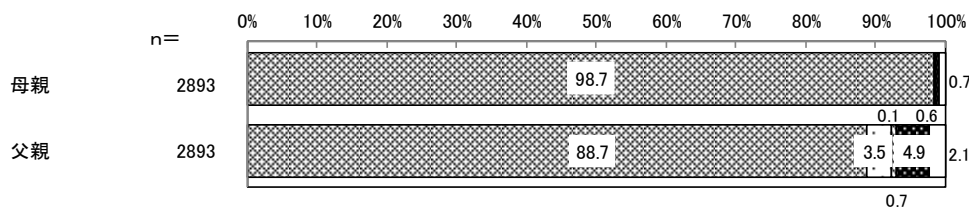
(3) 居住地域(7地域別)

n = 2893



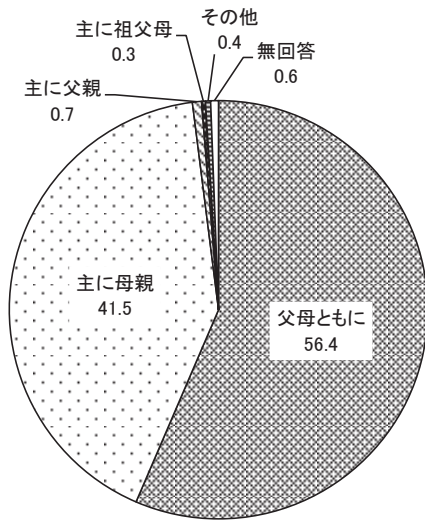
(4) 保護者の状況

- ☒ 一緒に住んでいる
- ☐ 単身赴任や入院などで一時的に別に住んでいる
- ☒ 別居している
- ☒ 死亡、離婚、未婚などでいない
- ☐ 無回答



2. 子育ての環境【問6～問7】

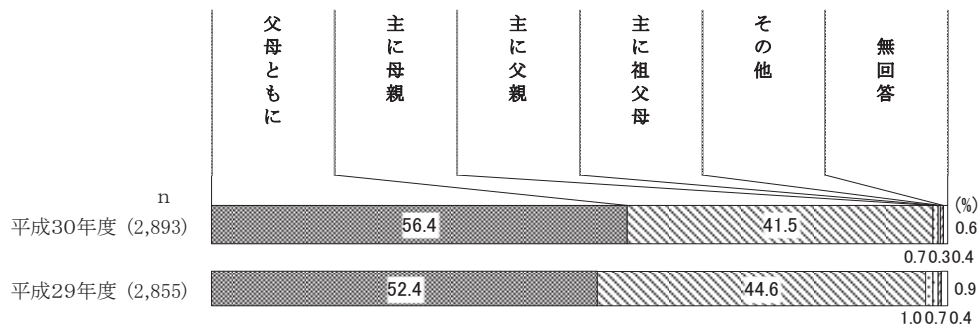
(1) 子育てを主に行っている人



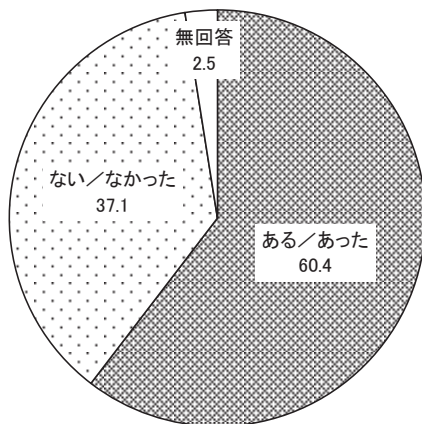
n = 2893

%

○子育てを主に行っている人(経年比較)



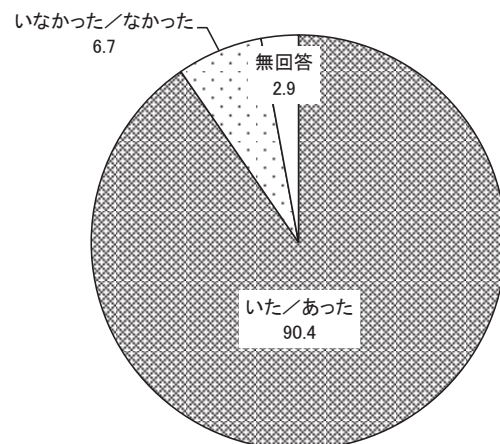
(2) 子育てをする上での心配や悩み



n = 2893

%

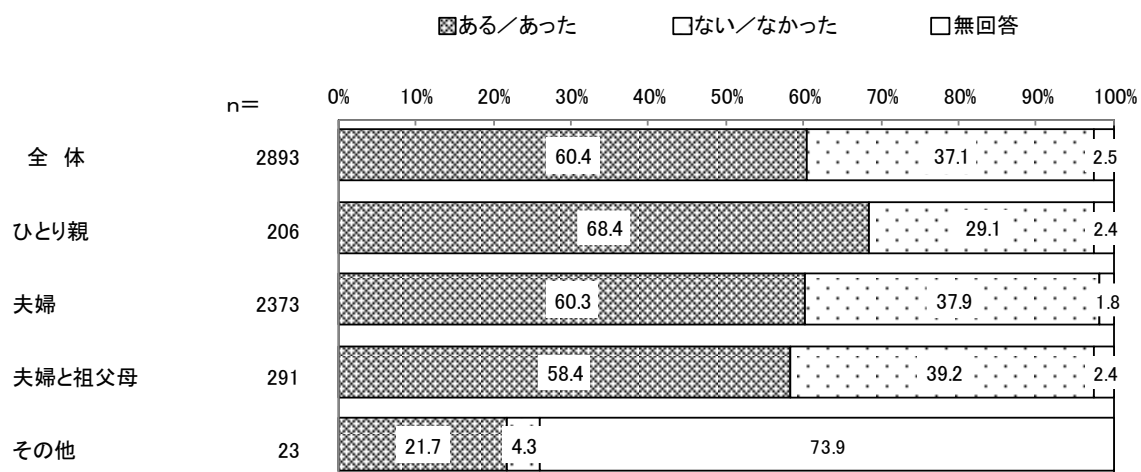
(3) 子育てに関して気軽に相談できる相手の有無



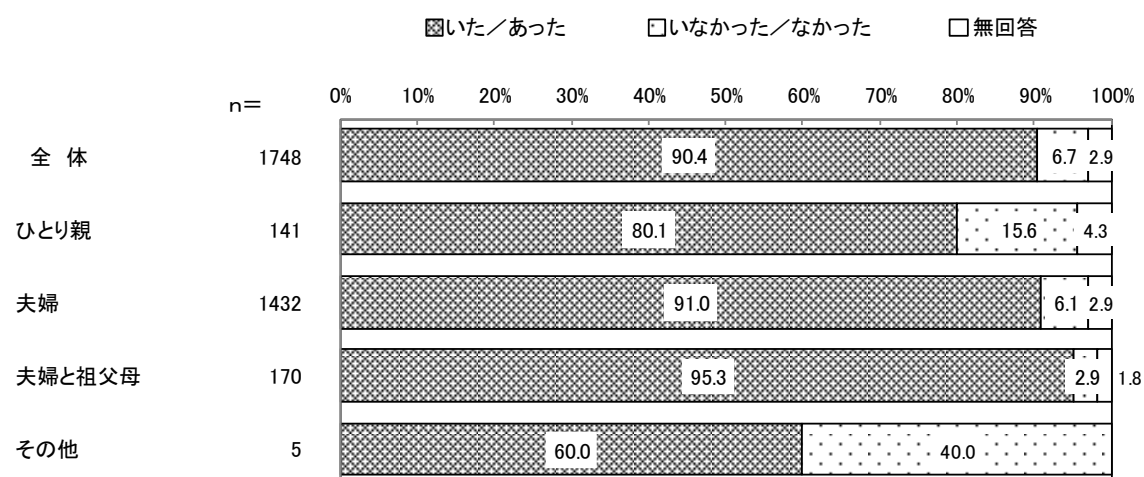
n = 1748

%

○子育てをする上での心配や悩み(家族構成別)

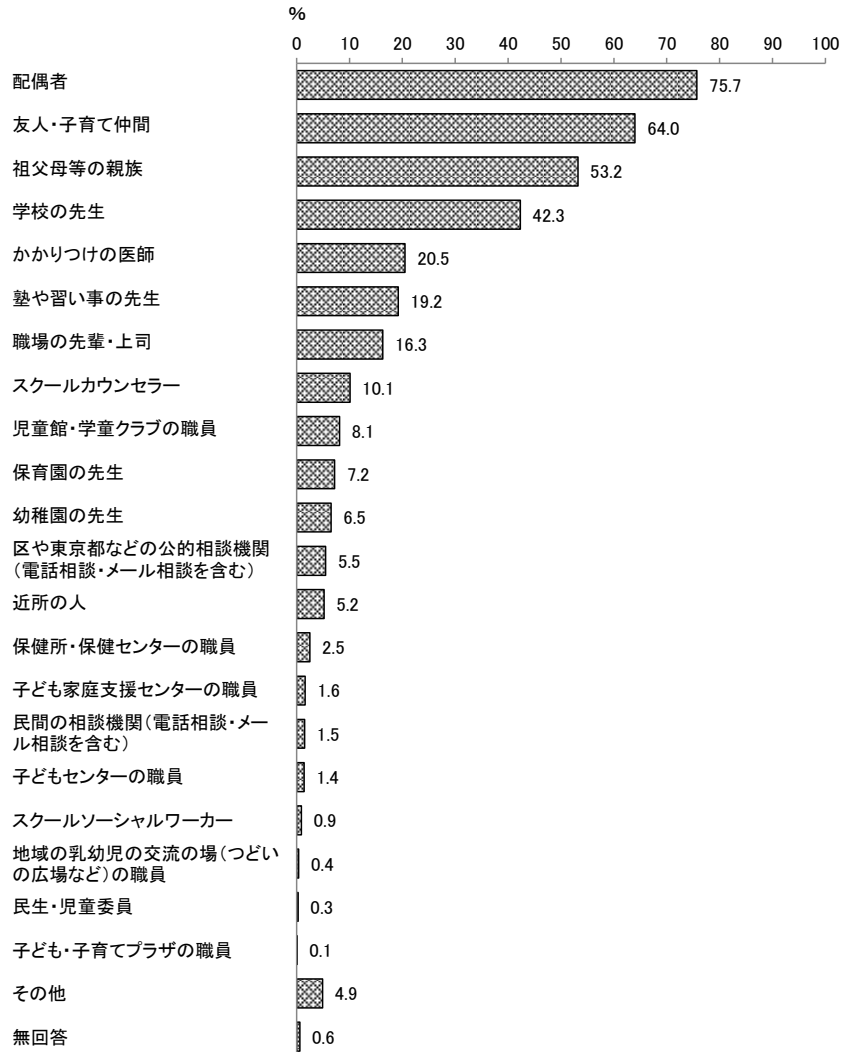


○子育てに関して気軽に相談できる相手の有無(家族構成別)

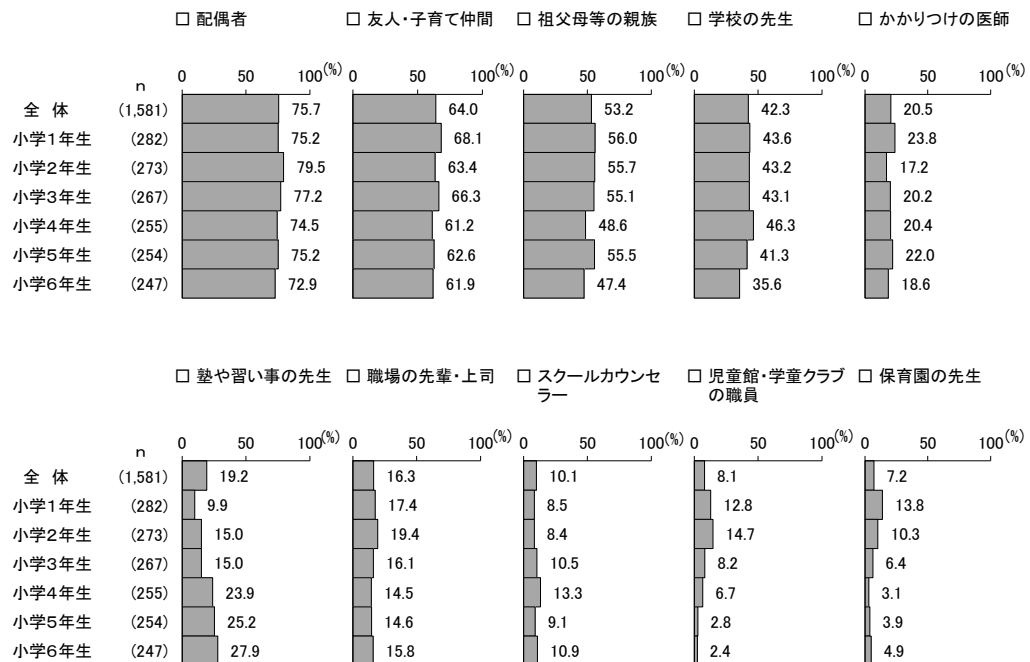


(4) 子育てに関する相談先

n = 1581

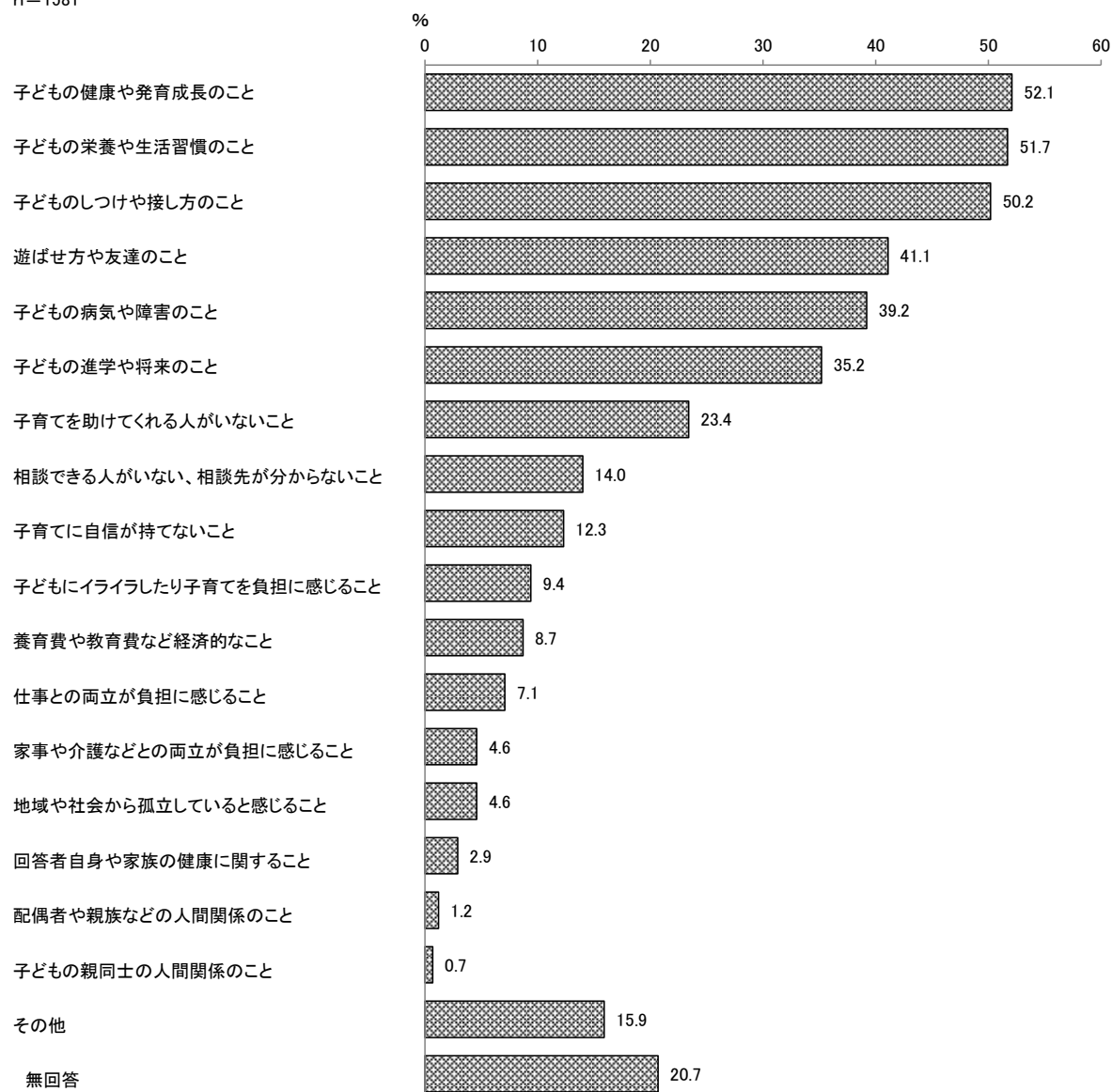


○ 子育てに関する相談先(学年別)



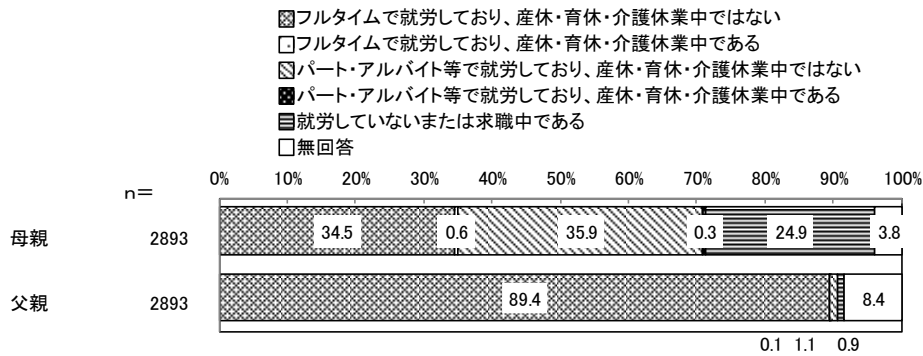
(5) 相談した内容

n=1581

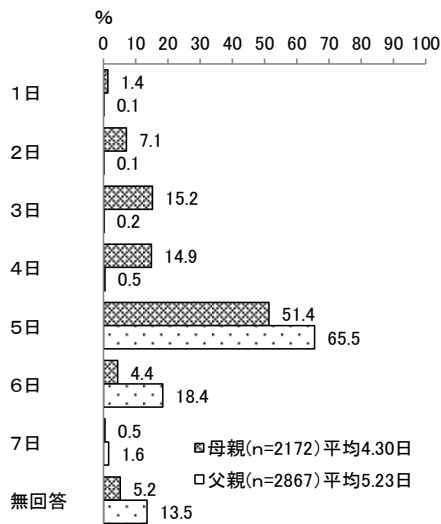


3. 保護者の就労状況【問8】

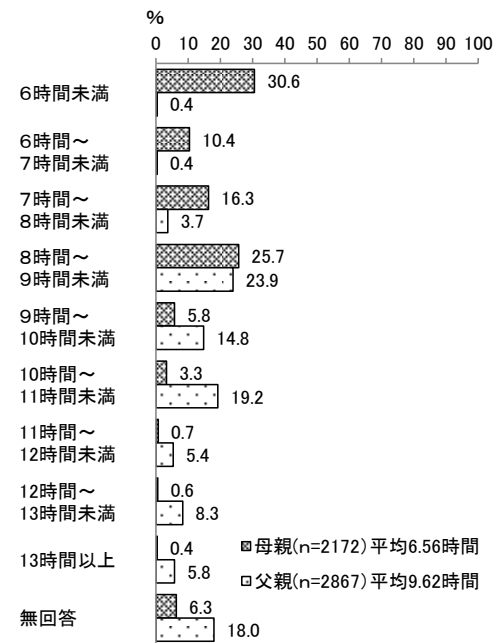
(1) 保護者の就労状況



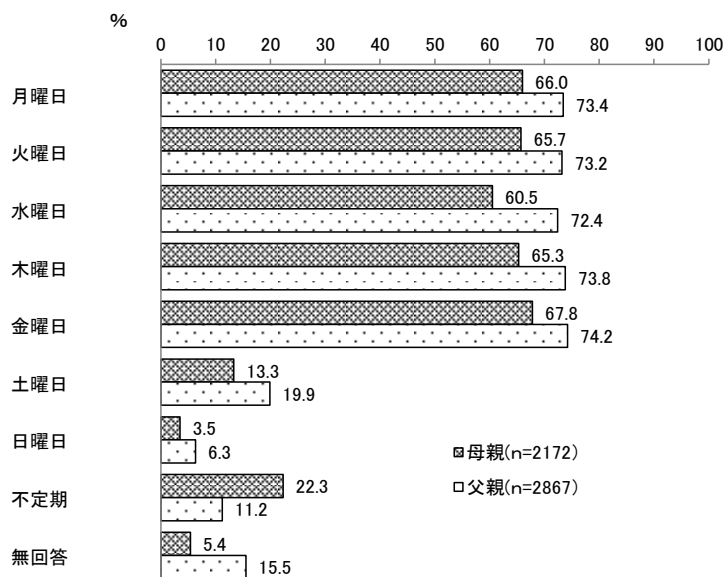
(2) 1週あたりの就労日数



(3) 1日あたりの就労時間

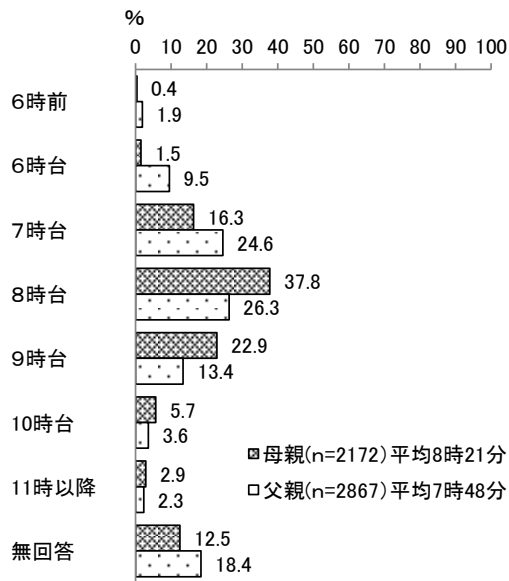


(4) 就労している曜日

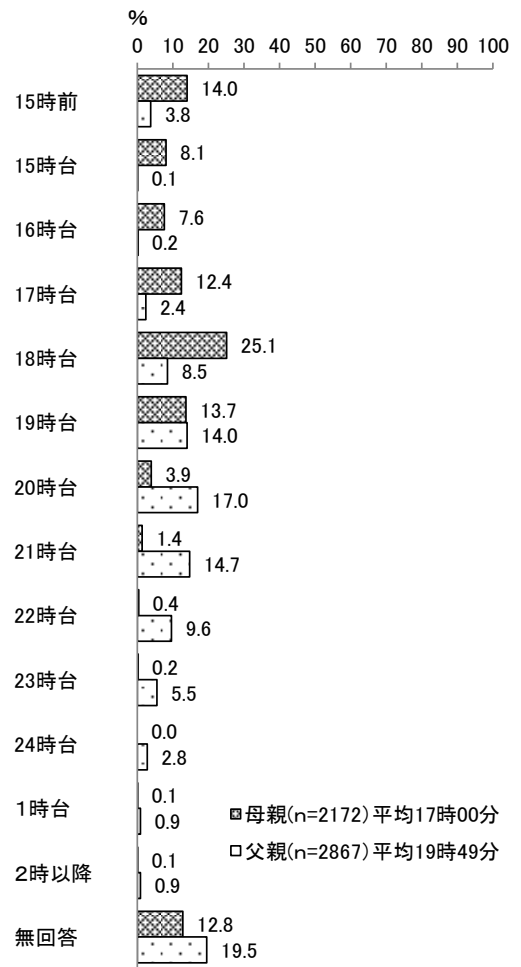


(5) 出勤時刻と帰宅時刻

○ 出勤時刻



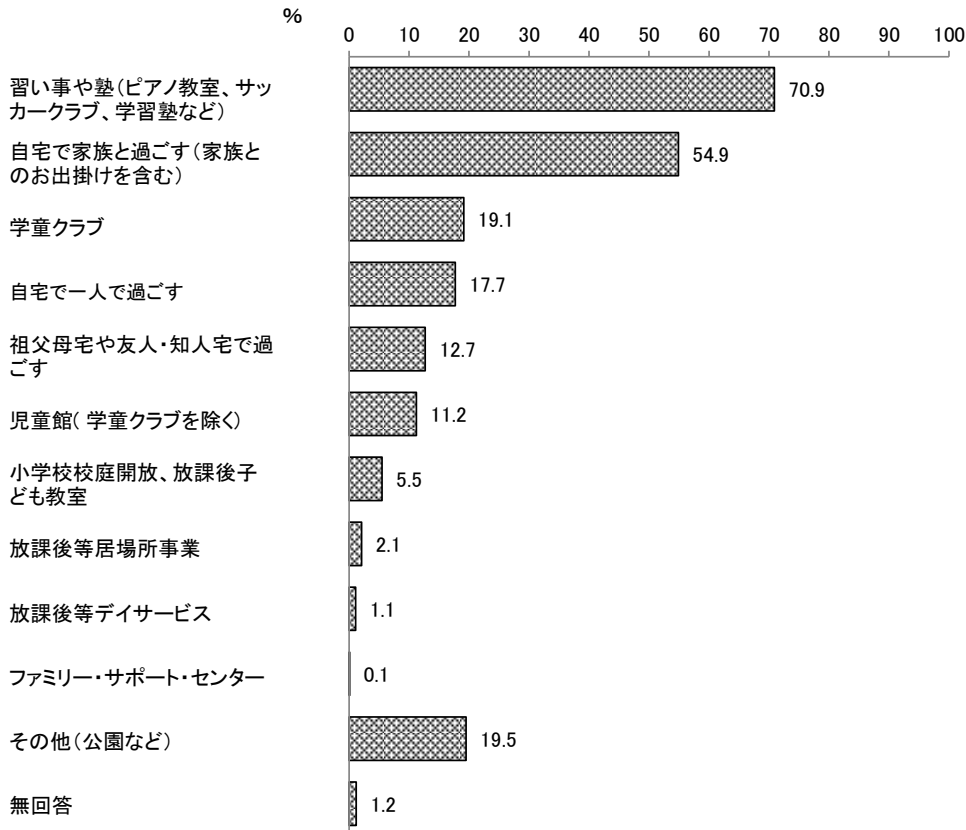
○ 帰宅時刻



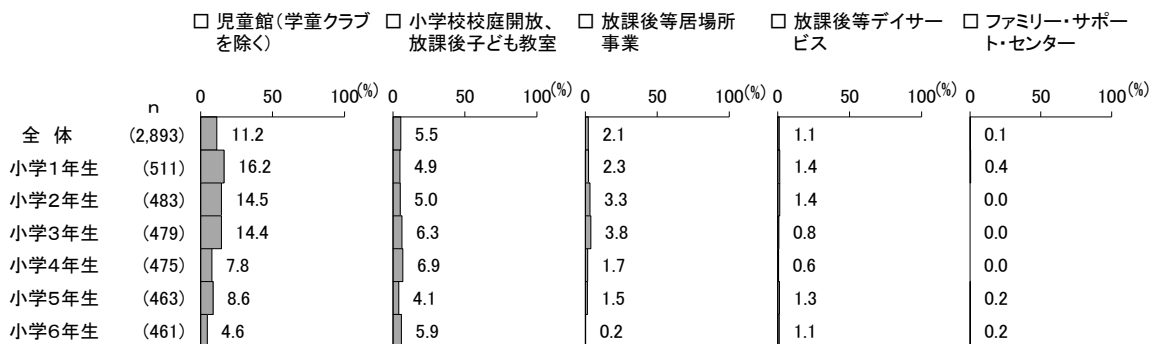
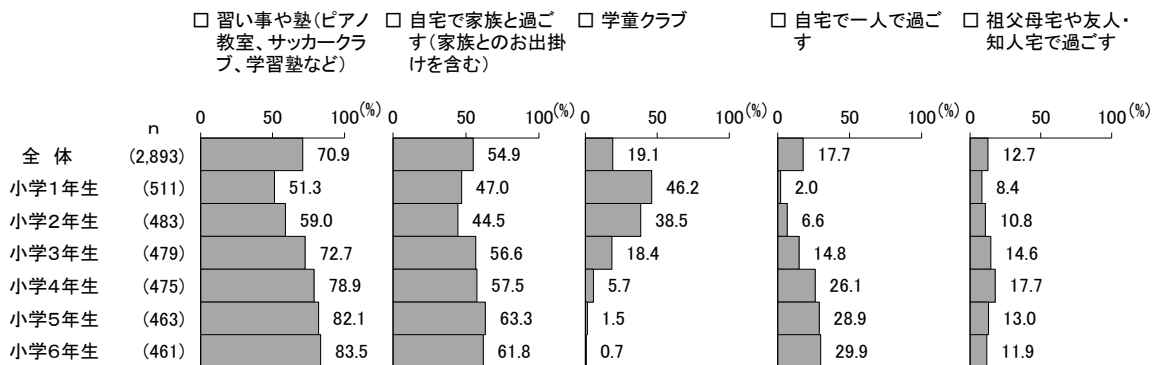
4. 子どもの放課後の過ごし方【問9～問10】

(1) 現在の放課後の過ごし方

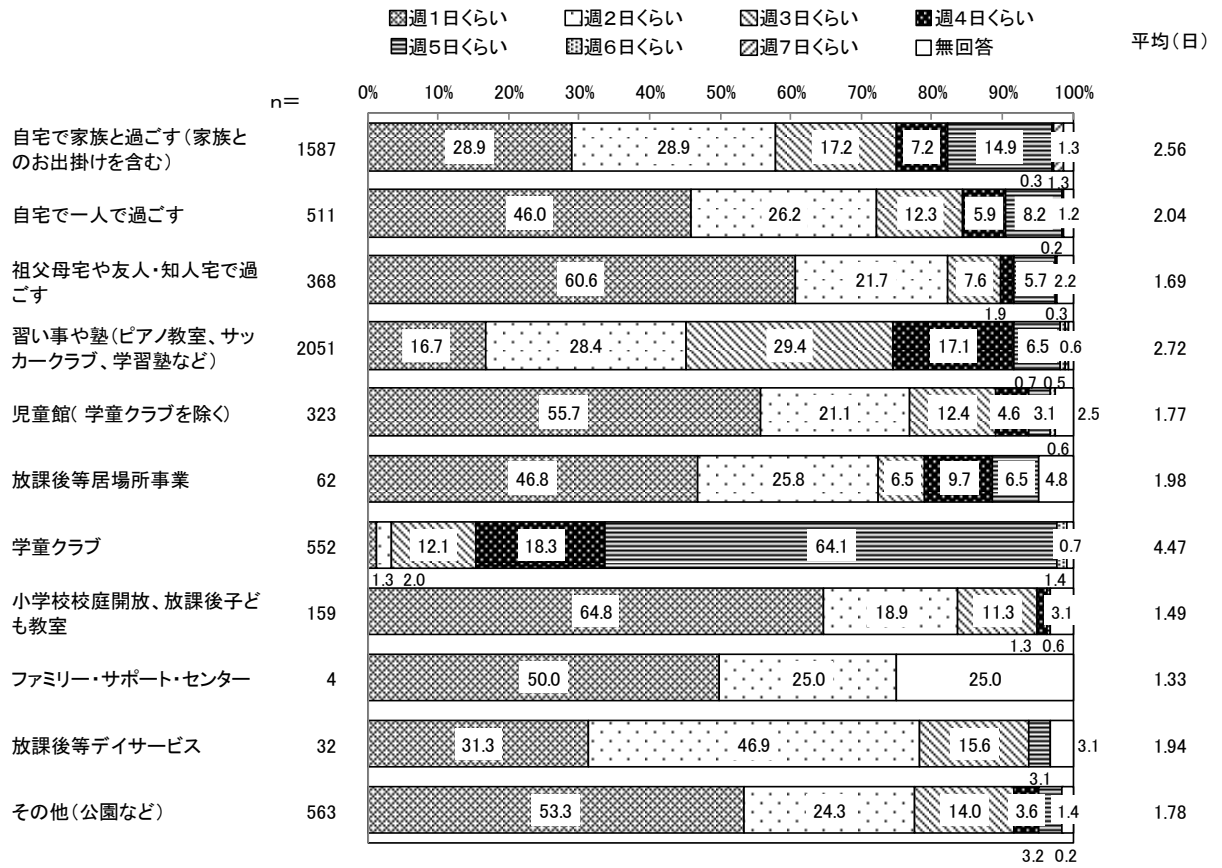
n = 2893



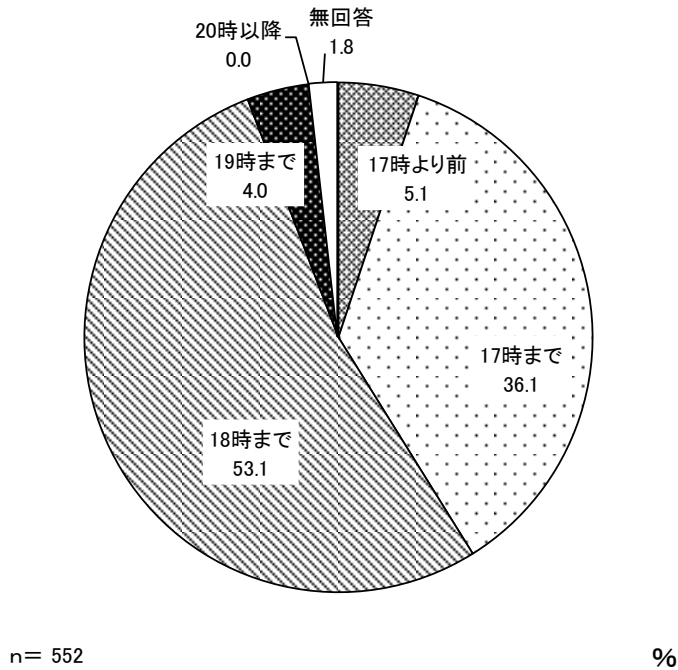
○現在の放課後の過ごし方(学年別)



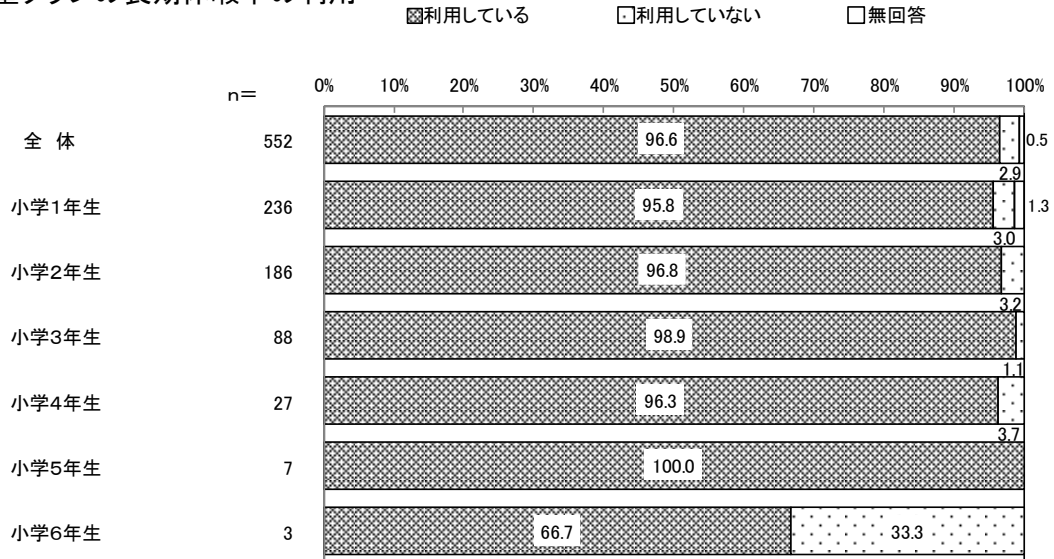
○利用日数



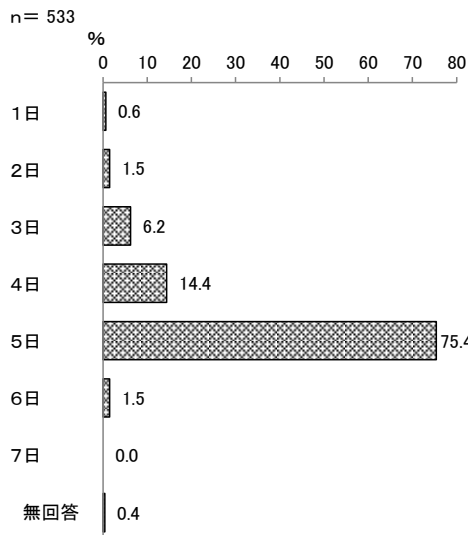
○学童クラブの利用時間



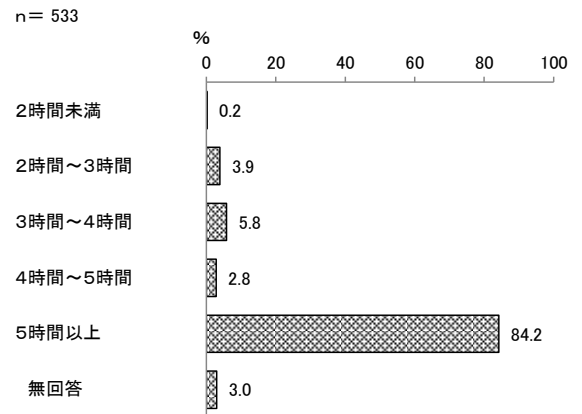
(2) 学童クラブの長期休暇中の利用



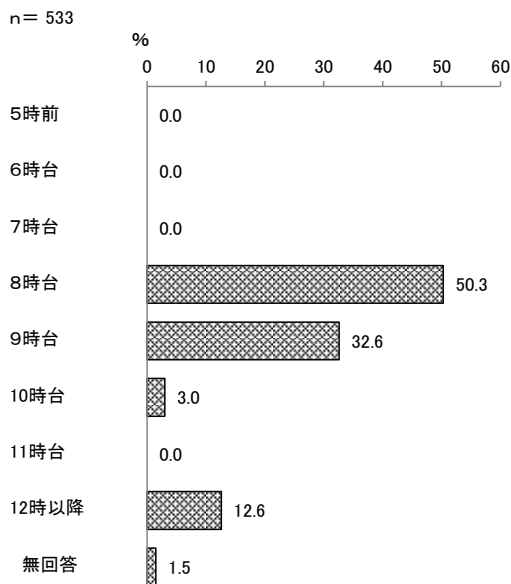
○ 利用日数



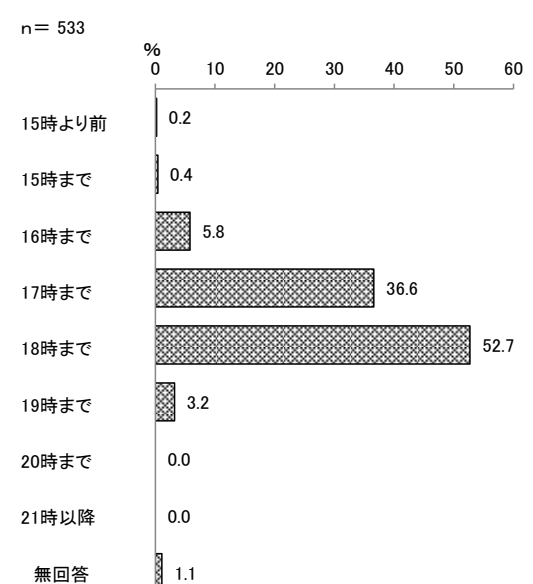
○ 利用時間



○ 利用開始時刻

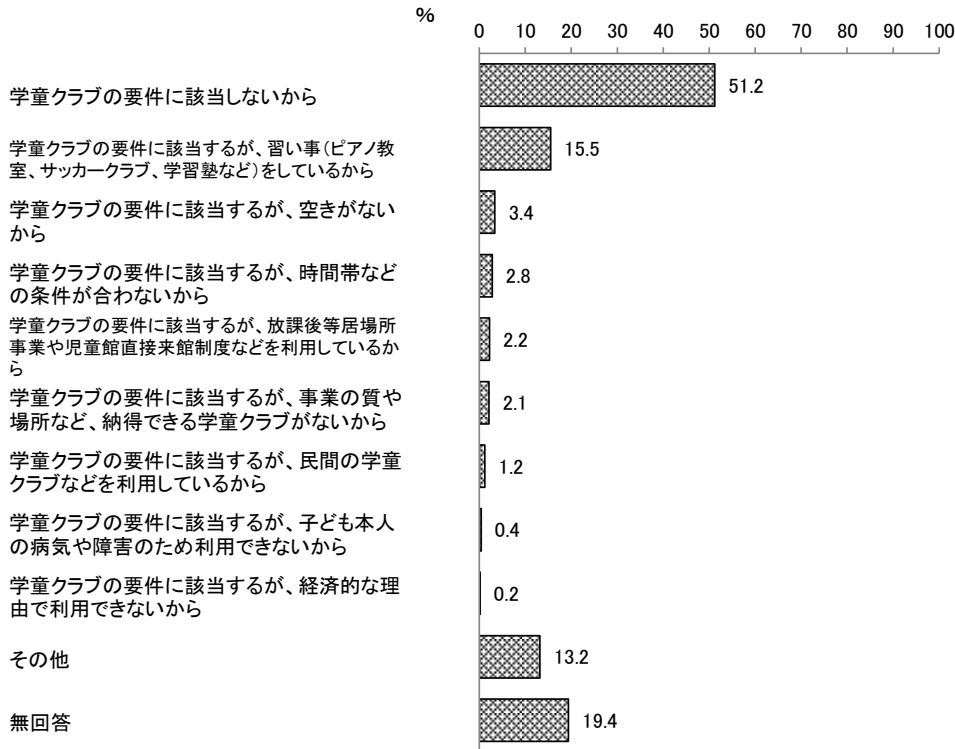


○ 利用終了時刻

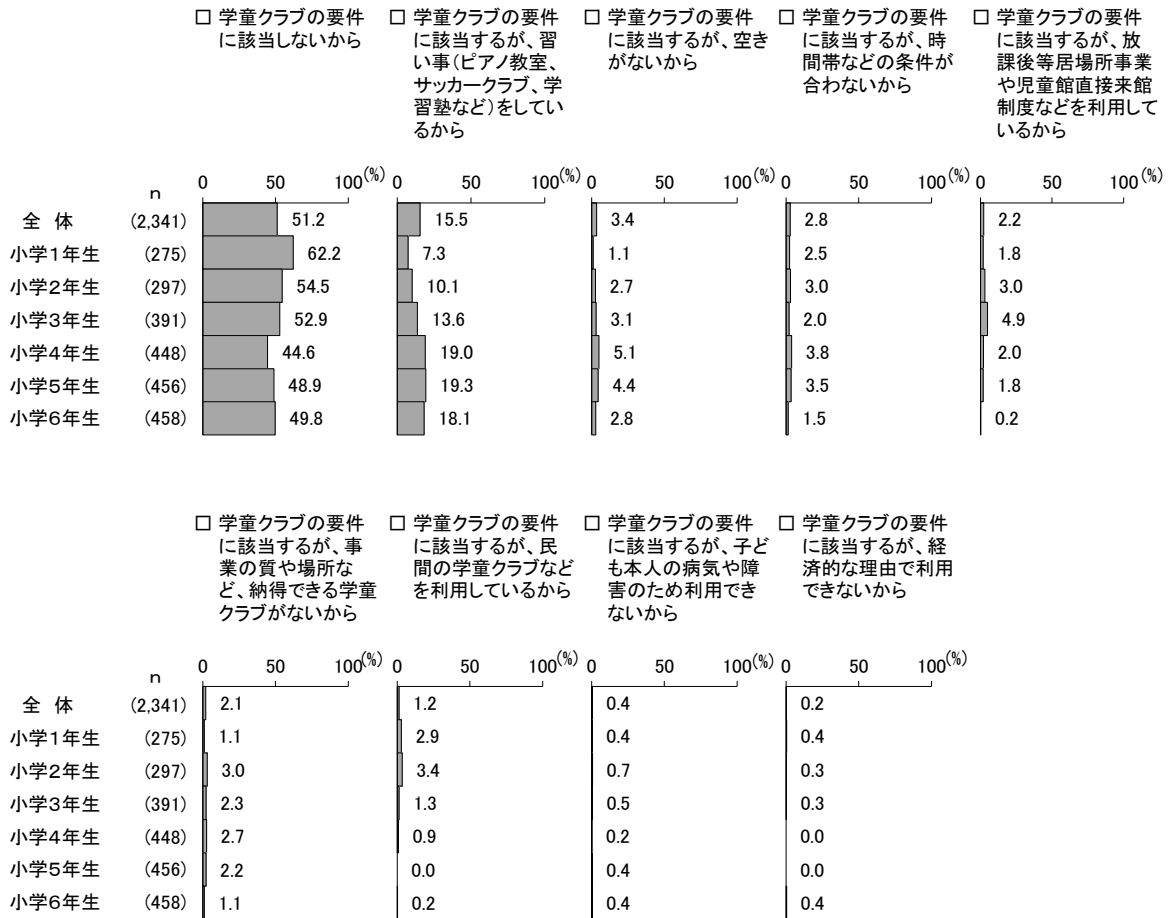


(3) 学童クラブを利用しない理由

n = 2341

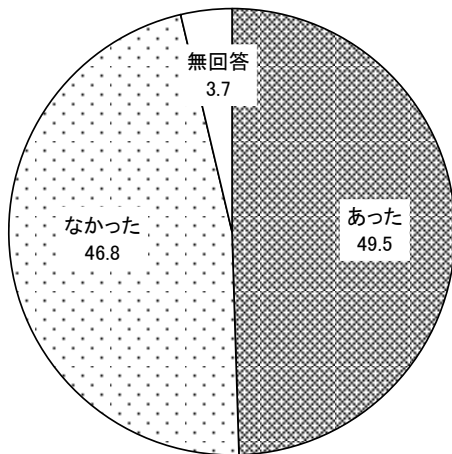


○学童クラブを利用しない理由(学年別)



5. 一時預かり等の利用状況【問11～12】

(1)この1年間に保護者の私用で子どもを預けた経験の有無

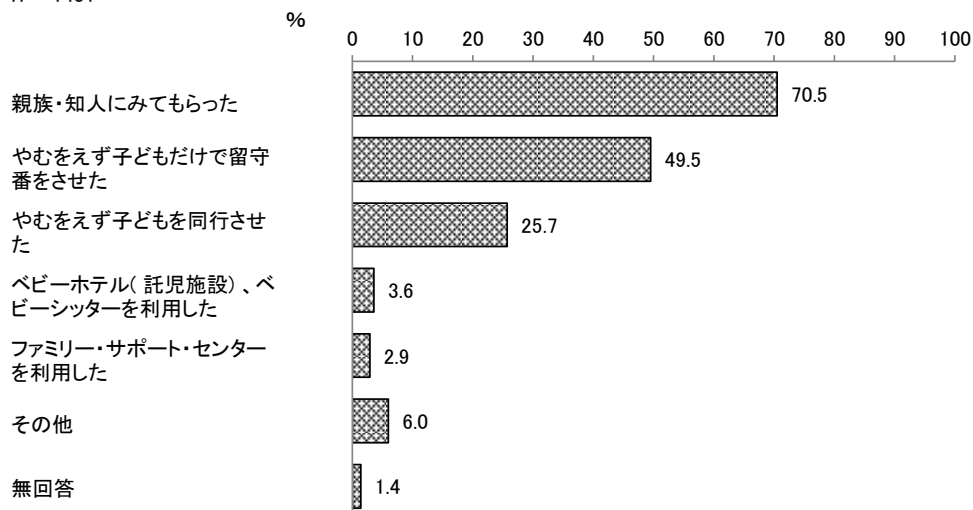


n = 2893

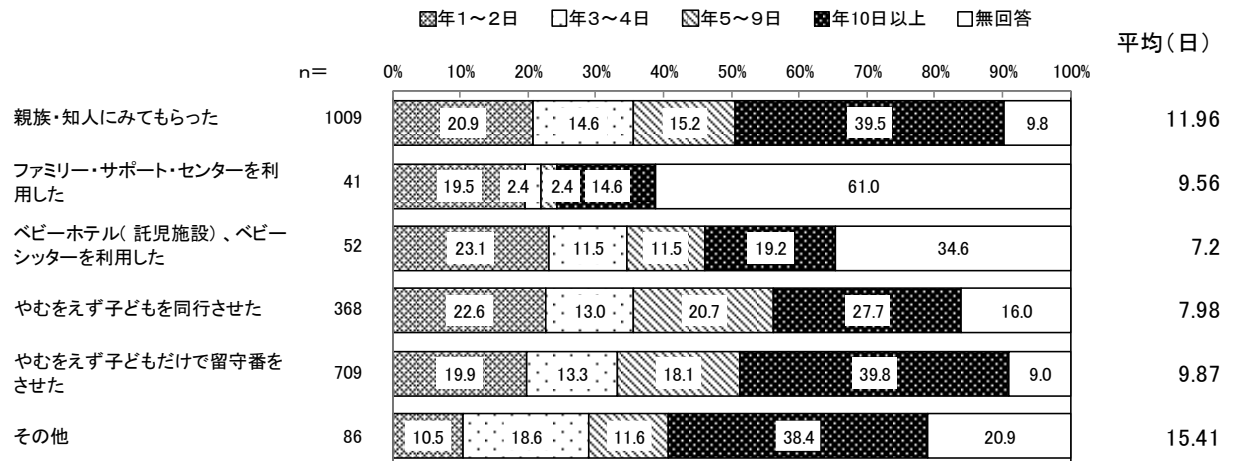
%

(2)この1年間に保護者の私用で子どもを預けた際の行動

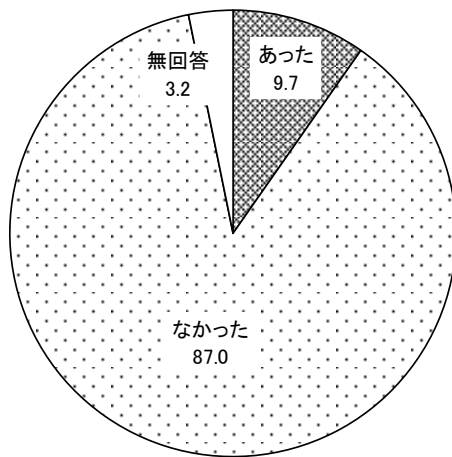
n = 1431



○子どもを預けた日数



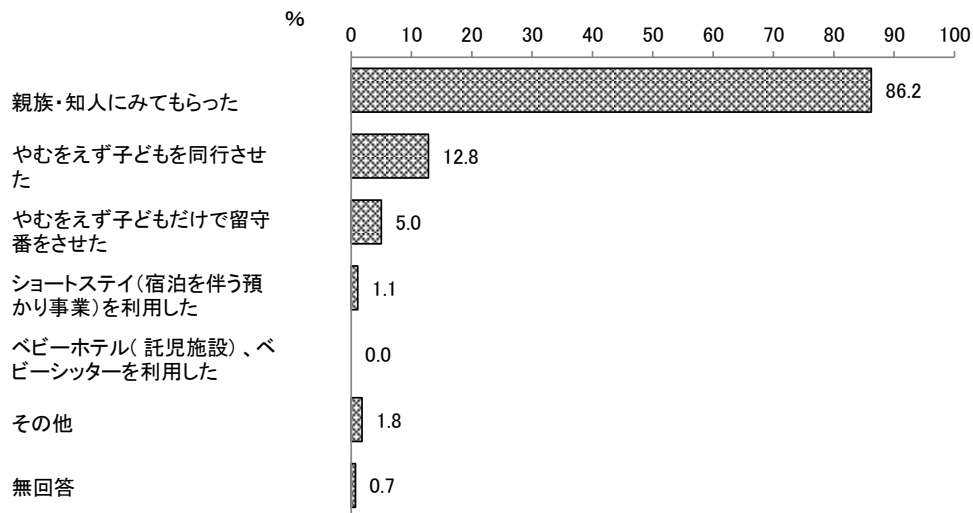
(3)この1年間に宿泊を伴って子どもを預けた経験の有無



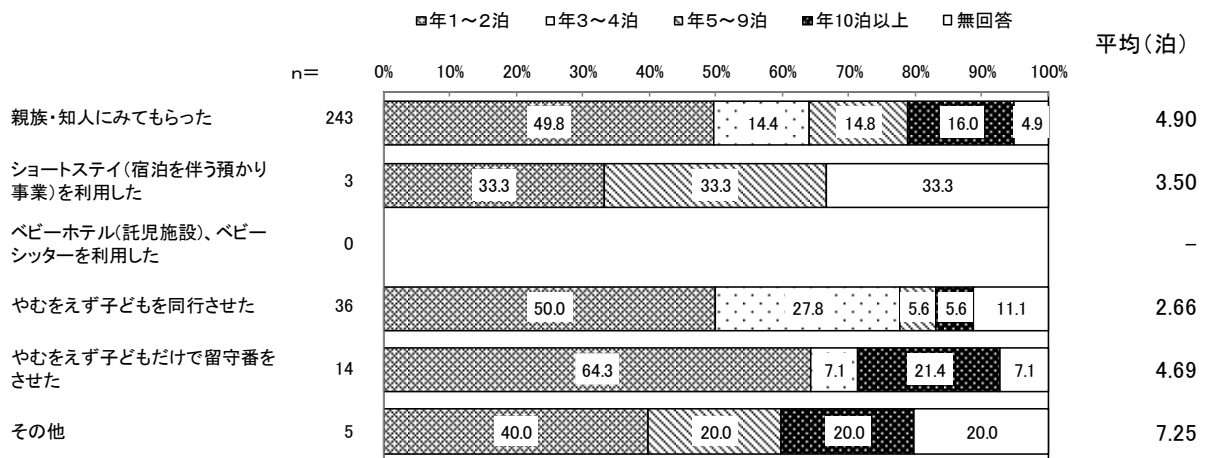
n = 2893

%

(4) 宿泊を伴って子どもを預けた際の行動

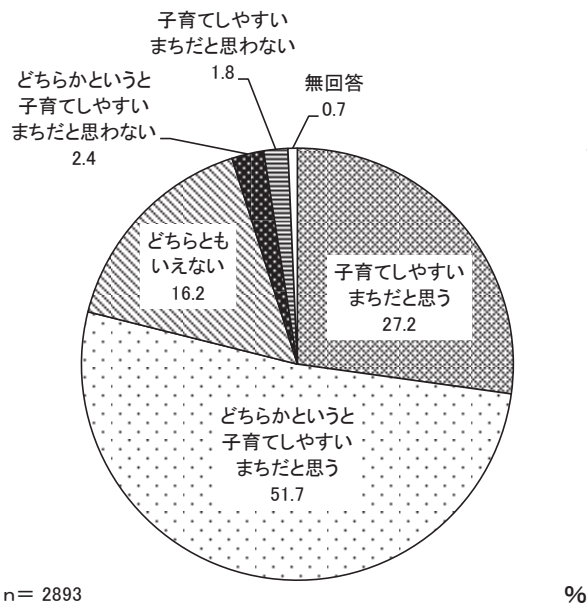


○子どもを預けた日数(泊)

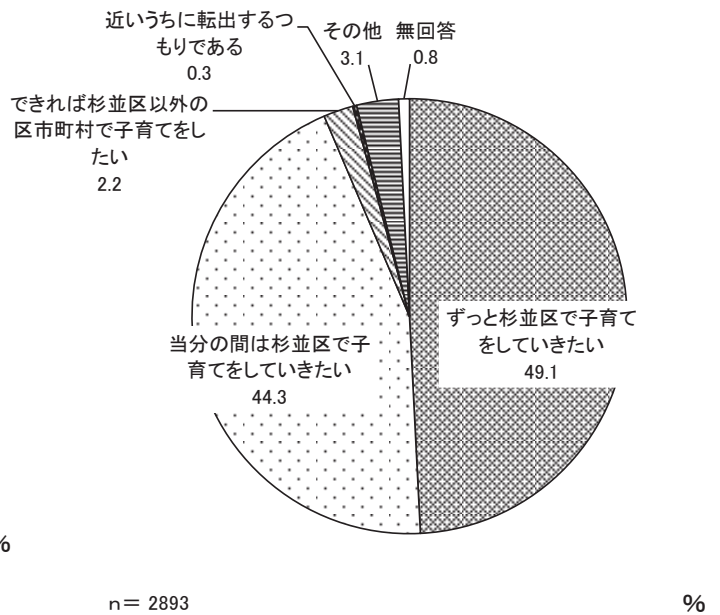


6. 杉並区の子育てについて【問13～14】

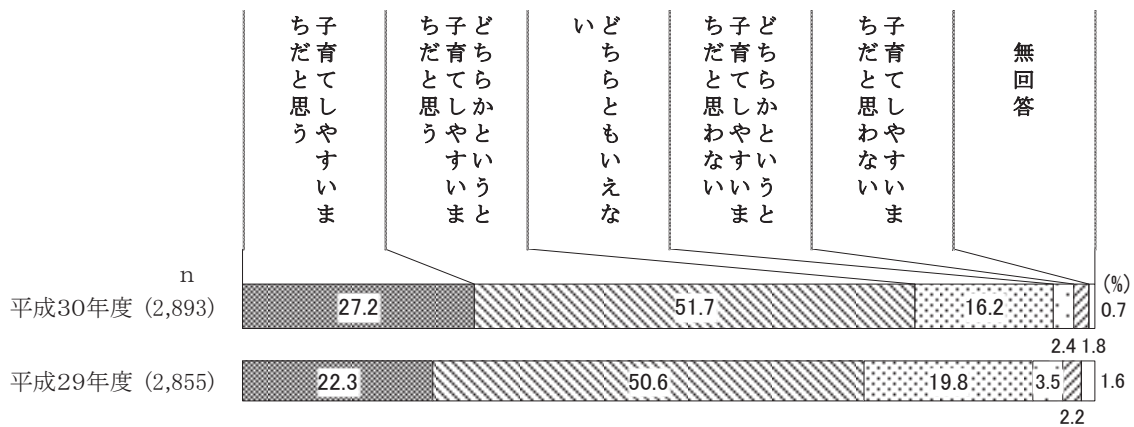
(1) 杉並区の子育てのしやすさ



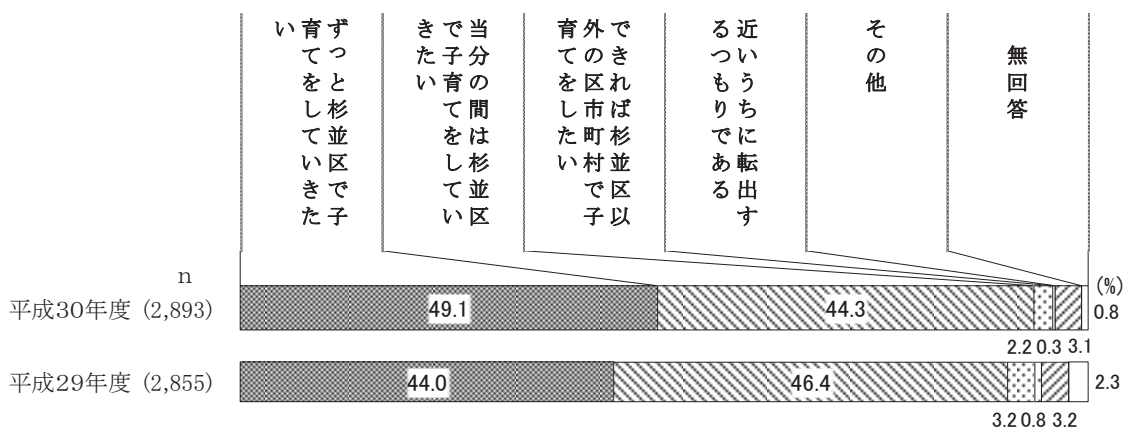
(2) 杉並区での子育ての継続意向



○ 杉並区の子育てのしやすさ(経年比較)



○ 杉並区での子育ての継続意向(経年比較)



杉並区子ども・子育て支援事業計画

【第2期：令和2～6年度】

令和2年2月発行

| |
|---------|
| 登録印刷物番号 |
|---------|

| |
|---------|
| 31-0102 |
|---------|

編集・発行 杉並区子ども家庭部子育て支援課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
電話 03-3312-2111(代)

☆杉並区の公式ホームページでもご覧になれます。 <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>